

## 〔応援協定等関係〕

### ○山梨県消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

**第1条** この協定は、山梨県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山梨県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

**第2条** 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

**第3条** この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請）

**第4条** この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、山梨県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- （1）災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- （2）要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- （3）その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、山梨県総務部消防防災課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害の種別
- （2）災害の発生場所及び災害の状況
- （3）災害発生現場の気象状態
- （4）飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- （5）災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- （6）応援に要する資機材の品目及び数量
- （7）その他必要な事項

（消防防災航空隊の派遣）

**第5条** 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

（航空隊の隊員の指揮）

**第6条** 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行う

ものとする。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

**第7条** 山梨県は、第4条に基づく応援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び消防防災航空隊に消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める山梨県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

**第8条** 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山梨県常備消防相互応援協定書（昭和61年6月1日施行。以下「相互応援協定」という。）第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

**第9条** この協定に基づき応援に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第6条の規定にかかわらず、山梨県が負担するものとする。

(その他)

**第10条** この協定に定めのない事項は、山梨県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

**第11条** この協定は、平成7年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成7年3月20日

甲府市丸の内一丁目6-1

甲 山梨県知事

乙 各 市 町 村

消防管理者

## ○災害時における相互応援に関する協定書

(協定の趣旨)

**第1条** 中部西関東市町村地域連携軸協議会（以下「協議会」という。）は、協議会構成会員市町村（以下「協定市町村」という。）において大規模な災害が発生した場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

**第2条** 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供
- (5) 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供
- (6) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援体制の確保)

**第3条** 協定市町村は、迅速な応援体制を確保するため、当該地域を3つのブロックに分け、それぞれのブロックにブロック長及び副ブロック長を置くものとする。

(情報の共有)

**第4条** 協定市町村は、災害時の相互応援に備えるため、防災に関する情報について相互に交換し、共有するものとする。

(応援要請)

**第5条** 災害を受けた協定市町村が応援の要請をしようとするときは、電話、ファックス等により要請するものとする。

(応援の自主出動)

**第6条** 報道機関等の情報により、協定市町村に災害が発生したことを知った他の協定市町村は、前条の規定による要請がない場合でも、必要な応援を行うことができるものとする。

(派遣職員の指揮)

**第7条** 応援のために派遣された職員は、災害を受けた協定市町村の災害対策本部の指揮下に入るものとする。

(経費の負担)

**第8条** 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援のため又は情報収集のために職員等を派遣することに要した経費は、派遣側の協定市町村が負担する。
- (2) 救援物資の調達、その他要請による援助に要した経費は、援助を受けた協定市町村が負担する。

(細目協定)

**第9条** この協定の実施に関する細目については、別に定める。

(疑義の解決)

**第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定市町村が協議して定めるものとする。

# 附 則

この協定は、平成9年8月6日から施行する。

長野県佐久市大字中込3,056

佐久市長

長野県南佐久郡臼田町大字臼田89—4

臼田町長

長野県南佐久郡佐久町大字高野町569番地

佐久町長

長野県南佐久郡小海町大字豊里107—1

小海町長

長野県南佐久郡川上村大字大深山525

川上村長

長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口1,051

南牧村長

長野県南佐久郡南相木村3,525—1

南相木村長

長野県南佐久郡北相木村2,744番地

北相木村長

長野県南佐久郡八千穂村大字畑164番地

八千穂村長

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市長

山梨県韮崎市水神1—3—1

韮崎市長

山梨県北巨摩郡双葉町下今井171

双葉町長

山梨県北巨摩郡明野村上手5,219—1

明野村長

山梨県北巨摩郡須玉町若神子2,155

須玉町長

山梨県北巨摩郡高根町村山北割3,261番地

高根町長

山梨県北巨摩郡長坂町長坂上条2,575—19

長坂町長

山梨県北巨摩郡大泉村谷戸3,025

大泉村長

山梨県北巨摩郡小淵沢町835

山梨県北巨摩郡白州町白須312

白州町長

山梨県北巨摩郡武川村牧原931番地

武川村長

山梨県中巨摩郡竜王町篠原2610

竜王町長

山梨県中巨摩郡敷島町島上条1248

敷島町長

山梨県中巨摩郡玉穂町成島2266

玉穂町長

山梨県中巨摩郡昭和町押越542—2

昭和町長

山梨県中巨摩郡田富町臼井阿原301—1

田富町長

山梨県中巨摩郡八田村野牛島2,314—3

八田村長

山梨県中巨摩郡白根町飯野2,806

白根町長

山梨県中巨摩郡芦安村芦倉516番地

芦安村長

山梨県中巨摩郡若草町寺部659

若草町長

山梨県中巨摩郡楡形町小笠原376

楡形町長

山梨県中巨摩郡甲西町鮎沢1,212番地

甲西町長

山梨県西八代郡上九一色村古関1,158番地

上九一色村長

山梨県西八代郡三珠町上野2,714—2

三珠町長

山梨県西八代郡市川大門町1,733—1

市川大門町長

山梨県西八代郡六郷町岩間495番地

六郷町長

山梨県西八代郡下部町常葉1,025番地

小淵沢町長

山梨県南巨摩郡増穂町天神中条1, 134番地

増穂町長

山梨県南巨摩郡鯉沢町1, 599—5

鯉沢町長

山梨県南巨摩郡中富町切石350番地

中富町長

山梨県南巨摩郡早川町高住758番地

早川町長

山梨県南巨摩郡身延町梅平2, 483—36

身延町長

下部町長

山梨県南巨摩郡南部町内船4, 473—1

南部町長

山梨県南巨摩郡富沢町福士28505番地の2

富沢町長

静岡県静岡市追手町5番1号

静岡市長

静岡県清水市旭町6番8号

清水市長

## ○災害時における相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

**第1条** この実施細目は、災害時における相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）の実施について必要な事項を定める。

(備蓄リストの整備)

**第2条** 協定書第4条の規定による情報を共有するために、協定市町村は食糧、その他物資等の備蓄リスト（第1号様式）を整備し、相互に活用する。

(応援要請手続き)

**第3条** 協定書第5条の規定による応援手続きは、次に掲げる事項を明らかにし、後日、応援要請書（第2号様式）を提出する。

- (1) 被害の種類、場所、状況
- (2) 物的な応援を要請する場合には、品名、数量等
- (3) 人的な応援を要請する場合には、職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び交通経路並びに応援期間
- (5) 被災者の一時収容を要請するときは、世帯数及び人数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定により応援した協定市町村は、速やかに応援通知書（第3号様式）を応援要請した協定市町村へ送付する。

(応援物資等の受領通知)

**第4条** 応援を受けた協定市町村は、前条第2項の応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援物資等受領書（第4号様式）を応援を要請した協定市町村へ送付する。

(連絡方法)

**第5条** 災害が発生した場合の協定市町村間における連絡方法については、次のとおりとする。

- (1) 災害を受けた協定市町村は、各ブロックのブロック長（災害を受けた協定市町村がブロック長の場合は副ブロック長）へ連絡する。
- (2) 前号により連絡を受けた各ブロックのブロック長又は副ブロック長は、同ブロック内協定市町村との連絡・調整を図り、必要な指示・要請を行うものとする。
- (3) 応援する協定市町村は、各ブロックのブロック長又は副ブロック長からの指示要請に基づき応援を行う。

(応援終了の報告)

**第6条** 応援した協定市町村は、応援を終了したときは、応援終了報告書（第5号様式）を災害を受けた協定市町村へ送付する。

(連絡担当部局)

**第7条** 各応援協定市町村は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、必要な事項について緊密な連絡を行うものとする。

### 附 則

この実施細目は、平成9年8月6日から施行する。

様式 略

## ○全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時に おける相互応援に関する協定書

全国市町村あやめサミット連絡協議会に加盟している自治体（以下「自治体」という。）間において、地震等による大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、自治体の地域で発生した大規模災害に関し、自治体間の相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

**第2条** 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）災害復旧活動における職員の派遣及び後方支援
- （2）被害状況の把握や救助等の応急活動における職員の派遣及び後方支援
- （3）備蓄物資及び資機材、車両等の提供及びあっせん
- （4）被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- （5）前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の窓口等）

**第3条** あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに会長自治体（会長自治体が被災した場合は、名誉会長自治体）に連絡するとともに、必要な情報を随時、相互に交換するものとする。

（応援の手段）

**第4条** 応援は、情報収集等を行い自治体が被災したと確認又は判断されるときは会長自治体（会長自治体が被災した場合は、名誉会長自治体）と連絡をとり、自主的に応援を行うものとする。

（経費の負担）

**第5条** 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、応援を行う自治体が負担する。
  - （2）援助に要する経費は、援助を行う自治体が負担する。
- 2 前項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた自治体と応援をした自治体で協議して定めるものとする。

（情報の交換）

**第6条** この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料の情報交換会（会議）をあやめサミットに併せて行うものとする。

（他の協定との関係）

**第7条** この協定は、自治体が既に締結している協定を妨げるものではない。

（その他）

**第8条** この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。
- 2 この協定の成立を証するため、本書34通を作成し、その1通に同意書を添付のうえ、名誉会長自治体が保有する。また、その他の自治体は残りの33通にそれぞれ同意書の写しを添付のうえ、その1通を保有する。

平成12年4月26日

全国あやめサミット連絡協議会

会長 佐原市長 鈴木 全 一

次の34自治体の長の同意書を添付する。

北海道長万部町、北村、厚岸町 岩手県東和町

宮城県古川市、多賀城市、一迫町、南方町 山形県長井市

福島県鏡石町、会津高田町 新潟県新発田市、栄町 茨城県潮来町

栃木県高根沢町 埼玉県北川辺町、菖蒲町、庄和町

千葉県佐原市 山梨県増穂町、櫛形町 静岡県伊豆長岡町

長野県明科町 岐阜県海津町 愛知県東郷町 三重県多度町

滋賀県中主町 兵庫県大河内町 和歌山県中津村 鳥取県江府町

広島県上下町 福岡県瀬高町 大分県日田市 宮崎県都城市



## ○災害時における相互協力に関する覚書

峡西郵便局長及び榊郵便局長（以下「甲」という。）と南アルプス市長（以下「乙」という。）は、南アルプス市内に発生した地震風水害その他の災害時において、南アルプス市及び南アルプス市内郵便局が相互に協力し、必要な活動を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

**第1条** この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

**第2条** 甲及び乙は、南アルプス市内に災害が発生したときは、次の各号に掲げる事項について、必要に応じ相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲は災害時における郵便・為替貯金・簡易保険に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策を行う。
- (2) 甲が管理する集配郵便局において、必要に応じて、道路の被災状況等に関する情報提供を行うほか、休憩所としてトイレ、飲料水その他施設の提供
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を避難場所、応急仮設用地等として提供
- (4) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を郵便局集積所等として提供
- (5) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- (6) 甲が、必要に応じて行う避難所における郵便差出箱の設置
- (7) その他前各号に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

**第3条** 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

**第4条** 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の規定により難しい場合は、別途、甲乙との間において協議するものとする。

（災害対策本部との連絡）

**第5条** 甲は、乙の災害対策本部へ連絡のため、必要に応じて郵便局職員を派遣することができる。

（防災訓練への参加）

**第6条** 南アルプス市内の郵便局は、乙が行う防災訓練等に参加することができる。

（協議連絡事項）

**第7条** 甲及び乙は、この協定の円滑な推進を図るため、必要に応じて次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 安否情報等の連絡体制の整備に関すること。
- (2) 協力要請の円滑化に関すること。
- (3) 相互の情報交換に関すること。

(連絡責任者)

**第8条** この覚書に関する連絡責任者は、甲においては総務担当副局長、乙については総務課長とする。

(協議)

**第9条** この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、その都度両者が協議して決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保管する。

平成15年7月17日

甲 南アルプス市下宮地563—4  
峡西郵便局長 原 憲 吾  
南アルプス市上宮地366  
榊郵便局長 横 内 俊 武  
(中巨摩西部会長)

乙 南アルプス市小笠原376  
南アルプス市長 石 川 豊

## ○災害時における応急対策業務に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市建設安全協議会（以下「乙」という。）とは、南アルプス市地域防災計画に基づき、地震、風水害、雪害等の災害（以下「災害」という。）が発生、又はその恐れがある場合において、応急対策業務の実施に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時における民間協力の一環として、乙の協力に関し必要な事項を定める。

（協力要請）

**第2条** 甲は、乙に対して次の範囲の協力を要請することができる。

- （1）住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- （2）甲が管理する道路、河川等の施設（以下「公共土木施設」という。）の機能確保等、緊急を要する公共土木施設の応急復旧作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（業務の指示等）

**第3条** 甲は、災害の実情に応じて、乙に対し業務内容、日時及び場所を指定し、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の事項を明らかにし、文書で要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合は、最優先して建設資機材等を提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請による応急作業を行うにあたり、乙は甲の職員の指示に従うものとする。

4 乙は、第1項に基づき出動したときは、直ちに責任者、出動時間、建設資機材等を甲に対して通知するものとする。また、当該応急対策業務終了後も、速やかに甲に報告するものとする。

5 甲及び乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、各地区の担当区域をあらかじめ協議の上、定めておくものとする。ただし、災害の状況その他やむを得ない事情が発生したときは、担当区域を変更することができる。

（経費の負担）

**第4条** この協定に基づき、乙の行った応急対策業務に要した費用については甲が負担する。

2 前項の積算単価は、甲が定める設計単価表によるものとし、甲と乙が協議の上、支払うものとする。

（災害補償）

**第5条** 第2条の規定により応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、消防団員等公務災害補償共済制度の規定の例による。

（効力）

**第6条** この協定の有効期限は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれからの申し出がない限り自動的に継続するものとする。

（協議事項）

**第7条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成17年 2 月28日

甲 南アルプス市小笠原376  
南アルプス市長

印

乙 南アルプス市西野2229  
南アルプス市建設安全協議会長

印

## ○災害時における物資の供給応援に関する協定書

南アルプス市内に地震、暴風、豪雨、大火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に対処するため、南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市商工会（以下「乙」という。）とは、物資の供給応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時において、甲から乙に対して行う物資の供給応援の要請に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（要請）

**第2条** 甲は、南アルプス市内に災害が発生した場合において、物資の調達を必要とするときは、乙に対し、物資の供給応援を要請することができる。

（要請手続）

**第3条** 甲は、乙に対し、前条の規定により物資の供給応援を要請するものとする。

（物資の供給等）

**第4条** 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に関し、積極的に協力するものとする。

（引渡し）

**第5条** 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（価格）

**第6条** 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とする。

（支払）

**第7条** 甲は、乙から供給を受けた物資の代金を支払うものとする。

（情報交換）

**第8条** 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、適宜情報の交換を行い災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

**第9条** この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長とし、乙においては南アルプス市商工会事務局長とする。

（有効期限）

**第10条** この協定の有効期間は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

**第11条** この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年8月23日

（甲） 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 石 川 豊

(乙) 山梨県南アルプス市飯野2812  
南アルプス市商工会  
会長 小 林 寛 樹

## ○災害時非常無線通信の協力に関する協定

南アルプス市（以下「市」という。）と南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、災害情報の収集及び伝達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び伝達について、市民の安全と生活の早期安定を確保するために行政及び民間がともに協力し、地域の総力をあげて災害対策を進めていくことが大切であるとの共通認識のもとに、市が連絡会議に協力を求める場合の手続きを定めるものとする。

（協力の要請）

**第2条** 市は、市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、公衆通信網その他の方法手段による通信連絡困難又は不可能な場合であって、情報の収集及び伝達について、連絡会議の協力を必要とするときは、連絡会議に加入している無線局に協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた無線局は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

3 市と連絡会議は毎年共同して非常災害時の情報収集伝達訓練を行うものとする。

（協力要請の手続）

**第3条** 前条第1項の規定により無線局に協力を要請する場合の要請手続は、南アルプス市総務部長が担当する。

（通信統制）

**第4条** 無線局が第2条第2項及び第3項の規定により通信活動を行う場合は、総務部長が指定する無線局の統制に従うものとする。

2 非常災害時において市は通信設備等の設置場所を上記無線局に指定して提供するものとする。

3 連絡会議の会員は協力要請がなくても必要と思われる災害情報について市に提供することができる。

（補償）

**第5条** 第2条第2項の規定により通信活動中の連絡会議の会員に人身事故が発生した場合の補償は、消防団員等公務災害補償共済制度の規定及び南アルプス市総合災害補償規定の例による。

（報告）

**第6条** 連絡会議会長は協力できる無線局の状況について、毎年3月末日までに別に定める様式により市長に報告するものとする。

（協議）

**第7条** この協定の実施に関して必要な事項は、市と連絡会議とが協議して定める。

**第8条** この協定は、平成17年4月17日から効力を発生する。

この協定の成立を証するため協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通保有する。

平成17年 4 月17日

南アルプス市

市 長 石 川 豊

南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡会議

会 長 川 崎 芳 博



## ○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

**第1条** この協定は、山梨県市長会を構成する市長の協議により、甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市及び中央市（以下「都市」という。）において、大規模な災害及び市国民保護計画が対象とする事態（以下「大規模災害等」という。）が発生し又は発生する恐れがある場合には、被害を受けた若しくは受ける恐れがある都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合若しくはできないと判断される場合に、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき都市間の相互応援協力を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

**第2条** 都市は、大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ別紙（様式第1号）のとおりに相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

(応援の種類)

**第3条** 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者等を一時受入れるための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災都市が必要と認めるもの

(応援要請の手続)

**第4条** 被災都市が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第2条の連絡担当部課を通じ別に定める様式（様式第2号）により文書にて要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、電話又は電信（ファックス・メール等）などにより応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号及び第6号に掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

**第5条** 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号の掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援を行う都市が支弁する。
- (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災都市が負担する。

(3) 被災都市が前号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合は、応援する協定都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(災害補償等)

**第6条** 第4条の定めにより派遣された応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援を行う都市が負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

**第7条** 都市は、被災都市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災都市に対し応援を行うことができる。

2 自主出動した都市は、情報収集を行うとともに、被災都市に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。

3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災都市から第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(資料等の交換)

**第8条** 都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、国民保護計画及びその他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(市町村合併による取扱い)

**第9条** 構成都市が合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

**第11条** この協定は、平成19年1月12日から施行する。

この協定の成立を証するため、都市署名押印のうえそれぞれ一通を保有する。

平成19年1月12日

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市長

山梨県富士吉田市下吉田1842番地

富士吉田市長

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

都留市長

山梨県大月市大月二丁目6番20号

大月市長

山梨県韮崎市水神一丁目3番1号

韮崎市長

山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長

山梨県甲斐市篠原2610番地

甲斐市長

山梨県笛吹市石和町市部777番地

笛吹市長

山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

北杜市長

山梨県上野原市上野原3832番地

上野原市長

山梨県山梨市小原西955番地

山梨市長

山梨県甲州市塩山上於曾1040番地

甲州市長

山梨県中央市臼井阿原301番地1

中央市長

## 様式第 1 号

大規模災害等発生時の連絡担当部課

( 市)

|               |       |     |        |
|---------------|-------|-----|--------|
| 連絡部課名         |       |     |        |
| 県防災無線電話番号     |       | 地上  |        |
|               |       | 衛星  |        |
| 衛星携帯電話可搬用電話番号 |       |     |        |
| 連絡担当者         | 責任者   |     |        |
|               | 補助者   |     |        |
| 連絡先電話番号等      | 勤務時間内 | 責任者 | TEL    |
|               |       |     | 携 帯    |
|               |       |     | TEL    |
|               |       |     | FAX    |
|               |       |     | e-mail |
|               |       | 補助者 | TEL    |
|               |       |     | 携 帯    |
|               |       |     | TEL    |
|               |       |     | FAX    |
|               |       |     | e-mail |
|               | 勤務時間外 | 責任者 | TEL    |
|               |       |     | 携 帯    |
|               |       |     | TEL    |
|               |       |     | FAX    |
|               |       |     | e-mail |
|               |       | 補助者 | TEL    |
| 携 帯           |       |     |        |
| TEL           |       |     |        |
| FAX           |       |     |        |
| e-mail        |       |     |        |
| 備考            |       |     |        |

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

## 様式第 2 号

号

年 月 日

様

住 所

氏 名

## 大規模災害等発生による応援要請について

大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書第 4 条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

| 項 目                 | 内 容 |
|---------------------|-----|
| (1) 被害状況            |     |
| (2) 応援内容の種類         |     |
| (3) 応援を要する職種<br>別人員 |     |
| (4) 応援場所、到達経<br>路   |     |
| (5) 応援を受ける期間        |     |
| (6) その他応援に必要な<br>事項 |     |

## ○災害時緊急応援対策実施に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市電気設備安全協議会（以下「乙」という。）とは、南アルプス市地域防災計画に基づき、地震、風水害、雪害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、照明資材の確保、復旧に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時における民間協力の一環として、乙の協力に関し必要な事項を定める。

（協力要請）

**第2条** 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に復旧資材、技術者応援の確保を図る必要が生じたときは、乙に対して資材の調達、技術者応援等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲の要請があったときは、乙に加入している会員（以下「会員」という。）に周知しすみやかに資材の調達、技術者応援等必要な措置を講ずることに協力するものとする。

（協力の方法）

**第3条** 前条第2項により乙は、会員が保有する資材、技術者を甲に対して優先的に供給するよう措置するものとする。この場合会員が保有する資材のみでは不足すると認められた場合は、県内外に緊急調達の措置を講ずるものとする。

2 甲は、乙の要請があったときは、乙が行なう緊急調達に関して協力を行なうものとする。

（復旧資材の種類）

**第4条** 復旧資材の種類は次のとおりとする。

（1）別表に掲げる応急復旧資材、非常用発電機

（2）その他特に必要とする応急復旧資材

（経費の負担）

**第5条** この協定に基づき、乙の行った応急対策業務に要した費用については甲が負担する。

2 前項の価格は、災害時発生前における価格を基準とした適正な価格とする。

（協議事項）

**第6条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（効力）

**第7条** この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間有効とする。ただし、甲乙双方に異議のない場合には、1年を単位として自動的に継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年5月29日

甲 南アルプス市小笠原376

南アルプス市長

石 川 豊 印

乙 南アルプス市藤田1514—2

南アルプス市電気設備安全協議会長

水 上 俊 彦 印

(別表)

## 電気関係災害復旧資材

| 品 名       | 規 格                       | 備考 |
|-----------|---------------------------|----|
| 電 線       | F ケーブル1.6mm×2 C、2.0mm×2 C |    |
| 電 線       | D V2.0×2 C、2.6×2 C        |    |
| ソ ケ ッ ト   | 100V用15A線付ソケットE26         |    |
| 開 閉 器     | 安全ブレーカー2 P20A             |    |
| 電 球       | 40w～100w E26              |    |
| 平 形 ガ イ シ | D V引き留め用                  |    |
| ビニールテープ   | 20m巻き                     |    |
| 露出コンセント   | 15A 1口～3口用                |    |
| エンジン付発電機  | 100v 1KVA～3KVA            | 貸与 |



## ○災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と“会社名”（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

**第 1 条** 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

（１）南アルプス市に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

（２）南アルプス市以外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救護の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

**第 2 条** 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

**第 3 条** 第 1 条の要請は、別紙 1 の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭並びにファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意志を市の物資調達担当課長に確認するものとする。

3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

**第 4 条** 乙は、甲から前条第 1 項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙 2 によりその措置状況を第 3 条第 2 項に掲げる者に報告するものとする。

（物資の集積場所及び引渡し）

**第 5 条** 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

2 集積場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の価格、支払い）

**第 6 条** 第 2 条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

(保有数量等の報告)

**第 7 条** 乙は、この協定の成立日及び毎年 4 月 1 日現在の物資の保有数量、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙 3 により甲に報告するものとする。

(細目協定)

**第 8 条** 甲は、別紙 4 により毎年 4 月 1 日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、市担当者連絡先等の協定の細目について、乙に報告するものとする。

(県協定との調整)

**第 9 条** 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協 議)

**第 10 条** この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

**第 11 条** この協定は、平成 20 年 7 月 28 日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 20 年 7 月 28 日

甲 南アルプス市小笠原 376  
南アルプス市長 今沢 忠文

乙 中央市若宮 50-1  
株式会社 いちやまマート  
代表取締役 三科 雅嗣

甲府市徳行一丁目 2-18  
株式会社 オギノ  
代表取締役 荻野 寛二

甲府市中小河原一丁目 13-18  
株式会社 くろがねや  
代表取締役 堀込 丹

甲府市後屋町 4 5 2

株式会社 クスリのサンロード

代表取締役 樋口 俊英

韮崎市富士見二丁目 1 2 - 3 6

株式会社 やまと

代表取締役 小林 久

## 別表

## ○確保が必要な物資

| 期 間 | 発災直後                                                                                                                                                                                      | 発災後 3 ～ 4 日まで                                                                                  | 3 ～ 4 日以降                                                                                      |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 想 定 | ライフラインストップ                                                                                                                                                                                | 電気、水道復旧                                                                                        | 電気、水道復旧                                                                                        |
| 食 料 | (調理不要の食品)<br>おにぎり<br>弁 当<br>パ ン<br>缶 詰<br>飲 料<br>牛 乳<br>粉ミルク                                                                                                                              | (主食＋副食品)<br>おにぎり<br>弁 当<br>パ ン<br>缶 詰<br>カップ麺<br>カップみそ汁<br>レトルト食品<br>果 実<br>飲 料<br>牛 乳<br>粉ミルク | (自炊のための食材)<br>米 穀<br>野 菜<br>果 実<br>食 肉<br>魚 類<br>漬 物<br>佃 煮<br>味噌醤油<br>塩<br>飲 料<br>牛 乳<br>粉ミルク |
| 物 資 | 衣 料等：毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サラシ<br>日用品等：雨具、紙おむつ、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴、ビニールシート<br>燃 料等：携帯用ガスコンロ、携帯用ガスボンベ<br>医薬品等：風邪薬、胃腸薬、傷薬、包帯、ガーゼ |                                                                                                |                                                                                                |

## 別紙 1 物資調達要請文書

第 号  
平成 年 月 日

“会社名”

代表取締役

様

南アルプス市長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、次のとおり要請します。  
なお、協定書第 4 条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

## 要請する物資

| 要請期間                  | 要請品目 | 要請数量 | 搬入希望場所 |
|-----------------------|------|------|--------|
| 月 日<br>～<br>月 日<br>まで |      |      |        |

注：要請数量は、1 日当たりの数量である。

担 当： 課

電 話：

F A X：

別紙 2 措置状況報告書

平成 年 月 日

南アルプス市長

様

“会社名”

代表取締役

災害救助に必要な物資の措置状況について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第4条により、当社の措置状況を次のとおり報告します。

1 措置状況

| 措置期間                                     | 措置品目 | 措置数量 | 搬送場所 |
|------------------------------------------|------|------|------|
| <p>月 日</p> <p>～</p> <p>月 日</p> <p>まで</p> |      |      |      |

注：措置数量は、1日当たりの数量である。

市町への搬入方法（いずれかに○をつける。）

（1）市町指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。

搬送方法（ 自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ）

（2）搬送不可のため、当社指定場所にて、市町に引き渡す。

引き渡し場所（ ）

担 当：

電 話：

F A X：

## 別紙 3 物資の保有数量等報告書

平成 年 月 日

南アルプス市長

様

“会社名”

代表取締役

## 災害救助に必要な物資の保有数量等について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第7条により、当社の物資の保有数量等を次のとおり報告します。

## 1 調達可能数量

| 品 名    | 保有数量 | 単 位  | 品 名       | 保有数量 | 単 位 |
|--------|------|------|-----------|------|-----|
| おにぎり   |      | 個    | 雨 具       |      | 個   |
| 弁 当    |      | 個    | 紙おむつ      |      | パック |
| パ ン    |      | 個    | おむつカバー    |      | 枚   |
| 缶 詰    |      | 個    | 生理用品      |      | パック |
| 飲料（水）  |      | リットル | 石けん       |      | 個   |
| 牛 乳    |      | パック  | 洗 剤       |      | 箱   |
| 粉ミルク   |      | 缶    | ティッシュペーパー |      | 箱   |
| カップ麺   |      | 個    | トイレットペーパー |      | ロール |
| カップみそ汁 |      | 個    | やかん       |      | 個   |
| レトルト食品 |      | 個    | バケツ       |      | 個   |
| 米 穀    |      | kg   | ポリ袋       |      | 袋   |
| 野 菜    |      | kg   | 皿（紙製）     |      | 枚   |
| 果 実    |      | kg   | 紙コップ      |      | 個   |
| 食 肉    |      | kg   | 丼（紙製）     |      | 個   |
| 魚 類    |      | kg   | は し       |      | 個   |
| 漬 物    |      | kg   | スプーン      |      | 個   |
| 佃 煮    |      | kg   | 哺乳ビン      |      | 個   |
| 味 噌    |      | kg   | 使い捨てライター  |      | 個   |
| 醬 油    |      | kg   | 懐中電灯      |      | 個   |
| 塩      |      | kg   | 乾電池       |      | 個   |
| 毛 布    |      | 枚    | 運動靴       |      | 足   |
| テント    |      | 張    | ビニールシート   |      | 枚   |
| シャツ    |      | 枚    | 携帯用ガスコンロ  |      | 個   |
| 下着類    |      | 着    | 携帯用ガスボンベ  |      | 本   |
| 作業着    |      | 着    | 風邪薬       |      | 箱   |
| タオル    |      | 枚    | 胃腸薬       |      | 箱   |
| 軍 手    |      | 双    | 傷 薬       |      | 箱   |
| サラン    |      | 反    | 包 帯       |      | ロール |
|        |      |      | ガーゼ       |      | 枚   |

注：協定書第7条による報告は、4月1日現在の店頭在庫を含む保有数量の概数を記入する。なお、店頭在庫は時間帯によって変動するため1日の平均数量とする。

2 市町への搬入方法（いずれかに○をつける）

（１）市町指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。

搬送方法（ 自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ）

（２）搬送不可のため、当社指定場所にて、市町に引き渡す。

引き渡し場所（ ）

3 発災時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3 ケースを記入する。）

|                      | 所 在 地 | 担当部署 | 電話番号  | Eメール   |
|----------------------|-------|------|-------|--------|
|                      |       | 担当者名 | FAX番号 | 防災無線番号 |
| 第1順位<br>(平常時<br>連絡先) |       |      |       |        |
|                      |       |      |       |        |
| 2                    |       |      |       |        |
|                      |       |      |       |        |
| 3                    |       |      |       |        |
|                      |       |      |       |        |

※防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

4 保有場所（主な倉庫、工場等の場所）

| 倉庫・工場名 | 所 在 地 | 主 要 品 目 |
|--------|-------|---------|
|        |       |         |
|        |       |         |
|        |       |         |
|        |       |         |

5 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。



## 別紙 4

第 年 月 日  
平成

“会社名”

代表取締役

様

南アルプス市長

災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第8条により、災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先を次のとおり報告します。

## 1 緊急輸送道路

| 番号 | 路 線 名 | 番号 | 路 線 名 |
|----|-------|----|-------|
|    |       |    |       |

※管内図に路線を色塗りし、番号を記載したものを添付

## 2 物資集積場所

| 番号 | 施 設 名 | 住 所 |
|----|-------|-----|
|    |       |     |

※管内図に位置を色塗りし、番号を記載したものを添付

## 3 担当者連絡先

|                      | 所 在 地 | 担当部署 | 電話番号  | Eメール   |
|----------------------|-------|------|-------|--------|
|                      |       | 担当者名 | FAX番号 | 防災無線番号 |
| 第1順位<br>(平常時<br>連絡先) |       |      |       |        |
| 2                    |       |      |       |        |

物資調達担当課長

|   |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| 3 |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |

## ○災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社団法人 山梨県トラック協会峡西支部・赤帽山梨県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時の物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

**第 1 条** この協定は、地震等による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲の地域防災計画に基づき行う災害応急対策としての物資等の緊急輸送業務が、適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

**第 2 条** 甲は、次に掲げる場合において必要があると認めたときは、乙に対し、物資等の緊急輸送を要請することができるものとする。

- （１）甲の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （２）甲の地域外において災害が発生し、救援の必要があると認められるとき。
- （３）その他甲が必要と認めるとき。

（業務の内容）

**第 3 条** 甲が乙に協力を要請する輸送業務の内容は、次のとおりとする。

- （１）物資等の緊急輸送に関すること。
- （２）その他物資等の緊急時の輸送に付随する業務として甲が必要と認めるもの。

（要請の方法）

**第 4 条** 第 2 条の要請は、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式 1）により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは、口頭並びにファクシミリ等により要請し、事後速やかに文書により要請するものとする。

- （１）災害の状況及び輸送業務の要請を必要とする事由
- （２）輸送を必要とする車両、人員、期間、輸送先等
- （３）輸送物資等の種類（数量）
- （４）物資積み込み、取り下ろし場所及び活動内容
- （５）その他参考となる事項

（協力の実施）

**第 5 条** 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して最大限の努力を行うものとする。

2 甲は、乙が実施する緊急時の輸送業務が円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報 告）

**第 6 条** 乙は、前条の規定により輸送業務に従事した場合は、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式 2）により報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

(1) 輸送期日、輸送先、輸送距離、車両数、人員、輸送物資等

(2) 事業者名

(3) その他必要な事項

(経費の負担)

**第7条** 第5条の規定により実施した輸送業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(経費の請求)

**第8条** 乙は、会員の輸送活動実績及び経費を集計し、甲に一括請求するものとする。

(費用の支払)

**第9条** 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、災害による混乱が沈静化した後、速やかに払いを行うものとする。

(事故等)

**第10条** 乙の供給した事業用自動車故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償の負担等)

**第11条** 輸送業務の従業員が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

なお、輸送先において甲からの要請により、災害対策基本法に基づく応急措置の業務に従事し、災害を受けた場合は、甲が「消防団員等の公務災害補償の規定」を適用し補償するものとする。

(連絡責任者等)

**第12条** この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲については市物資輸送担当課長とし、乙については支部長とする。

3 甲は、毎年4月1日現在の物資の輸送に関する緊急輸送道路、物資集積場所、指定避難所、担当者連絡先等を乙に報告するものとする。

4 乙は、この協定により災害時に協力できる会員の名簿及び提供可能な車両等を、毎年、甲に通知するものとする。

(協 議)

**第13条** この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(適 用)

**第14条** この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意志を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を

所持する。

平成 20 年 7 月 28 日

甲 南アルプス市小笠原 376  
南アルプス市長 今沢 忠文

乙 笛吹市石和町唐柏 1000-7  
社団法人 山梨県トラック協会峡西支部  
支部長 清水 長守

甲府市徳業一丁目 1-21  
赤帽山梨県軽自動車運送協同組合  
理事長 市瀬 貴彦

## 別表

○緊急輸送が想定される物資

| 期 間 | 発災直後                                                                                                                                                                                                      | 発災後 3 ～ 4 日まで                                                                                  | 3 ～ 4 日以降                                                                                      |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 想 定 | ライフラインストップ                                                                                                                                                                                                | 電気、水道復旧                                                                                        | 電気、水道復旧                                                                                        |
| 食 料 | (調理不要の食品)<br>おにぎり<br>弁 当<br>パ ン<br>缶 詰<br>飲 料<br>牛 乳<br>粉ミルク                                                                                                                                              | (主食＋副食品)<br>おにぎり<br>弁 当<br>パ ン<br>缶 詰<br>カップ麺<br>カップみそ汁<br>レトルト食品<br>果 実<br>飲 料<br>牛 乳<br>粉ミルク | (自炊のための食材)<br>米 穀<br>野 菜<br>果 実<br>食 肉<br>魚 類<br>漬 物<br>佃 煮<br>味噌醤油<br>塩<br>飲 料<br>牛 乳<br>粉ミルク |
| 物 資 | 衣 料等：毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サ<br>ラシ<br>日用品等：雨具、紙おむつ、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、<br>ちり紙、なべ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプー<br>ン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動<br>靴、ビニールシート<br>燃 料等：携帯用ガスコンロ、携帯用ガスボンベ<br>医薬品等：風邪薬、胃腸薬、傷薬、包帯、ガーゼ |                                                                                                |                                                                                                |

別記様式 1

第 号  
平成 年 月 日

社団法人山梨県トラック協会峡西支部  
支部長 殿

南アルプス市長

緊急物資等輸送要請書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり輸送業務を要請します。

1 災害状況及び輸送業務要請を必要とする事由

2 輸送を必要とする車両・輸送内容等

| 車種（形状） | 最大積載量（t） | 必要な台数 | 乗務員数 |
|--------|----------|-------|------|
|        |          |       |      |

| 輸送期間（日時） | 輸送先 | 輸送物資等の種類（数量） |
|----------|-----|--------------|
|          |     |              |

3 物資の積み込み・取り下ろし場所及び活動内容

（1）積み込み

○場 所：

○活動内容：

（2）取り下ろし

○場 所：

○活動内容：

4 その他参考となる事項

## 別記様式 2

第 号  
平成 年 月 日

南アルプス市長

殿

社団法人山梨県トラック協会峡西支部  
支部長

## 緊急物資等輸送実施報告書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり緊急物資等を輸送しましたので報告します。

## 1 輸送結果

| 輸送月日<br>(期間) | 輸送先<br>(区間及び距離) | 事業者名 | 車種 (t)<br>台数 | 乗務員数 | 物資輸送等の<br>種類 (数量) |
|--------------|-----------------|------|--------------|------|-------------------|
|              |                 |      |              |      |                   |

## 2 その他必要な事項

## 別記様式 3

第 号  
平成 年 月 日

社団法人山梨県トラック協会峡西支部  
支部長 様

南アルプス市長

災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・指定避難所・担当者連絡先について

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書」に基づき、災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・指定避難所・担当者連絡先を次のとおり報告します。

## 1 緊急輸送道路

| 番号 | 路 線 名 | 番号 | 路 線 名 |
|----|-------|----|-------|
|    |       |    |       |

※管内図に路線を色塗りし、番号を記載したものを添付

## 2 物資集積場所・指定避難所

| 番号 | 施 設 名 | 住 所 |
|----|-------|-----|
|    |       |     |

※管内図に位置を色塗りし、番号を記載したものを添付

## 3 担当者連絡先

|                      | 所 在 地 | 担当部署 | 電話番号  | Eメール   |
|----------------------|-------|------|-------|--------|
|                      |       | 担当者名 | FAX番号 | 防災無線番号 |
| 第1順位<br>(平常時<br>連絡先) |       |      |       |        |
|                      |       |      |       |        |
| 2                    |       |      |       |        |
|                      |       |      |       |        |

物資輸送担当課長

|   |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| 3 |  |  |  |  |
|   |  |  |  |  |



## 別記様式 4

第 号  
平成 年 月 日

南アルプス市長

殿

社団法人山梨県トラック協会峡西支部  
支部長

## 連絡責任者等報告書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり連絡責任者等を報告します。

## 1 発災時の当団体の連絡先（不通の場合を考慮し、3 ケースを記入する。）

|                      | 所在地 | 職 名  | 電話番号   | E メール  |
|----------------------|-----|------|--------|--------|
|                      |     | 担当者名 | FAX 番号 | 防災無線番号 |
| 第1順位<br>(平常時<br>連絡先) |     |      |        |        |
|                      |     |      |        |        |
| 2                    |     |      |        |        |
|                      |     |      |        |        |
| 3                    |     |      |        |        |
|                      |     |      |        |        |

※防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

## 2 会員名簿（既存の名簿があれば、添付してください。）

| 会員名 | 所在地 | 電話番号 | 車両数 |
|-----|-----|------|-----|
|     |     |      |     |

## 3 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

## ○特設公衆電話設置に関する覚書

南アルプス市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、甲が管理する広域避難所（以下「本建物」という。）内に、乙が災害発生に伴い一時的な緊急措置として、り災者の通話手段の確保を目的とした特設公衆電話を設置することについて以下のとおり合意し、覚書を締結する。

（目的）

**第1条** 本覚書は「本建物」内に乙が設置する「特設公衆電話」についての、「合意事項の明確化」を図ることを目的とする。

（設置・管理）

**第2条** 乙は、「本建物」内に、乙の費用負担で「特設公衆電話」及びそれに付随する設備を設置し、資産の帰属は乙とする。

2 「特設公衆電話」及びそれに付随する設備については、甲が責任を持って管理する。

3 「特設公衆電話」には乙以外の設備は設置しないこととする。

（設置場所）

**第3条** 「特設公衆電話」の設置場所については、別添1とする。

なお、甲は別添1に変更が生じた場合は乙に速やかに通知するものとする。

（「特設公衆電話」の移設等）

**第4条** 甲・乙いずれかのやむを得ない事由により、「特設公衆電話」を移設または撤去する必要がある場合は、乙の責任において移設または撤去するものとする。なお、この工事等に関わる費用が生じた場合は、甲乙協議し解決するものとする。

（設置スペースの提供）

**第5条** 甲は、乙が「本建物」内に「特設公衆電話」を設置するためのスペースを提供する。

（設置スペースの借用料）

**第6条** 「本建物」内に設置する「特設公衆電話」の設置に関わるスペースについて、甲は乙に対して無償で提供することとする。

（運用等）

**第7条** 「特設公衆電話」は、災害救助法が発動された地域又はこれに準じた地域となるときに限り運用開始とする。ただし、甲が必要と認めた場合はこの限りではない。

2 り災者数の減少及び公衆電話、一般加入電話の利用がほぼ可能となった状況に応じて甲・乙協議のうえ運用を停止することとする。

（通信設備の維持）

**第8条** 通信設備の正常化を確保するため、乙の責において回線試験を行い、異常と認められた場合「本建物」内の入室を含む必要な回復措置を施すこととする。

2 乙は、上記試験回線及び回復措置に伴う工事・点検等が発生した場合は、事前に甲に通知し承諾を得るものとする。

（配管工事、分電盤等）

**第9条** 「特設公衆電話」を設置するための、配管、分電盤設備は甲の費用にて実施し、資産の帰属は甲とする。

(守秘義務)

**第 10 条** 甲及び乙は、本覚書の履行に際し知り得た業務上、技術上、その他一切の秘密を甲及び乙の責任により適切な管理のもと秘密として取扱い、事前に書面による許諾を得ることなく第三者に開示せず、本覚書の履行以外の目的で使用してはならない。

(覚書の有効期間)

**第 11 条** 本覚書の有効期限は、締結日から平成 21 年 3 月 31 日迄とする。

ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、同一の条件を以って更に 1 年間更新するものとし、以降も同様とする。

(免責)

**第 12 条** 地震、火災、風水害等の災害及び盗難、その他、甲または乙の責に帰することのできない事由により、甲または乙の財産に生じた損害に関しては甲乙それぞれが責を負うものとする。

(協議)

**第 13 条** 本覚書の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本覚書に定めのない事項については、法令及び社会の慣行に従い、甲乙は協議して解決にあたるものとする。

(連絡先)

**第 14 条** 本覚書の履行に伴う連絡先については、別添 2 とする。

なお、別添 2 に変更が生じた場合は、速やかに甲乙双方が通知するものとする。

(その他)

**第 15 条** 覚書締結の証として、本書 2 通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各々 1 通を保有するものとする。

平成 20 年 10 月 31 日

(甲) 山梨県南アルプス市小笠原 376

南アルプス市長

今 沢 忠 文 印

(乙) 山梨県甲府市青沼 1 丁目 12 番 13 号

東日本電信電話株式会社 山梨支店長

大 坪 康 郎 印

## 別添 1

## 特設公衆電話設置場所（避難所・電話番号一覧）

| 市町村名   | 項番 | 建 物 名                      | 住 所             | 電話番号         |
|--------|----|----------------------------|-----------------|--------------|
| 南アルプス市 | 1  | 櫛形中学校                      | 南アルプス市小笠原985    | 055-282-0449 |
|        | 2  | 巨摩高等学校                     | 南アルプス市小笠原1500-2 | 055-282-0458 |
|        | 3  | 白根高等学校                     | 南アルプス市上今諏訪1180  | 055-282-0465 |
|        | 4  | 白根東保育所                     | 南アルプス市西野1394    | 055-282-0492 |
|        | 5  | 落合創造館アミカル                  | 南アルプス市湯沢1035-5  | 055-282-0549 |
|        | 6  | 甲西体育センター                   | 南アルプス市宮沢413-3   | 055-282-0574 |
|        | 7  | 働く婦人の家                     | 南アルプス市吉田753-1   | 055-282-0592 |
|        | 8  | 芦安健康管理センター                 | 南アルプス市芦安芦倉518   | 055-288-2009 |
|        | 9  | 八田小学校<br>(八田農業者トレーニングセンター) | 南アルプス市野牛島2222   | 055-285-5120 |
|        | 10 | 八田中学校                      | 南アルプス市榎原620     | 055-285-6150 |
|        | 11 | 白根飯野小学校                    | 南アルプス市飯野1972-1  | 055-283-5523 |
|        | 12 | 白根巨摩中学校                    | 南アルプス市飯野2860-2  | 055-283-5614 |
|        | 13 | 白根東小学校                     | 南アルプス市西野2311    | 055-283-5634 |
|        | 14 | 白根御勅使中学校                   | 南アルプス市百々1990-1  | 055-285-6631 |
|        | 15 | 白根百田小学校                    | 南アルプス市百々2300    | 055-285-5864 |
|        | 16 | 白根源小学校                     | 南アルプス市有野490     | 055-285-7151 |
|        | 17 | 県立わかば支援学校                  | 南アルプス市有野3346-3  | 055-285-8789 |
|        | 18 | 県立育精福祉センター                 | 南アルプス市有野3337    | 055-285-7180 |
|        | 19 | 白根B&G海洋センター                | 南アルプス市百々3468-65 | 055-285-5710 |
|        | 20 | 芦安小学校                      | 南アルプス市芦安安通335   | 055-288-2050 |
|        | 21 | 芦安山岳館                      | 南アルプス市芦安芦倉1570  | 055-288-2160 |
|        | 22 | 芦安チロル学園                    | 南アルプス市芦安芦倉1008  | 055-288-2270 |
|        | 23 | 若草小学校                      | 南アルプス市寺部740     | 055-284-5521 |
|        | 24 | 若草南小学校                     | 南アルプス市藤田1130-1  | 055-284-5640 |
|        | 25 | 若草中学校                      | 南アルプス市加賀美2943   | 055-284-5725 |
|        | 26 | 鏡中條体育館                     | 南アルプス市鏡中條710-2  | 055-284-5740 |
|        | 27 | 小笠原小学校                     | 南アルプス市小笠原441    | 055-284-5830 |
|        | 28 | 櫛形北小学校                     | 南アルプス市桃園813     | 055-284-5870 |
|        | 29 | 青少年児童センター                  | 南アルプス市山寺258-1   | 055-284-5900 |
|        | 30 | 豊小学校                       | 南アルプス市吉田787     | 055-283-5836 |
|        | 31 | 櫛形西小学校                     | 南アルプス市上市之瀬727   | 055-284-6512 |
|        | 32 | 甲西中学校                      | 南アルプス市古市場150    | 055-284-6502 |
|        | 33 | 落合小学校                      | 南アルプス市落合1092    | 055-284-5970 |
|        | 34 | 大明小学校                      | 南アルプス市古市場181-1  | 055-284-6505 |
|        | 35 | 南湖小学校                      | 南アルプス市西南湖3024-1 | 055-284-6507 |
|        | 36 | 甲西保健福祉センター                 | 南アルプス市古市場323    | 055-284-6510 |

## ○山梨県防災行政無線局に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と 南アルプス市（以下「乙」という。）とは、山梨県防災行政無線局（以下「無線局」という。）の設置・管理・運用について、次のとおり協定する。

### （無線局の設置）

**第1条** 甲と乙は、災害対策基本法に基づき、災害対策に係わる事務及び一般行政事務に関し迅速かつ緊密な連絡を図るため、無線局を設置する。

2 甲は、無線局の設置のため免許人となる。

3 乙は、無線局に必要な無線設備の所有者となり、設置場所を確保する。

### （無線設備の内容）

**第2条** 無線局の無線設備は、別表の機器類を規準とし、必要に応じて関連する装置を含むものとする。

### （無線設備等の変更）

**第3条** 甲又は乙は、無線設備の変更又は廃止、設置場所の変更を必要とするときは、あらかじめ相手方に協議するものとする。

2 前項の規定によって必要とする経費については、その起因者の負担とする。

### （無線設備の管理）

**第4条** 乙は、無線設備が常に良好に作動するよう管理し、点検又は修繕等の必要な保守管理を行う。

2 甲は、乙との無線通信が常に良好に確保されているか管理する。

### （通信管理者）

**第5条** 乙は、無線局を管理するための通信管理者をおく。

2 通信管理者は乙に属する職員のうちから指名する者をもって充てるものとし、甲に届け出ることとする。また、通信管理者を変更した場合も速やかに甲に届け出ることとする。

### （無線局の運用）

**第6条** 甲と乙は、両者間で通信を行う場合以外に無線局を使用してはならない。その他、電波法（昭和25年法律第131号）の定めるところにより運用するものとする。

### （費用の負担）

**第7条** 無線局の設置及び管理・運用に要する費用は、次のとおり分担する。

2 乙は、無線局の設置に要する費用1,919千円を負担するものとし、甲の請求により支払うものとする。その後、甲は無線設備を乙に移管する。

- 3 甲は、第4条第2項に規定する通信管理に要する費用及び電波法に係る免許費用（電波利用料及び手数料）を負担する。
- 4 乙は、第4条第1項に規定する保守管理に要する費用及び運用に要する費用（電気代及び消耗品等）を負担する。

（協定期間）

**第8条** この協定書の有効期間は、平成19年6月7日から平成20年3月31日までとする。

なお、期間満了の3ヶ月までに、甲乙いずれからもなんら意思表示が無い場合は、この協定は更に1年延長されるものとし、その後もこの例による。

（疑義の決定）

**第9条** この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上のとおり協定した証として、この証書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 19 年 6 月 7 日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県  
山 梨 県 知 事 横 内 正 明

乙 南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市役所  
南アルプス市長 今 沢 忠 文

別表（第2条関係）

| 設 備        | 数 量 |
|------------|-----|
| 無線機        | 1 台 |
| 無停電電源装置    | 1 台 |
| F A X      | 1 台 |
| F A Xアダプター | 1 台 |
| アンテナ       | 1 基 |
| ケーブル類      | 1 式 |

## ○山梨県防災行政無線局の設置・管理・運用に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と南アルプス市（以下「乙」という。）とは、山梨県防災行政無線局（以下「無線局」という。）の設置・管理・運用について、次のとおり協定する。

（無線局の設置）

- 第1条** 甲は、災害対策基本法に基づき、災害対策に係わる事務及び一般行政事務に関し迅速かつ緊密な連絡を図るため、乙の所有する南アルプス市楡形総合公園内陸上競技場に無線局を設置する。
- 2 乙は甲に対し、乙の業務に支障のない範囲内で、無線局に必要な設備の設置場所を無償で使用するものとする。

（無線設備の内容）

- 第2条** 無線局の無線設備は、別表の機器類を規準とし、必要に応じて関連する装置を含むものとする。

（無線設備等の変更）

- 第3条** 甲又は乙は、無線設備の変更又は廃止、設置場所の変更を必要とするときは、あらかじめ相手方に協議するものとする。

（無線設備の管理）

- 第4条** 乙は、無線設備を善良なる注意をもって管理するものとする。
- 2 甲は、無線通信が常に良好に作動するよう、点検又は修繕等の必要な保守管理を行う。
- 3 前項の保守管理のための作業を実施する場合、乙は、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

（通信管理者）

- 第5条** 乙は、無線局を管理するための通信管理者をおく。
- 2 通信管理者は乙に属する職員のうちから指名する者をもって充てるものとし、甲に届け出ることとする。また、通信管理者を変更した場合も速やかに甲に届け出ることとする。

（無線局の運用）

- 第6条** 甲と乙は、両者間で通信を行う場合以外に無線局を使用してはならない。その他、電波法（昭和25年法律第131号）の定めるところにより運用するものとする。

（費用の負担）

- 第7条** 無線局の設置及び管理に要する費用の負担は、甲とする。



2 無線局の運用に要する電気代及び消耗品の負担は、乙とする。

(協定期間)

**第8条** この協定書の有効期間は、平成19年6月22日から平成20年3月31日までとする。

なお、期間満了の3ヶ月までに、甲乙いずれからもなんら意思表示が無い場合は、この協定は更に1年延長されるものとし、その後もこの例による。

(疑義の決定)

**第9条** この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上のとおり協定した証として、この証書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 19 年 6 月 22 日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県  
山 梨 県 知 事 横 内 正 明

乙 南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市  
南アルプス市長 今 沢 忠 文

別表（第2条関係）

| 設 備          | 数 量 |
|--------------|-----|
| 無線機          | 1 台 |
| 無停電電源装置      | 1 台 |
| ※ F A X      | 1 台 |
| ※ F A Xアダプター | 1 台 |
| アンテナ         | 1 基 |
| ケーブル類        | 1 式 |

※ F A X及びF A Xアダプターは、無線局の設置機関区分により、設置しないところがある。

## ○南アルプス市防災行政無線の使用に関する覚書

南アルプス市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、電力供給に係わる事故停電が派生した場合における、南アルプス市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

**第1条** 本覚書は甲が所有する防災無線の活用について、「合意事項の明確化」を図ることを目的とする。

（広報の依頼等）

**第2条** 乙は、電力供給に係わる事故停電が発生した場合について、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、別記依頼書（「停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて」）により防災無線による広報の依頼を行うものとする。

2 甲は、前項の状況により依頼を受けたときは、防災無線を活用し、速やかに市民等に対して広報を行うものとする。なお、連絡責任者不在時においても、代務者等の判断により速やかに広報を行うものとする。

（広報依頼内容等）

**第3条** 乙は、前条第1項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- （1）広報依頼者の所属及び氏名
- （2）事故の原因（判明している場合）
- （3）影響する範囲
- （4）復旧の見通し
- （5）その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときはその旨直ちに連絡を行うものとする。

（疑義の決定等）

**第4条** この覚書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年 10月 7日

(甲) 南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 今 沢 忠 文

(乙) 甲府市住吉5丁目15番地1号

東京電力株式会社山梨支店

甲府支店長 望 月 東

別記依頼書（第2条第1項）

平成 年 月 日

南アルプス市行政防災無線担当 様

東京電力（株）甲府支社

停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて

ただいま下記のとおり、停電が発生しております。  
防災行政無線により、地域住民の皆様へ停電情報の周知をお願いいたします。

# 記

「南アルプス市役所及び東京電力からお知らせいたします。」

「本日 時 分頃から、

（原因判明の場合） の影響により

市・町

地域

地域

地域

が停電しています。」

〈復旧時間が分かる場合〉 「復旧は 時 分頃になりますので、  
今しばらくお待ちください。」

〈復旧時間が分からない場合〉 「現在、復旧作業に取り組んでおりますので、  
今しばらくお待ちください。」

以 上

扱い者：所属 氏名

電 話：055-

別図連絡体制（第3条第1項）

|                                          |
|------------------------------------------|
| 南アルプス市役所 防災危機管理室                         |
| 電 話： 055-282-6494<br>F A X： 055-282-1112 |
| ※ 夜間・休祭日連絡先（宿・日直）<br>055-282-1111（代表）    |



|                                                         |
|---------------------------------------------------------|
| 東京電力株式会社 山梨支店 甲府支社 総務課                                  |
| 電 話： 055-207-2421<br>F A X： 055-241-8943                |
| ※ 緊急時連絡先（電話不通時等）<br>090-2174-1050 楡形地域お客様サービスグループマネージャー |

※夜間・休祭日などの復旧態勢の状況によっては、配電線系統制御機能を持つ「甲府支社」から依頼する場合があります。

## ○災害時における救援物資提供に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）とわらべや日洋株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、第2条に定める災害時における乙の甲に対する物資の提供に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

**第2条** 甲の行政区域内に震度5弱以上の地震若しくは同等以上の災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲が必要と判断した場合に乙に対し物資の提供を要請できるものとする。

（物資の供給）

**第3条** 甲が乙に供給を要請することができる物資は、乙が現に保有又は製造可能な範囲内のもので、優先して供給が可能なものとする。

2 乙は甲から要請を受けたときは、速やかにフォロー体制を整え、救援物資の供給及び運搬に関し積極的に協力するものとする。ただし、やむを得ない事由により供給、運搬に支障が生じた場合は、甲と協議の上対策を講ずるものとする。

（引渡し）

**第4条** 引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により甲が確認の上引渡しを受けるものとする。また、物資の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

（要請手続）

**第5条** 甲は、この協定により要請を行う時は、災害の状況、要請品目、引渡し場所等を記載した救援物資提供要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

**第6条** この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（県協定との調整）

**第7条** 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

**第8条** この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 9月16日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 今 沢 忠 文

乙 東京都小平市小川東町5丁目7番10号  
わらべや日洋株式会社  
代表取締役社長 妹 川 英 俊



別紙様式

第 号  
平成 年 月 日わらべや日洋株式会社  
代表取締役

様

南アルプス市長

## 救 援 物 資 提 供 要 請 書

災害時における救援物資提供に関する協定に基づき、次のとおり物資の提供を要請します。

| (災害の状況) |      |      |        |
|---------|------|------|--------|
| 要請品目    | 要請数量 | 引渡場所 | 引渡希望日時 |
|         |      |      |        |

担 当 部 課  
電 話  
F A X

## ○災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と生活協同組合市民生協やまなし（以下「乙」という。）とは、災害時における生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し次のとおり協定を締結する。

（要請）

**第1条** 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（1）南アルプス市に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。

（2）南アルプス市以外の災害救助のため、物資の調達斡旋を要請されたとき。

（物資の範囲）

**第2条** 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとし、乙が現に保有しているものとする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

**第3条** 甲の要請は、文書（別紙「生活必需物資保有数量報告書」を利用）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等で要請できるものとし、後日すみやかに文書を提出するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は甲の意志を物資調達担当課長に確認するものとする。

（要請事項の措置）

**第4条** 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置状況を物資調達担当課長に連絡するものとする。

（物資の価格）

**第5条** 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（引渡し）

**第6条** 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（代金の支払い）

**第7条** 甲が引き取った物資の代金は、災害による混乱の沈静化後、乙の請求によりすみやかに支払うものとする。

（保有数量の報告）

**第8条** 乙は、毎年9月1日現在の物資の保有数量を別紙「生活必需物資保有数量報告書」により、甲に報告するものとする。

（県協定との調整）

**第9条** 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第11条** この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲、乙いずれかから文書をもって協定解消の申し出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年1月27日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 今 沢 忠 文

乙 山梨県甲府市落合町59-2  
生活協同組合市民生協やまなし  
理 事 長 大 塩 祐 治

別 表

要 請 物 資

|             |                                                                                                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主<br>食      | 食パン、レトルト食品（ご飯）、レトルト食品（赤飯）、カップ麺                                                                                                      |
| 副<br>食      | 水、飲料（加糖・ジュース類）、飲料（無糖・ウーロン茶）、牛乳、菓子パン<br>ロールパン、マーガリン・バター、餅（個包装餅）、缶詰（魚介類）、<br>醤油（1リットルパック）、味噌（1キロ袋）                                    |
| 衣<br>料      | 男子下着上下、女子下着上下、子供下着上下、軍手、靴下                                                                                                          |
| 日<br>用<br>品 | ティッシュペーパー、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ（大人用）<br>紙おむつ（幼児用）、石けん、洗剤、哺乳ビン、乾電池、ポリ袋、タオル<br>ガムテープ、蚊取り線香（夏季）、カイロ（冬季）、運動靴、コップ（簡易品可）、<br>スプーン（簡易品可）、割り箸 |

## ○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 菊川滋（以下「甲」という。）と、南アルプス市長 今沢 忠文（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

**第1条** この協定は、南アルプス市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

**第2条** 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 1 南アルプス市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 2 南アルプス市災害対策本部が設置された場合
- 3 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

**第3条** 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 1 一般被害状況に関すること
- 2 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 3 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

**第4条** 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

**第5条** 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

**第6条** 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成 23 年 2 月 1 日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1  
さいたま新都心合同庁舎2号館  
国土交通省  
関東地方整備局長 菊 川 滋

乙) 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 今 沢 忠 文

## ○災害時における救援物資提供に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と巨摩野農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、第2条に定める災害時における乙の甲に対する物資の提供に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

**第2条** 甲の行政区域内に震度5弱以上の地震若しくは同等以上の災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲が必要と判断した場合に乙に対し物資の提供を要請できるものとする。

（物資の供給）

**第3条** 甲が乙に供給を要請することができる物資は、乙が現に保有又は製造可能な範囲内のもので、優先して供給が可能なものとする。

2 乙は甲から要請を受けたときは、速やかにフォロー体制を整え、救援物資の供給及び運搬に関し積極的に協力するものとする。ただし、やむを得ない事由により供給、運搬に支障が生じた場合は、甲と協議の上対策を講ずるものとする。

（引渡し）

**第4条** 引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により甲が確認の上引渡しを受けるものとする。また、物資の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

（要請手続）

**第5条** 甲は、この協定により要請を行う時は、災害の状況、要請品目、引渡し場所等を記載した救援物資提供要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

**第6条** この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

（県協定との調整）

**第7条** 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

**第8条** この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成24年3月9日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 中 込 博 文

乙 山梨県南アルプス市小笠原455番地  
巨摩野農業協同組合  
代表理事組合長 小 池 通 義

別紙様式

第 号  
平成 年 月 日

巨摩野農業協同組合  
代表理事組合長 様

南アルプス市長

# 救 援 物 資 提 供 要 請 書

災害時における救援物資提供に関する協定に基づき、次のとおり物資の提供を要請します。

| (災害の状況) |      |      |        |
|---------|------|------|--------|
| 要請品目    | 要請数量 | 引渡場所 | 引渡希望日時 |
|         |      |      |        |

担 当 部 課  
電 話  
F A X



## ○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県土地家屋調査士会・山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における被害家屋状況調査（以下「状況調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（状況調査への協力）

- 第1条** 甲は、南アルプス市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、状況調査の実施について協力を要請することができる。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して状況調査を実施する。

（状況調査の内容）

- 第2条** 状況調査の内容は、次に掲げるものとする。
- （1）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、甲の職員と連携して、南アルプス市内の家屋を調査すること。
- （2）甲が発行する「り災証明」について、市民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

- 第3条** 甲は、第1条第2項の規程により派遣された乙の会員の人件費等の経費を負担しない。ただし、状況調査に必要な資機材は甲が用意するものとする。

（研修会の実施）

- 第4条** 乙は、状況調査に必要な知識を習得する為に研修会を開催するものとし、甲に当該研修会の講師の派遣を要請することができる。

（秘密の保持）

- 第5条** 乙及び乙の会員は、状況調査の実施により知り得た甲又は第三者の情報を第三者に漏らしてはならない。状況調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

- 第6条** 乙は、状況調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途に加入する災害補償保険により対応する。

（協議）

- 第7条** 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第8条** この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成24年3月9日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 中 込 博 文

乙 山梨県甲府市国母八丁目13番30号  
山梨県土地家屋調査士会  
会 長 市 川 哲 郎

山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
理事長 大 村 義 之

## ○災害応急復旧工事等に関する業務協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市管工事協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、甲が管理する上水道施設及び甲が相互応援に関する協定を締結している上水道施設について、地震予知情報発令時の安全措置及び地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生時の機能回復のための応援復旧工事を実施することを目的とする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、前条の目的を達成するため、安全措置及び応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請する。

（応急復旧工事施工者）

**第3条** 乙は、前条の出動要請があった場合は応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者（以下「施工業者」という。）の工事施工区間又は区域をあらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況その他によりやむをえない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規程により工事施工区間及び区域を決定し、又は変更したときは、直ちに甲に通知するものとする。

（要請手続）

**第4条** 甲は、第2条の規程により乙に出動要請をする場合は、安全措置を必要とする場合又は災害の場所、被害状況、工事内容等を電話により行うものとする。ただし、電話が途絶し、連絡が不可能なときは、職員を派遣し、要請するものとする。

（協力活動）

**第5条** 施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い、応急復旧工事等を実施するものとする。

2 前項の職員が派遣されていないときは、施工業者は、本協定の趣旨に基づいて応急復旧工事等を実施するものとする。

（着工報告）

**第6条** 乙は、施工業者が応急復旧工事に着手したときは、その状況をすみやかに甲に報告するものとする。

（費用の立替え）

**第7条** 第5条の規定により生じた費用は、施工業者が一時立替えておくものとする。

（精算単価）

**第8条** 前条の規定により施工業者が一時立替えた費用の精算単価は地震予知連絡情報発令又は災害発生時における災害査定設計分掛表又は市が定める設計単価表によるものとする。

（費用の支払）

**第9条** 甲は、第7条の規定により施工業者が一時立替をした費用については、施工業者と協議の上支払うものとする。

(報告)

**第10条** 乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するために必要な資機材、人員の把握に努め、甲から要請を受けたときには、速やかに報告するものとする。

(連絡責任者)

**第11条** 甲及び乙は、要請事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定める。

(疑義等の解決)

**第12条** この協定の定める事項に質疑を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各1通を保有する。

平成24年3月9日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 中 込 博 文

乙 山梨県南アルプス市飯野3292番地の3  
南アルプス市管工事協同組合  
代表理事 塩谷 宇多和

## ○大規模地震時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社団法人山梨県建築士会（以下「乙」という。）とは、南アルプス市内において大規模地震が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「震災時」という。）に、相互に協力し、迅速かつ円滑に災害対応を遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、甲の地域における震災時に、甲の地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て実施する被災建築物応急危険度判定及び判定コーディネーター業務等（以下「判定等」という。）について、住民の安全を確保し、及び迅速かつ円滑に災害対応を遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

**第2条** 甲は、震災時において、判定等を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）応急危険度判定業務の実施内容
- （3）判定コーディネーター業務の実施内容
- （4）被災建築物の目視による確認の実施内容
- （5）その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の実施）

**第3条** 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない場合には、判定等を実施するものとする。

2 乙は、災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき判定等を実施するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、判定等を実施するにあたっては、南アルプス市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき行うものとする。

4 乙は、甲から前条に規定する協力の要請があった場合は、無報酬で協力するものとする。

（事前計画）

**第4条** 甲は、震災時に判定等を円滑に実施するため、判定する業務行程をあらかじめ定め、乙に文書で報告するものとする。

2 甲は、判定する業務行程を変更したときは、その内容を速やかに乙に報告するものとする。

3 乙は、震災時に判定等を円滑に実施するため、南アルプス市在住及び勤務先となっている判定士及び判定コーディネーターの名簿、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制」という。）をあらかじめ定めて甲に文書で報告するものとする。

4 乙は、組織体制を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（報告）

**第5条** 乙は、判定等に従事する場合は、その活動の内容及び状況並びに従事中に知り得た災害情報を速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、判定等に従事する場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- （1）応急危険度判定業務結果

- (2) 判定コーディネーター業務の実施状況及び結果
- (3) 前2号に規定する業務行程中における被災建築物の目視による確認結果
- (4) 従事した人員及び名簿
- (5) その他必要な事項  
(経費の負担)

**第6条** この協定に基づき、乙が実施する別表に定める判定等に要した経費は、甲乙協議の上決定する額を甲が負担するものとする。

(災害補償等)

**第7条** 震災時に判定等に従事した乙の判定士が、当該業務により、死亡し、又は負傷した場合の損害補償は、山梨県が加入する全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度により補償し、その手続きは甲が行うものとする。

(守秘義務)

**第8条** 乙は、この協定に基づく判定等の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(有効期間)

**第9条** この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれからでも本協定の改廃について申し出がない場合は、更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保有する。

平成24年 3月 9日

甲 南アルプス市小笠原376

南アルプス市長 中 込 博 文

乙 甲府市丸の内一丁目14番19号

社団法人 山梨県建築士会

会 長 渡 邊 正

## ○備蓄用飲料に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と有限会社フジ自販機（以下「乙」という。）は、備蓄用飲料の提供に関して、下記のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

**第1条** 甲および乙は、乙が甲に備蓄用飲料を提供し、甲が当該飲料を備蓄することにより、災害時に甲の職員および地域住民の災害救援物資として使用することを目的とする。

（備蓄用飲料）

**第2条** 乙が甲に提供する備蓄用飲料は、下記のとおりとする。

備蓄用飲料：（商品名）富士山天然水 （容量）500ml

2 乙は、甲に対し前項の備蓄用飲料200ケースを無償提供する。

（納入）

**第3条** 乙は、備蓄用飲料を納入する際、甲の指定する場所に納入するものとし、甲は納入確認後、乙指定の納入書類に受領印を押印するものとする。

（維持管理）

**第4条** 甲は、その責務において援助された備蓄飲料の維持管理に努めなければならない。乙は援助した備蓄飲料について、定期的に入替を行うものとする。

（譲渡等の禁止）

**第5条** 甲は、災害等で使用する場合を除き、第1条の目的に反して備蓄用飲料を甲の職員または第三者に譲渡、贈与、販売等をしてはならないものとする。

（代替品）

**第6条** 甲は、第1条の目的のために備蓄用飲料を使用した場合、乙に対し代替品の要請を行うことができるものとし、乙は承諾後、代替品を納入するものとする。

2 乙は、理由の如何によらず、代替品を第2条に記載の備蓄用飲料とおおむね同じ程度の飲料とすることができる。

3 甲および乙は、代替品の取扱いについても、第1条、第3条、第4条および第5条を遵守するものとする。

（期間）

**第7条** 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙ともに異議がない場合は、本協定は1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲および乙は、本協定が有効期間中といえども、相手方に対して解除する1ヶ月前までに通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

3 本条第1項により本協定の有効期間が更新された場合、備蓄用飲料は新たに納入せず、第6条をもって運用するものとする。

（協議）

**第8条** 本協定に定めなき事項が発生した場合は、甲乙誠意をもって協議し解決を図るものとする。

本協定の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月9日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 中 込 博 文

乙 山梨県南アルプス市吉田217番地の1  
有限会社 フジ自販機  
代表取締役 保 坂 博 巳



## ○災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人八十八会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣 旨）

**第1条** この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙の運営する特別養護老人ホーム南岳荘に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

特別養護老人ホーム南岳荘（山梨県南アルプス市徳永436番地1）

（受入れの要請）

**第3条** 甲は、被災した要援護高齢者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護高齢者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

**第4条** 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

**第5条** 甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。

（手続等）

**第6条** 甲は、第3条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要援護高齢者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

（実績報告）

**第7条** 乙は、要援護高齢者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

**第8条** 要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(物資の調達)

**第9条** 甲は、要援護高齢者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

**第10条** 要援護高齢者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

(受入れ可能人員等)

**第11条** 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

**第12条** この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

**第13条** この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 石 川 豊 印

乙 山梨県南アルプス市徳永436番地1

社会福祉法人八十八会 理事長 清水禎次郎 印

## ○災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人白根聖明会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣 旨）

**第1条** この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙の運営する特別養護老人ホーム白根聖明園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

特別養護老人ホーム白根聖明園（山梨県南アルプス市在家塚1305番地）

（受入れの要請）

**第3条** 甲は、被災した要援護高齢者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護高齢者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

**第4条** 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

**第5条** 甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。

（手続等）

**第6条** 甲は、第3条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要援護高齢者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

（実績報告）

**第7条** 乙は、要援護高齢者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

**第8条** 要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(物資の調達)

**第9条** 甲は、要援護高齢者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

**第10条** 要援護高齢者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

(受入れ可能人員等)

**第11条** 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

**第12条** この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

**第13条** この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月24日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 石 川 豊 印

乙 山梨県南アルプス市在家塚1305番地

社会福祉法人白根聖明会 理事長 秋山 仁 印

## ○災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人光明会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣 旨）

**第1条** この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙の運営する橿形荘介護老人福祉施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

橿形荘介護老人福祉施設（山梨県南アルプス市上宮地1408番地）

（受入れの要請）

**第3条** 甲は、被災した要援護高齢者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護高齢者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

**第4条** 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

**第5条** 甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。

（手続等）

**第6条** 甲は、第3条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要援護高齢者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

（実績報告）

**第7条** 乙は、要援護高齢者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

**第8条** 要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(物資の調達)

**第9条** 甲は、要援護高齢者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

**第10条** 要援護高齢者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

(受入れ可能人員等)

**第11条** 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

**第12条** この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

**第13条** この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 石 川 豊 印

乙 山梨県南アルプス市上宮路1408番地

社会福祉法人光明会 理事長 宮川晋爾 印

## ○災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人千歳会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣 旨）

**第1条** この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙の運営する特別養護老人ホーム花菱荘に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

特別養護老人ホーム花菱荘（山梨県南アルプス市田島1108番地）

（受入れの要請）

**第3条** 甲は、被災した要援護高齢者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護高齢者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

**第4条** 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

**第5条** 甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。

（手続等）

**第6条** 甲は、第3条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要援護高齢者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

（実績報告）

**第7条** 乙は、要援護高齢者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

**第8条** 要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(物資の調達)

**第9条** 甲は、要援護高齢者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

**第10条** 要援護高齢者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

(受入れ可能人員等)

**第11条** 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

**第12条** この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

**第13条** この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 石 川 豊 印

乙 山梨県南アルプス市田島1108番地

社会福祉法人千歳会 理事長 小田切千冬 印



## ○災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と医療法人南山会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣 旨）

**第1条** この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙の運営する峡西老人保健センターに対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

峡西老人保健センター（山梨県南アルプス市下宮地421番地）

（受入れの要請）

**第3条** 甲は、被災した要援護高齢者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護高齢者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

**第4条** 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

**第5条** 甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。

（手続等）

**第6条** 甲は、第3条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要援護高齢者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

（実績報告）

**第7条** 乙は、要援護高齢者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

**第8条** 要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(物資の調達)

**第9条** 甲は、要援護高齢者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

**第10条** 要援護高齢者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

(受入れ可能人員等)

**第11条** 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

**第12条** この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

**第13条** この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 石 川 豊 印

乙 山梨県南アルプス市下宮地421番地

医療法人南山会 理事長 川崎光明 印

## ○災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と医療法人千歳会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣 旨）

**第1条** この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙の運営するケアホーム花菱に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

ケアホーム花菱（山梨県南アルプス市田島1105番地）

（受入れの要請）

**第3条** 甲は、被災した要援護高齢者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護高齢者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

**第4条** 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

**第5条** 甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。

（手続等）

**第6条** 甲は、第3条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要援護高齢者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

（実績報告）

**第7条** 乙は、要援護高齢者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

**第8条** 要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。ただ

し、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(物資の調達)

**第9条** 甲は、要援護高齢者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

**第10条** 要援護高齢者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

(受入れ可能人員等)

**第11条** 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

**第12条** この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

**第13条** この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 石 川 豊 印

乙 山梨県南アルプス市田島1105番地

医療法人千歳会 理事長 小田切紀子 印

## ○災害時等における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県立育精福祉センター（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な障害者（以下「要援護障害者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣 旨）

**第1条** この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

県立育精福祉センター（山梨県南アルプス市有野3303番地2）

（受入れの要請）

**第3条** 甲は、被災した要援護障害者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護障害者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

**第4条** 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

**第5条** 甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（手続等）

**第6条** 甲は、第3条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護障害者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要援護障害者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

（実績報告）

**第7条** 乙は、要援護障害者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を第10条に規定する費用の負担の協議を行う時まで、書面により甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

**第8条** 要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。

(物資の調達)

**第9条** 甲は、要援護障害者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

**第10条** 要援護障害者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

(受入れ可能人員等)

**第11条** 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

**第12条** この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

**第13条** この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 石 川 豊 印

乙 山梨県南アルプス市有野3303番地2

山梨県立育精福祉センター 所長 工藤 昇 印

## ○災害時等における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県立梨の実寮（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な障害者（以下「要援護障害者」という。）の緊急受入れについて、次の条項により協定する。

（趣 旨）

**第1条** この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

**第2条** この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

県立梨の実寮（山梨県南アルプス市有野4370番地）

（受入れの要請）

**第3条** 甲は、被災した要援護障害者及び南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した要援護障害者の二次的避難場所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

（受入れの受諾）

**第4条** 乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ期間）

**第5条** 甲が乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（手続等）

**第6条** 甲は、第3条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護障害者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要援護障害者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

（実績報告）

**第7条** 乙は、要援護障害者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を第10条に規定する費用の負担の協議を行う時まで、書面により甲に報告するものとする。

（避難者の移送）

**第8条** 要援護障害者の対象施設への移送は、原則として甲又は要援護障害者の家族等が行う。

(物資の調達)

**第9条** 甲は、要援護障害者に係る食料品及び生活物資等の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

**第10条** 要援護障害者に係る緊急受入れに要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

(受入れ可能人員等)

**第11条** 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

**第12条** この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

**第13条** この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 石 川 豊 印

乙 山梨県南アルプス市有野4370番地

社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会

山梨県立梨の実寮 理事長 望 月 雄 三 印



## ○災害時要援護者二次避難所の運営に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人さかき会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者及び障害者等（以下「災害時要援護者」という。）の二次避難所の運営について、次の条項により協定する。

（趣 旨）

**第1条** この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対して災害時要援護者二次避難所の運営について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 災害時要援護者二次避難所（以下「二次避難所」という。）とは、南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した災害時要援護者及びその家族を受入れる二次的な避難場所とする。

（対象施設）

**第2条** この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

みらいコンパニー（山梨県南アルプス市上宮地1 1 4 3 番地）

（開設の要請）

**第3条** 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請することができるものとする。

（開設の受諾）

**第4条** 乙は、前条の規定により開設の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続等）

**第5条** 甲は、前2条の規定により開設された二次避難所に災害時要援護者の受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者及びその家族の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等（家族が同行する場合は除く。）
- (3) 受入れ要請期間

（実績報告）

**第6条** 乙は、災害時要援護者及びその家族の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（二次避難所の運営）

**第7条** 乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、災害時要援護者に係る食料品及び生活物資等の調達及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（避難者の移送）

**第8条** 災害時要援護者の対象施設への移送は、原則として甲又は災害時要援護者の家族等が行う。

ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(費用の負担)

**第9条** 二次避難所の管理運営に要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

(受入れ可能人員等)

**第10条** 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

**第11条** この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

**第12条** この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 石川 豊 印

乙 山梨県南アルプス市上宮地1143番地

社会福祉法人さかき会 理事長 横内正彦 印

## ○災害時要援護者二次避難所の運営に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人青い樹の会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者及び障害者等（以下「災害時要援護者」という。）の二次避難所の運営について、次の条項により協定する。

（趣 旨）

**第1条** この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対して災害時要援護者二次避難所の運営について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 災害時要援護者二次避難所（以下「二次避難所」という。）とは、南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した災害時要援護者及びその家族を受入れる二次的な避難場所とする。

（対象施設）

**第2条** この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

ワークハウスみどりの家（山梨県南アルプス市寺部199番地）

（開設の要請）

**第3条** 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請することができるものとする。

（開設の受諾）

**第4条** 乙は、前条の規定により開設の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続等）

**第5条** 甲は、前2条の規定により開設された二次避難所に災害時要援護者の受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者及びその家族の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等（家族が同行する場合は除く。）
- (3) 受入れ要請期間

（実績報告）

**第6条** 乙は、災害時要援護者及びその家族の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（二次避難所の運営）

**第7条** 乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、災害時要援護者に係る食料品及び生活物資等の調達及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（避難者の移送）

**第8条** 災害時要援護者の対象施設への移送は、原則として甲又は災害時要援護者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(費用の負担)

**第9条** 二次避難所の管理運営に要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

(受入れ可能人員等)

**第10条** 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

**第11条** この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

**第12条** この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 石 川 豊 印

乙 山梨県南アルプス市寺部199番地

社会福祉法人青い樹の会 理事長 松田 巖 印

## ○災害時要援護者二次避難所の運営に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人蒼溪会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者及び障害者等（以下「災害時要援護者」という。）の二次避難所の運営について、次の条項により協定する。

（趣 旨）

**第1条** この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対して災害時要援護者二次避難所の運営について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 災害時要援護者二次避難所（以下「二次避難所」という。）とは、南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した災害時要援護者及びその家族を受入れる二次的な避難場所とする。

（対象施設）

**第2条** この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。  
ケール（山梨県南アルプス市有野3236番地2）

（開設の要請）

**第3条** 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請することができるものとする。

（開設の受諾）

**第4条** 乙は、前条の規定により開設の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続等）

**第5条** 甲は、前2条の規定により開設された二次避難所に災害時要援護者の受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者及びその家族の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等（家族が同行する場合は除く。）
- (3) 受入れ要請期間

（実績報告）

**第6条** 乙は、災害時要援護者及びその家族の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（二次避難所の運営）

**第7条** 乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、災害時要援護者に係る食料品及び生活物資等の調達及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（避難者の移送）

**第8条** 災害時要援護者の対象施設への移送は、原則として甲又は災害時要援護者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(費用の負担)

**第9条** 二次避難所の管理運営に要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

(受入れ可能人員等)

**第10条** 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

**第11条** この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

**第12条** この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 石 川 豊 印

乙 山梨県南アルプス市有野3236番地2

社会福祉法人蒼溪会 理事長 有野 文一 印

## ○災害時要援護者二次避難所の運営に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と医療法人南山会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者及び障害者等（以下「災害時要援護者」という。）の二次避難所の運営について、次の条項により協定する。

（趣 旨）

**第1条** この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対して災害時要援護者二次避難所の運営について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 災害時要援護者二次避難所（以下「二次避難所」という。）とは、南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した災害時要援護者及びその家族を受入れる二次的な避難場所とする。

（対象施設）

**第2条** この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。  
きがる館（山梨県南アルプス市下宮地4 2 1 番地）

（開設の要請）

**第3条** 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請することができるものとする。

（開設の受諾）

**第4条** 乙は、前条の規定により開設の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続等）

**第5条** 甲は、前2条の規定により開設された二次避難所に災害時要援護者の受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者及びその家族の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等（家族が同行する場合は除く。）
- (3) 受入れ要請期間

（実績報告）

**第6条** 乙は、災害時要援護者及びその家族の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（二次避難所の運営）

**第7条** 乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、災害時要援護者に係る食料品及び生活物資等の調達及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（避難者の移送）

**第8条** 災害時要援護者の対象施設への移送は、原則として甲又は災害時要援護者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(費用の負担)

**第9条** 二次避難所の管理運営に要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

(受入れ可能人員等)

**第10条** 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

**第11条** この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

**第12条** この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 石 川 豊 印

乙 山梨県南アルプス市下宮地421番地

医療法人南山会 理事長 川崎光洋 印



## ○災害時要援護者二次避難所の運営に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者及び障害者等（以下「災害時要援護者」という。）の二次避難所の運営について、次の条項により協定する。

（趣 旨）

**第1条** この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対して災害時要援護者二次避難所の運営について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 災害時要援護者二次避難所（以下「二次避難所」という。）とは、南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した災害時要援護者及びその家族を受入れる二次的な避難場所とする。

（対象施設）

**第2条** この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) デイサービスゆうかり（山梨県南アルプス市野牛島2727番地）
- (2) デイサービスセンターわかくさ（山梨県南アルプス市鏡中條1642番地1）

（開設の要請）

**第3条** 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請することができるものとする。

（開設の受諾）

**第4条** 乙は、前条の規定により開設の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続等）

**第5条** 甲は、前2条の規定により開設された二次避難所に災害時要援護者の受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者及びその家族の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等（家族が同行する場合は除く。）
- (3) 受入れ要請期間

（実績報告）

**第6条** 乙は、災害時要援護者及びその家族の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（二次避難所の運営）

**第7条** 乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、災害時要援護者に係る食料品及び生活物資等の調達及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（避難者の移送）

**第8条** 災害時要援護者の対象施設への移送は、原則として甲又は災害時要援護者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(費用の負担)

**第9条** 二次避難所の管理運営に要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

(受入れ可能人員等)

**第10条** 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

**第11条** この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

**第12条** この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 石 川 豊 印

乙 山梨県南アルプス市寺部659番地

社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会  
理事長 相 原 豊 印

## ○災害時要援護者二次避難所の運営に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人深敬園（以下「乙」という。）とは、災害時における援護が必要な高齢者及び障害者等（以下「災害時要援護者」という。）の二次避難所の運営について、次の条項により協定する。

（趣 旨）

**第1条** この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に対して災害時要援護者二次避難所の運営について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 災害時要援護者二次避難所（以下「二次避難所」という。）とは、南アルプス市地域防災計画で指定する指定避難所に避難した災害時要援護者及びその家族を受入れる二次的な避難場所とする。

（対象施設）

**第2条** この協定の対象施設は、次に掲げる施設とする。

ともろうらんど（山梨県南アルプス市飯野2939番地1）

（開設の要請）

**第3条** 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請することができるものとする。

（開設の受諾）

**第4条** 乙は、前条の規定により開設の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続等）

**第5条** 甲は、前2条の規定により開設された二次避難所に災害時要援護者の受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者及びその家族の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等（家族が同行する場合は除く。）
- (3) 受入れ要請期間

（実績報告）

**第6条** 乙は、災害時要援護者及びその家族の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（二次避難所の運営）

**第7条** 乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、災害時要援護者に係る食料品及び生活物資等の調達及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（避難者の移送）

**第8条** 災害時要援護者の対象施設への移送は、原則として甲又は災害時要援護者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(費用の負担)

**第9条** 二次避難所の管理運営に要する経費は、法令等その他別に定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

(受入れ可能人員等)

**第10条** 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

**第11条** この協定の有効期限は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

**第12条** この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年8月1日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 石 川 豊 印

乙 山梨県南アルプス市飯野2939番地1

社会福祉法人敬会 理事長 中里 悠光 印

## ○災害時における応急対策業務に関する協定

(目的)

**第1条** 南アルプス市(以下「甲」という。)と一般社団法人甲府地区建設業協会(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、雪害等の災害(以下「災害」という。)により、甲の管理する道路、河川、建物等の施設(以下「公共営造物等」という。)に、被害が発生し、又は派生するおそれがある場合に、公共営造物等の機能の確保及び回復を図ることを目的とする応急対策業務の実施に関し、必要な事項を定める。

(協力要請)

**第2条** 甲は、前条の目的のため、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し応急業務要請書により協力を要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話・無線等の通信手段により要請し、後日、遅滞なく応急業務要請書を送付するものとする。

(協力者の報告)

**第3条** 乙は、協議会員の中から本協定に協力できる者(以下「協力者」という。)を協力者名簿により、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を、資機材・編成人員報告書に取りまとめ、前項の規定による名簿とともに、甲に提出するものとする。

3 乙は、協力者名簿及び資機材・編成人員報告書について、毎年度4月1日に甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

(実施)

**第4条** 乙は、第2条により要請を受けたときは、甲と協議のうえ、協力者の中から応急対策業務等を実施する者(以下「実施者」という。)を決定し、速やかに応急対策業務に着手するよう指示するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲が実施者を直接決定することができる。

2 前項の応急対策業務の限度は、公共営造物等の機能確保にかかわる必要最小限度とする。

3 実施者は、応急対策業務の実施に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 実施者は、業務遂行の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜、応急対策業務の実施状況を報告し、業務が完了したときは、速やかに応急業務完了報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

**第5条** 実施者が前条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために要した経費は、甲が負担する。

2 乙の負担により甲に無線機を貸与する。

(効力)

**第6条** この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙双方に異議の申出のない場合は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(協議事項)

**第7条** この協定の定めのない事項及びこの協定の実施に際し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成24年8月17日

甲 南アルプス市小笠原376

南アルプス市長 中 込 博 文

乙 甲府市国母8-5-13

一般社団法人 甲府地区建設業協会  
会 長 佐々木 幸一

## ○災害時における南アルプス市と南アルプス市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に対し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（目 的）

**第1条** この協定は、南アルプス市内で大規模な災害が発生した場合において、南アルプス市地域防災計画に基づき、災害時における甲が行う応急対策等に対する甲及び乙の相互協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

**第2条** この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力内容）

**第3条** 甲が、災害発生時に乙に協力要請するボランティア活動（以下「活動」という。）の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）災害時における甲が行う救助及び救護活動の実施への協力に関する事項
- （2）避難所内における避難者の世話及び業務の協力に関する事項
- （3）避難者に対する炊き出し及び救援物資の配分等に関する事項
- （4）高齢者及び障害者等への支援及び介助に関する事項
- （5）その他、災害対策業務全般についての協力に関する事項

（協力要請）

**第4条** 甲及び乙は、南アルプス市内に災害が発生し、次の各号に定める事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）乙は、災害時の効果的な活動を推進するため、緊急対応のための活動拠点として災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置する。
- （2）甲と乙は、連携及び協力しながらセンターの設置及び運営につき必要な業務を実施する。
- （3）甲はセンターの設置及び運営に必要な備品を供与する。
- （4）被災者の避難先及び被災状況の情報を相互に提供する。
- （5）その他前各号に定めのない事項で、相互が必要と認めた事項とする。

2 甲が乙にセンターの設置を要請する場合は、災害ボランティアセンター設置協力要請書（第1号様式）により乙に対して、日時、場所、内容等を明らかにして、協力要請をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害ボランティアセンター設置協力要請書をもって処理するものとする。

3 乙は、センターを設置したときは、災害ボランティアセンター設置通知書（第2号様式）により甲に報告する。

（協力の実施）

**第5条** 前条の規定による協力要請を受けたときは、甲及び乙は、その緊急性に鑑み可能な範囲においてこれに協力するものとする。

(活動拠点)

**第6条** 災害時に乙が行うボランティアの受入れ、派遣等の活動においては、甲が活動拠点を確保するものとする。

(ボランティアの要請・受入れ・派遣等)

**第7条** 乙は平常時よりボランティアの研修・講習会等を行い、ボランティアの受入れ、派遣等、非常時に備えた態勢づくりを整備するものとする。

2 甲は、前項の事項に関し、必要な範囲で支援するものとする。

(関係機関との協力)

**第8条** 乙は、災害時にどのように活動すべきであるか関係機関と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

(防災訓練等への協力)

**第9条** 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うとともに、独自及び近隣団体との合同訓練や講習を実施するものとする。

(費用負担)

**第10条** 乙が甲の協力要請により活動の実施にあたって支出した費用のうち、センターの設置及び運営、その他甲が認めたものは、活動の終了後、乙の請求により甲が負担するものとする。

(請求及び支払)

**第11条** 乙は、前条の規定により、費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害補償)

**第12条** 災害時における活動に際し、ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入にかかる費用については、ボランティアの自己負担とする。

(報告)

**第13条** 乙は、活動状況について随時又は活動が終了した時は、速やかにその活動状況について災害ボランティアセンター活動状況報告書(第3号様式)により甲に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

**第14条** 乙は、本協定にもとづき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会個人情報保護規定にもとづき、適切に管理するものとする。

(協定の有効期間)

**第15条** この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲、乙いずれからも解除または変更の申し出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。



る。

(協 議)

**第 16 条** この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 24 年 11 月 6 日

甲 住 所 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
氏 名 南アルプス市長 中込 博文

乙 住 所 山梨県南アルプス市寺部659番地  
氏 名 社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会  
会 長 相原 豊

第1号様式（第4条関係）

南ア危第 一 号  
平成 年 月 日

社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会  
会長 様

南アルプス市長

災害ボランティアセンター設置協力要請書

「災害時における南アルプス市と南アルプス市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンター設置に対する協力について、下記のとおり要請します。

記

|         |              |
|---------|--------------|
| 設 置 日 時 | 平成 年 月 日 時から |
| 設 置 場 所 |              |
| 活 動 内 容 |              |
| そ の 他   |              |

※連絡先 部 課 担当 電話

第2号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

（あて先）南アルプス市長 様

社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会  
会長

災害ボランティアセンター設置通知書

「災害時における南アルプス市と南アルプス市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンターを、下記のとおり設置したことを通知します。

記

|         |              |
|---------|--------------|
| 設 置 日 時 | 平成 年 月 日 時から |
| 設 置 場 所 |              |
| 活 動 内 容 |              |
| そ の 他   |              |

※連絡先： 担当 電話

第3号様式（第13条関係）

平成 年 月 日

（あて先）南アルプス市長 様

社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会

会長

災害ボランティアセンター活動状況報告書

「災害時における南アルプス市と南アルプス市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンター活動状況を、下記のとおり報告します。

記

| 設 置 日 時 | 平成<br>平成 | 年<br>年 | 月<br>月 | 日<br>日 | 時から<br>時まで |
|---------|----------|--------|--------|--------|------------|
| 設 置 場 所 |          |        |        |        |            |
| 活 動 内 容 |          |        |        |        |            |
| そ の 他   |          |        |        |        |            |

※連絡先： 担当 電話

## ○災害時における緊急応援活動の実施等に関する協 定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市自動車事業協議会（以下「乙」という。）とは、自主防災組織が所有する資機材の点検整備及び災害時において、地域内で被災した車両の安全点検等の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

**第1条** この協定は、南アルプス市地域防災計画に基づき、乙の協力活動に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

**第2条** 甲は、乙に対し、次の各号について、協力を要請することができるものとする。

- （1）乙の会員事業所が所属する地域の自主防災組織が保有する資機材の保守管理（運転、点検、調整、整備等）への協力を行う。
- （2）災害発生時の対応備品として、車載式ジャッキ等の備蓄を希望する自主防災組織へ無償提供する。
- （3）災害時、市の公用車を含む被災車両及び被災地域の車両に対し、安全確認のため、車両点検（道路運送車両法に基づく日常点検及び必要整備）を実施する。
- （4）災害時、道路上の通行の障害となる被災車両の排除・移動を実施する。
- （5）災害時、主要道路の損壊等による通行止め或いは交通機関の途絶により、帰宅困難者が発生した場合、一時的な避難所を提供する。

（協力の要請）

**第3条** 甲が乙に協力を要請する場合は、協力要請書（第1号様式）により乙に対して、内容等を明らかにして、要請をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日速やかに協力要請書をもって処理するものとする。

（協力の実施）

**第4条** 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

**第5条** 前第2条第3号の規定に基づく協力活動に対して、部品交換等の費用が発生した場合、市の公用車については活動の終了後、乙の請求により甲が負担するものとし、一般車両については、支援を受けたものが負担するものとする。

（請求及び支払い）

**第6条** 乙は、前条の規定により、費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。

（報 告）

**第7条** 乙は、協力活動が終了したときは、速やかにその活動状況について協力活動作業終了報告書

(第2号様式)により甲に報告するものとする。

(情報の交換)

**第8条** 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

**第9条** この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも解除または変更の申し出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協 議)

**第10条** この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年11月6日

甲 住 所 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
氏 名 南アルプス市長 中 込 博 文

乙 住 所 山梨県南アルプス市下宮地388番地  
氏 名 南アルプス市自動車事業協議会  
会 長 高 石 茂 則

## 第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

南アルプス市自動車事業協議会  
会 長 様

南アルプス市長

## 協 力 要 請 書

「災害時における南アルプス市と南アルプス市自動車事業協議会の災害時における緊急応援活動の実施等に関する協定書」に基づき、下記のとおり緊急応援活動の協力を要請します。

## 記

|         |          |
|---------|----------|
| 実 施 日 時 | 平成 年 月 日 |
| 場 所     |          |
| 実 施 内 容 |          |
| そ の 他   |          |

※連絡先 部 課 担当 電話

第2号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）南アルプス市長 様

南アルプス市自動車事業協議会  
会 長

協力活動作業終了報告書

「災害時における南アルプス市と南アルプス市自動車事業協議会の災害時における緊急応援活動の実施等に関する協定書」に基づき、協力活動作業が終了したので、下記のとおり報告します。

記

|                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 実 施 期 間          | 平成 年 月 日 から<br>平成 年 月 日 まで |
| 実 施 場 所          |                            |
| 実 施 内 容          |                            |
| そ の 他<br>必 要 事 項 |                            |

※連絡先： 担当 電話



## ○災害時における支援協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）とイオンビッグ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行なう支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

**第2条** 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

**第3条** 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

**第4条** 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

**第5条** 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙の本社総務部に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申し出を行ない、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

**第6条** 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書にて甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

**第7条** 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし乙の搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

(費用の負担)

**第 8 条** 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し 30 日以内に代金を支払うものとする。ただし期限内における支払いが困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

(物資の価格)

**第 9 条** 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(情報交換及び提供)

**第 10 条** 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行ない、災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者)

**第 11 条** この協定に関する甲及び乙の連絡責任者は、甲においては総務部防災危機管理課長、乙においては人事総務部総務担当とする。

(県協定との調整)

**第 12 条** 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協定の期間と効力)

**第 13 条** この協定の有効期間は、締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

2 有効期間満了の日の前 1 ヶ月までに甲または乙から何らかの意思表示がないときはこの協定は当該有効期間満了の日の翌日からさらに 1 年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

3 この協定の改正または廃止は、甲または乙が文書をもって 1 ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

**第 14 条** この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

なお、平成 25 年 3 月 21 日付南アルプス市とマックスバリュ東海株式会社で締結した「災害時における支援協力に関する協定書」は廃止する。

令和4年2月24日

甲：山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 金 丸 一 元

乙：愛知県名古屋市中村区名駅5-25-8  
イオンビッグ株式会社  
代表取締役 小 林 健太郎

別表（第4条関係）

■ 災害時の主な必要物資一覧表

| 災害発生直後に必要な物資<br>(概ね発災～3日間程度)                                                                                                                                                                                       | その後に必要な物資                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>食料品<br/>おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、<br/>粉ミルク、ベビーフード、缶詰（イー<br/>ジーオープン）</p> <p>生活必需品<br/>紙おむつ（子供用、大人用）、生理用<br/>品、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、<br/>スプーン、使い捨て食器類、ラップ、<br/>ウェットティッシュ、ゴミ袋、ろうそ<br/>く、絆創膏、化膿止め、蚊取り線香（夏<br/>季）、使い捨てカイロ（冬季）</p> | <p>食料品<br/>ご飯パック、食パン、レトルト食品、菓子<br/>類</p> <p>生活必需品<br/>タオル、肌着、靴下、軍手、雑巾、ガム<br/>テープ、ビニール紐、カセットボンベ、<br/>歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペー<br/>パー、トイレットペーパー、マスク、ハン<br/>ドソープ、下痢止め、胃薬、アルコール消<br/>毒液、うがい薬</p> |

様式第 1 号（第5条関係）

年 月 日

イオンビッグ株式会社 様

南アルプス市長

## 災害時における物資出荷の要請について

災害時における支援協力に関する協定書の第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第5条により、本要請に対する実施状況を、物資供給実施状況報告書にて報告願います。

## 記

## 1 要請する物資

| 日 時<br>月 日 | 要請物資名 | 要請数量 | 搬送先 | 備 考 |
|------------|-------|------|-----|-----|
|            |       |      |     |     |

## 2 特記事項

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

南アルプス市長 様

イオンビッグ株式会社

物 資 供 給 実 施 状 況 報 告 書

災害時における支援協力に関する協定書の第6条の規定に基づき、下記のとおり報告致します。

記

1 物資等供給数量

| 供給物資名 | 要請数量 | 供給数量 | 搬送先 | 備 考 |
|-------|------|------|-----|-----|
|       |      |      |     |     |

2 特記事項

## ○災害時における災害救助犬及びセラピードッグの 出動に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、南アルプス市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の搜索活動（以下「搜索活動」という。）を円滑に実施するため、又は避難所等における被災地住民のこころのケア（以下「ケア」という。）を図るため、災害救助犬及びセラピードッグの出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

**第1条** 甲は、搜索活動のため必要があると認めるとき、又はケアが必要と認めるときは、乙に対して、災害救助犬又はセラピードッグの出動を要請する。

（出 動）

**第2条** 乙は、前条による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬又はセラピードッグを出動させるものとする。この場合において、災害救助犬又はセラピードッグの出動頭数及び出動人数は、災害の種類及び規模等を考慮し、甲と乙が協議のうえ決定する。

（搜索活動の実施）

**第3条** 乙は、出動した災害現場においては、甲の指定した現場指揮官の指示に従い搜索活動を実施するものとする。

（ケアの実施）

**第4条** 乙は、出動した避難所においては、甲の指定した現場指揮官の指示に従いセラピー活動を実施するものとする。

（費用の負担）

**第5条** 第2条の規定に基づく出動に要する経費は、要請を行った甲の負担とする。

（損害賠償）

**第6条** この協定に基づく出動又は活動に伴って乙の出動人員、災害救助犬又はセラピードッグに生じた損害賠償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（訓練の参加）

**第7条** 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行えるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期限）

**第8条** この協定の有効期間は、協定締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間終了1か月前までに、甲、乙いずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときには、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

**第9条** この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

甲 山梨県南アルプス市小笠原 3 7 6 番地  
南アルプス市長 中 込 博 文

乙 兵庫県伊丹市下河原二丁目 2 - 1 3  
認定特定非営利活動法人  
日本レスキュー協会  
理事長 伊 藤 裕 成



## ○災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、南アルプス市内において、地震、風水害、その他大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、甲が乙に支援協力を要請（以下「支援要請」という。）するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（応援隊の登録）

**第2条** 乙は、甲の支援要請に備えるため、予めし尿等の収集運搬に出動可能な事業者（以下「応援隊」という。）の登録を行っておくものとする。

（支援協力の要請手続）

**第3条** 乙は災害が発生した場合において、甲の支援要請があったときは速やかに応援隊の出動態勢を整えるものとする。

2 前項の支援要請は、し尿等収集運搬業務要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、急を要すると判断した場合は、電話、ファクシミリまたはその他の方法により行い、事後において速やかに要請書を乙に対し送付するものとする。

3 乙は、甲の支援要請があったときは、甲の指示に従いし尿等の収集運搬を行うものとする。

（業務の報告）

**第4条** 乙は、前条の要請を受けてし尿等の収集運搬を行ったときは、し尿等収集運搬業務報告書（様式第2号）を作成し、甲に提出するものとする。

（情報の提供）

**第5条** 甲は、し尿等の収集運搬が円滑に行われるよう、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（費用負担）

**第6条** この協定に基づき甲の支援要請に応じて乙が行ったし尿等の収集運搬に要する費用は、甲が負担するものとし、その額及び支払い方法については災害発生時における地域の通常取引事例を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡窓口）

**第7条** この協定に関する連絡窓口は、甲においては南アルプス市環境課、乙においては（株）櫛形環境とする。

（有効期間）

**第8条** この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

**第9条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 3月29日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 中 込 博 文

乙 山梨県都留市四日市場23-1番地  
山梨県環境整備事業協同組合  
理 事 長 勝 俣 藤 久

(様式第1号)

年 月 日

山梨県環境整備事業協同組合  
理 事 長 様

南アルプス市長

## し尿等収集運搬業務要請書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定書」第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

## 1. 要請業務に関する事項

|         |  |
|---------|--|
| 業務の内容   |  |
| 車 両 台 数 |  |
| 協 力 場 所 |  |
| 実 施 期 間 |  |
| そ の 他   |  |

## 2. その他必要な事項

|  |
|--|
|  |
|--|

(様式第2号)

年 月 日

南アルプス市長 様

山梨県環境整備事業協同組合  
理 事 長

し 尿 等 収 集 運 搬 業 務 報 告 書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定書」第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 要請業務に関する事項

|         |  |
|---------|--|
| 業務の内容   |  |
| 車 両 台 数 |  |
| 収集処理量   |  |
| 協 力 場 所 |  |
| 実 施 期 間 |  |
| そ の 他   |  |

2. その他必要な事項

|  |
|--|
|  |
|--|

## ○災害時における支援協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

**第１条** この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行なう支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

**第２条** 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

**第３条** 乙は、甲から前２条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について 速やかに対応する。

（物資の範囲）

**第４条** 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

**第５条** 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申し出を行ない、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

**第６条** 第２条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書にて甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

**第７条** 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし乙の搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。

（費用の負担）

**第８条** 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

２ 甲は、前項に基づく請求があったときには、その内容を確認し、速やかに代金を支払うものとする。

（物資の価格）

**第９条** 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（情報交換及び提供）

**第10条** 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行ない、災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者)

**第11条** この協定に関する甲及び乙の連絡責任者は、甲においては総務部防災危機管理室長、乙においては災害対策センター事務局担当者とする。

(県協定との調整)

**第12条** 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協定の期間と効力)

**第13条** この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

**第14条** この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年2月9日

甲：山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 中 込 博文

乙：新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄一郎

## 別表（第4条関係）

## ■ 災害時における緊急対応可能な物資

| 大分類    | 主な品種                                                                                                   |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 作業関係   | 作業シート、標識ロープ、ヘルメット、<br>防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、<br>ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、<br>ガラ袋、スコップ、ホースリール                       |
| 日用品等   | 毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、<br>ラップ、ウェットティッシュ、マスク、<br>衛生用ポリ袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、<br>デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ |
| 水関係    | 飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク                                                                                 |
| 冷暖房機器等 | 大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、                                                                                     |
| 電気用品等  | 投光機、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、<br>カセットボンベ                                                                       |
| トイレ関係等 | 救急ミニトイレ                                                                                                |

様式第 1 号（第5条関係）

年 月 日

NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 様

南アルプス市長

災害時における物資出荷の要請について

災害時における支援協力に関する協定書の第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第6条により、本要請に対する実施状況を、物資供給実施状況報告書にて報告願います。

記

1 要請する物資

| 日時<br>月 日 | 要請物資名 | 要請数量 | 搬送先 | 備考 |
|-----------|-------|------|-----|----|
|           |       |      |     |    |

2 特記事項



様式第2号（第6条関係）

年 月 日

南アルプス市長 様

NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長

## 物資供給実施状況報告書

災害時における支援協力に関する協定書 第6条の規定に基づき、下記のとおり報告致します。  
記

### 1 物資等供給数量

| 供給物資名 | 要請数量 | 供給数量 | 搬送先 | 備考 |
|-------|------|------|-----|----|
|       |      |      |     |    |

### 2 特記事項

## ○災害に係る情報発信等に関する協定

南アルプス市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、南アルプス市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、南アルプス市が南アルプス市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ南アルプス市の行政機能の低下を軽減させるため、南アルプス市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、南アルプス市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、南アルプス市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、南アルプス市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 南アルプス市が、南アルプス市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 南アルプス市が、南アルプス市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 南アルプス市が、災害発生時の南アルプス市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 南アルプス市が、南アルプス市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて南アルプス市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための **web** リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
  - (7) 南アルプス市が、南アルプス市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 南アルプス市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、南アルプス市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

**第3条（費用）**

前条に基づく南アルプス市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

**第4条（情報の周知）**

ヤフーは、南アルプス市から提供を受ける情報について、南アルプス市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

**第5条（本協定の公表）**

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、南アルプス市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

**第6条（本協定の期間）**

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

**第7条（協議）**

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、南アルプス市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、南アルプス市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年2月12日

南アルプス市：

山梨県南アルプス市小笠原376

南アルプス市長 中 込 博 文

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

## ○災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県エルピーガス協会南アルプス地区（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者及び避難者等を支援するために必要となるＬＰガス等の供給について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第１条 この協定は、災害時における避難所や救護所、防災拠点施設等への緊急用燃料として液化石油ガス等（燃焼器具など必要な設備を含む。以下「ＬＰガス等」という。）の供給等に関し、必要な事項を定める。

### （要請）

第２条 甲は、災害時に避難所等からＬＰガス等の供給を求められたとき、又は自らが調達の必要を認めたときは、乙に対しＬＰガス等の供給を要請できるものとする。

２ 甲は、前項の要請にあたり、乙に対し口頭で行うものとし、事後に別紙１を提出するものとする。

### （実施）

第３条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これを受諾し、速やかに供給を実施するものとする。

２ 前項の規定により供給したＬＰガス等について、その使用を終了したときは、乙は、甲の指示に基づき、これを撤去するものとする。

３ 乙は、本条に基づき供給を開始したときは、甲に口頭で報告し、供給を終了したときは、別紙２を甲に提出するものとする。

### （費用の負担）

第４条 前条の協力に要する費用（人件費を除く）は、甲が負担する。

２ 前項に規定する費用については、別紙２に基づき、災害時前における適正価格を基準として甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

### （情報交換等）

第５条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びＬＰガスの供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

### （協議）

第６条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

### （有効期間）

第７条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

(甲) 山梨県南アルプス市小笠原 3 7 6

南アルプス市長 中 込 博 文

(乙) 山梨県南アルプス市上今井 1 1 2

山梨県エルピーガス協会南アルプス地区

地 区 長 功 刀 浩 司

別紙 1

第 号  
年 月 日

山梨県エルピーガス協会南アルプス地区長 殿

南アルプス市長

## L P ガスの供給要請について

このことについて、「災害時における L P ガス等の供給に関する協定書」第 2 条第 2 項の  
規程により、以下のとおり L P ガスの供給を要請します。

| 項 目                  | 内 容    |
|----------------------|--------|
| L P ガス供給に関する<br>要請内容 |        |
| 供給開始希望日              | 年 月 日  |
| 現地責任者連絡先<br>(施設管理者)  | 所 属 :  |
|                      | 職・氏名 : |
|                      | 電 話 :  |
| 市責任者連絡先              | 所 属 :  |
|                      | 職・氏名 : |
|                      | 電 話 :  |

## 別紙 2

南アルプス市長 殿

## L P ガス供給報告書

| 項 目         | 内 容   |
|-------------|-------|
| 供給場所        |       |
| L P ガス等設置内容 |       |
| 供給開始日       | 年 月 日 |
| 供給業者(会員)名   | 販売店名： |
|             | 担当者名： |
|             | 電 話：  |
| 備考          |       |

上記のとおり報告します。

年 月 日

山梨県エルピーガス協会南アルプス地区

地区長

## ○災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と南アルプス市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他応急措置ができない場合に、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部署)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動その他の活動に必要な車両の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

(応援要請の手続)

第4条 被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 受入を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (6) 応援を受ける期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときには、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定に基づく応援の要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。



る。

(経費の負担)

第6条 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援自治体が負担する。
- (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災自治体の負担とする。
- (3) 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災自治体から要請があった場合は、応援自治体は当該経費を一時繰替え支弁する。

(災害保障等)

第7条 応援の業務に従事する職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、応援自治体が負うものとする。

2 応援の業務に従事する職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が被災自治体への往復途中に生じたものを除き、被災自治体はその賠償の責めを負うものとする。

(情報交換及び交流)

第8条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

(他の協定等との関係)

第9条 この協定は、両自治体が締結した協定等を排除するものではない。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名押印の上、各1通を保有する。

平成27年10月7日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区長 西 川 太 一 郎

山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 金 丸 一 元

## ○災害時における生活物資の供給協力に関する協定

南アルプス市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

る。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年11月10日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号  
株式会社カインズ  
代表取締役 土 屋 裕 雅

様式第 1 号（第4条関係）

# 物 資 発 注 書

平成 年 月 日

株式会社 カインズ

代表取締役

様

南アルプス市長

「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

| 要請日 | 要請品目 | 要請数量 | 搬入希望場所 |
|-----|------|------|--------|
|     |      |      |        |

特記事項

問い合わせ先

担当部署

課

担 当 者

担当

電 話

—

—

F A X

—

—

メ ー ル

様式第2号（第5条関係）

## 物資供給報告書

平成 年 月 日

南アルプス市長

様

株式会社 カインズ

担当部署 人事部

平成 年 月付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

## 記

供給した物資

| 品 目   | 数 量  | 搬入場所                                 | 搬入日時・時刻              |
|-------|------|--------------------------------------|----------------------|
|       |      |                                      |                      |
| 特記事項  |      |                                      |                      |
| 担 当 者 |      |                                      |                      |
| 所 属   | 氏 名  | 電話・FAX                               | メールアドレス              |
| 人事部   | 藍原崇典 | T : 0495-25-1000<br>F : 0495-25-1001 | t-aihara@cainz.co.jp |

## 様式第3号（第9条関係）

## 連 絡 責 任 者 届

## 【南アルプス市】

## 1 連絡責任者

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 役職・氏名 | 防災危機管理室長 ・ 今村繁樹           |
| T E L | 0 5 5 - 2 8 2 - 6 4 9 4   |
| 携 帯   | 0 9 0 - 4 2 0 4 - 8 9 2 6 |
| F A X | 0 5 5 - 2 8 2 - 1 1 1 2   |

## ※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：8：30～17：15
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日

## 2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項 目   | 第1連絡先                     | 第2連絡先                     |
|-------|---------------------------|---------------------------|
| 役職・氏名 | 防災危機管理室長<br>・ 今村繁樹        | 防災危機管理室リーダー<br>・ 野田 剛     |
| T E L | 0 5 5 - 2 8 2 - 1 1 1 1   | 0 5 5 - 2 8 2 - 1 1 1 1   |
| 携 帯   | 0 9 0 - 4 2 0 4 - 8 9 2 6 | 0 9 0 - 3 9 1 9 - 8 0 7 7 |
| F A X | 0 5 5 - 2 8 2 - 1 1 1 2   | 0 5 5 - 2 8 2 - 1 1 1 2   |

## 【株式会社 カインズ】

## 1 連絡責任者

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 役職・氏名 | 人事部庶務グループ マネジャー 藍原崇典      |
| T E L | 0 4 9 5 - 2 5 - 1 0 0 0   |
| 携 帯   | 0 9 0 - 2 1 6 2 - 8 3 3 3 |
| F A X | 0 4 9 5 - 2 5 - 1 0 0 1   |

## ※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：本部 9：50～19：10
- ・ 休 日：日曜日

## 2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項 目   | 第1連絡先         | 第2連絡先         |
|-------|---------------|---------------|
| 役職・氏名 | マネジャー 藍原崇典    | お客様相談室長 吉田尚史  |
| T E L | 0495-88-7100  | 0495-88-1000  |
| 携 帯   | 090-2162-8333 | 090-4925-9160 |
| F A X | 0495-25-1001  | 0495-88-1001  |

## ○災害時における支援協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と、株式会社ヨシカワ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲からの要請に基づき乙が行う支援協力に関し必要な事項を定め、もって、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第2条 本協定に定める支援協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（機材提供要請）

第3条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に機材を調達する必要があると認められるときは、乙の保有する機材の提供を要請することができる。

（機材の範囲）

第4条 甲が乙に要請する機材は、次に掲げるもののうち、乙が保有しているもの又は調達可能なものとする。

（1）別表に掲げる機材

（2）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第5条 甲は、機材の提供を受けようとするときは、乙に対し、機材提供要請書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請した後、速やかに機材提供要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第6条 乙は、第3条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置の状況を機材提供実施報告書にて甲に報告するものとする。

（機材の引渡し）

第7条 機材の運搬は、甲が指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲の職員が確認した上で、これを引き渡すものとする。ただし、乙が自ら搬送することができない場合は、甲が定める輸送手段により搬送するものとする。

2 甲は、乙が前条の規定により物資を搬送する車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が提供した機材の費用及び運送に係る費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第9条 機材の提供に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡先等確認)

第10条 支援協力を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(機材の価格)

第11条 乙が提供した機材の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(その他の必要な支援)

第12条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、

支援する内容を決定するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結の日から1年とする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲又は乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙二者が協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年11月27日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 石川県金沢市北安江3丁目1番33号  
株式会社ヨシカワ  
代表取締役社長 吉 川 義 一



## 別表（第4条関係）

## ○ 災害時における提供できる主な機材

| 協力項目                  | 協力項目詳細                                                                                     |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設重機<br>資機材<br><br>車両 | パワーショベル各種 5台<br>発電機各種 10台<br>照明機械・給排水ポンプ各種<br>エンジンチェンソー・エンジンカッター各5台<br>ダンプカー・クレーン付きトラック各5台 |

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

株式会社ヨシカワ

代表取締役社長 様

南アルプス市長

災害時における機材提供の要請について

災害時における支援協力に関する協定の第 3 条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第 7 条の規定により、本要請に関する実施状況を、機材提供実施報告書にて報告願います。

記

1 要請する機材

| 日 時 | 機材名 | 要請数量 | 搬送先 | 備 考 |
|-----|-----|------|-----|-----|
|     |     |      |     |     |

2 特記事項

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

南アルプス市長 様

株式会社ヨシカワ

## 機 材 提 供 実 施 報 告 書

災害時における支援協力に関する協定の第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 機材等提供数量

| 提供機材名 | 要請数量 | 提供数量 | 搬送先 | 備 考 |
|-------|------|------|-----|-----|
|       |      |      |     |     |

## 2 特記事項

## ○災害時における相互応援に関する協定書

南アルプス市と穴水町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」と言う。）独自では十分に被災者の救援その他応急措置ができない場合に、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部署)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動その他の活動に必要な車両の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

(応援要請の手続)

第4条 被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 受入れを希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (6) 応援を受ける期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときには、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定に基づく応援の要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援自治体が負担する。
  - (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災自治体の負担とする。
  - (3) 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災自治体から要請があった場合は、応援自治体は当該経費を一時繰替え支弁する。
- (災害保障等)

第7条 応援の業務に従事する職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、応援自治体が負うものとする。

2 応援の業務に従事する職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が被災自治体への往復途中に生じたものを除き、被災自治体はその賠償の責めを負うものとする。

(情報交換及び交流)

第8条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

(他の協定等との関係)

第9条 この協定は、両自治体が締結した協定等を排除するものではない。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月13日

山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 金 丸 一 元

石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地  
穴 水 町 長 石 川 宣 雄

## ○災害時における上下水道施設の応急復旧の協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨積水株式会社（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目 的）

第1条 この協定は、災害等において、上下水道施設等に甚大な被害が生じ又はそのおそれがある場合、応急復旧対策を早急に実施し、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

### （内 容）

第2条 協力内容は次に掲げるとおりとし、いずれも乙の対応・提供可能な範囲内とする。

- （1）応急復旧活動に必要な資材の確保及び供給対応
- （2）応急復旧活動中に異常を発見した場合の通報
- （3）応急復旧活動に関わる緊急・救援車両等の一時的な駐車場所の提供
- （4）市民の帰宅困難時における避難場所としての家屋提供
- （5）その他応急復旧活動に必要な事項

2 前項に規定する資材の対象は乙の在庫品とするが、乙は甲の要請に対しその他の上下水道資材の確保にも可能な限り協力するものとする。

### （協力の要請）

第3条 甲が乙に応急復旧活動の協力を要請する場合は、協力要請書（第1号様式）により乙に対して、要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日速やかに協力要請書を提出するものとする。

### （費用の負担）

第4条 この協定に基づき、乙が行った応急復旧に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が応急復旧に要した費用を請求するものとする。

### （報告）

第5条 乙は、甲から応急復旧活動の要請があった場合、応急復旧活動に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、協力活動報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

### （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、応急復旧活動等を円滑に行うため、連絡責任者を定める。

### （協定の期間と効力）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。た

だし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、同一の条件を以って更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙は協議して解決にあたるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年 1月12日

甲 南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 金丸 一元

乙 甲府市上条新居町300番地  
山梨積水株式会社  
代表取締役社長 花川 因

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

山梨積水株式会社 様

南アルプス市長

応急復旧活動に関する協力要請について

「災害時における上下水道施設の応急復旧の協力に関する協定書」第3条の規定に基づき、下記のとおり応急復旧活動の協力を要請します。

記

| 開 始 時 期 | 平成 年 月 日 |
|---------|----------|
| 協 力 内 容 |          |
| そ の 他   |          |

※ 連絡先 部 課 担当 電話



## 第2号様式（第5条関係）

年 月 日

南アルプス市長 様

山梨積水株式会社  
代表取締役社長

## 協力活動報告書

「災害時における上下水道施設の応急復旧の協力に関する協定書」第5条の規定に基づき、協力活動内容を下記のとおり報告します。

## 記

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 協 力 活 動<br>開始可能時期 | 平成 年 月 日 |
| 協力活動内容            |          |
| その他必要事項           |          |

※ 連絡先 担当 電話

## ○災害時における障害物の除去等の協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市解体工事安全協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、南アルプス市内において、災害が発生した場合、障害物の除去等に関し、甲から乙に対し協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲が災害発生時に乙に対し、次の各号について、協力を要請することができるものとする。

- （1）住居等の建築物の倒壊に伴う人命救助のための障害物の除去、運搬作業
- （2）甲が管理する建築物、道路、河川等（以下「公共施設」という。）の機能確保等のため、緊急を要するがれき類等の撤去、運搬作業
- （3）その他、甲が必要と認める緊急対応作業

（協力の要請等）

第4条 甲は、前条に掲げる協力を要請するときは、協力要請書（様式第1号）により、協力内容、日時及び場所を指定し、建設機械、運搬車両、労力等（以下「建設機械等」という。）の事項を明らかにして、乙に要請する。ただし、緊急を要する時は、口頭等により要請を行う事ができるものとし、後日速やかに協力要請書を送付するものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合は、特別な理由のない限り、速やかに協力活動を実施するものとする。

3 乙は、第1項の要請による協力活動を行うにあたり、甲の職員の指示に従うものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づき、乙の行った協力活動に要した費用については甲が負担する。

2 前項の積算単価は、甲が定める設計単価によるものとし、甲と乙が協議の上、速やかに費用を支払うものとする。

（損害補償）

第6条 災害時における活動に際し、乙が被った損害の補償は、乙の加入保険により対応するものとする。

（報告）

第7条 乙は、第4条第1項に基づき出動したときは、出動報告書（様式第2号）により、直ちに責任者、出動時間、建設機械等を甲に対して通知するものとする。又、当該協力活動が終了した場合、速やかに甲に協力活動実施報告書（様式第3号）により報告するものとする。

(情報提供等)

第8条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な協力活動が図られるように、乙の会員等に対し、協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

(協定の期間と効力)

第9条 この協定の有効期限は、締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙いずれからも相手方に対して意思表示がないときは、この協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

3 この協定の改正または廃止は、甲または乙が文書をもって1か月前までに相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年2月17日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376  
南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 山梨県南アルプス市藤田2352-4  
南アルプス市解体工事  
安全協議会会長 深澤 元昭

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

南アルプス市解体工事安全協議会  
会 長 様

南アルプス市長

## 協 力 要 請 書

「災害時における障害物の除去等の協力に関する協定書」第 4 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

|          |              |
|----------|--------------|
| 協力内容     |              |
| 実施日時     | 平成 年 月 日 時から |
| 実施場所     |              |
| 建設機械等    |              |
| その他必要な事項 |              |

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

南 アル プ ス 市 長  
様

南アルプス市解体工事安全協議会  
会 長

## 出 動 報 告 書

「災害時における障害物の除去等の協力に関する協定書」第7条の規定に基づき、出動したことを、下記のとおり報告します。

記

|         |            |
|---------|------------|
| 責 任 者   |            |
| 出 動 日 時 | 平成 年 月 日 時 |
| 建設機械等   |            |
| そ の 他   |            |

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

南 アル プ ス 市 長  
様

南アルプス市解体工事安全協議会  
会 長

## 協 力 活 動 実 施 報 告 書

「災害時における障害物の除去等の協力に関する協定書」第7条の規定に基づき、出動したことを、下記のとおり報告します。

記

|         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| 協力実施期間  | 平成 年 日<br>平成 年 月<br>時から<br>時まで<br>(合計 日 時間) |
| 実 施 場 所 |                                             |
| 協力活動内容  |                                             |
| そ の 他   |                                             |

## ○災害時における応急活動の協力に関する協定書

一般社団法人山梨県トラック協会（以下「甲」という。）と南アルプス市（以下「乙」という。）と設置事業所（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は甲が乙の行う災害時応急活動に対し、協力する事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 災害時において甲は丙に備蓄する食料・飲料水等の提供に関して協力を行うものとする。また、乙の指示で倉庫設置場所近隣の住民に提供するものとする。

### （要請）

第3条 乙は、災害時において、甲に対して協力が必要なときは、必ず口頭で要請するものとする。

### （管理）

第4条 甲及び丙は倉庫内の備蓄物の保守管理をする。倉庫の鍵については甲、丙で保管し、前条に基づき使用できるものとする。

### （受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲の備蓄物の提供を受けるときは、甲との間で使用許可及び使用範囲等について確認するものとする。

### （費用の負担）

第6条 第2条に基づく協力に関する費用は、無償とする。

### （免責）

第7条 甲は乙に対して提供した備蓄物に関して、何らかの事故が起きた場合については、一切の責任を負わないものとする。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成28年3月11日から平成29年3月10日までとする。期間満了の日の3か月前に甲、乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長されたものとし、以後はこの例による。甲、乙はこの協定の有効期間中であっても、協議しこの協定を改定することができる。

### （協定の解除）

第9条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

### （協議）

第10条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない

い事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第 1 1 条 設置場所は別紙にて明記する。

本協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 2 8 年 3 月 1 1 日

(甲) 一般社団法人 山梨県トラック協会

会長 坂 本 政 彦

(乙) 南アルプス市

南アルプス市長 金 丸 一 元

(丙) 設置事業所代表

深澤商事有限公司

代表取締役 深 澤 要



別紙（第 1 1 条関係）

会社名 深澤商事有限会社 本社営業所

住 所 山梨県南アルプス市在家塚 1 8 1 2-3

電 話 0 5 5-2 8 2-5 1 3 9

代表者 深澤 要

設置日 平成 2 7 年 1 0 月 1 日

## ○富士山火山噴火時における富士吉田市の広域避難に関する覚書

富士山の噴火及び噴火のおそれ（以下「噴火時」という。）があり、広域避難を要する場合における、富士吉田市から南アルプス市への広域避難に関する事項を次のとおり定め、本覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、噴火時に富士山麓地域の広域にわたって火山被害が見込まれる場合に、災害対策基本法第86条の8及び第86条の10、「富士山火山広域避難計画」（平成27年3月；富士山火山防災対策協議会）及び「大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書」（平成19年1月；山梨県市長会）に基づき、広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### （避難の調整等）

第2条 山梨県は、富士吉田市が噴火時に広域避難の必要がある場合、予め広域避難対象者を把握した上で、南アルプス市における一時集結地、受入避難所（以下「避難所」という。）及び収容可能数の状況を把握し調整を行い、決定事項を富士吉田市、南アルプス市の相互に伝達する。

2 富士吉田市は、第1項の伝達を受け、南アルプス市（災害支援本部等）に職員を派遣する。

3 南アルプス市は、第1項の伝達を受け、一時集結地、避難所の開設準備を行う。また富士吉田市から派遣された職員は避難所開設、避難所運営準備等の業務を行う。

### （避難の実施）

第3条 富士吉田市は、前条第3項の開設準備が整い次第、避難対象者に対する避難勧告、避難指示等を発令時に、南アルプス市の一時集結地・避難所を示し、避難対象者は示された施設に避難を開始する。

### （避難所の運営主体）

第4条 避難所の運営は、原則として富士吉田市及びその自主防災会、自治会等で行う。なお避難初期において運営体制が整わない場合、南アルプス市が円滑な運営ができるように支援する。

### （避難所の開設期間）

第5条 避難所の開設期間は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」で定める日数（7日間）を基本とする。ただし災害の状況により開設期間の延長にも対応する必要がある場合、富士吉田市は山梨県及び南アルプス市と協議を行うものとする。

### （駐車場の確保）

第6条 避難車両の超過により避難所の駐車区域が不足する場合、山梨県、富士吉田市は、南アルプス市の協力を得て、学校施設のグラウンド、その他の公共施設や民間施設の活用を検討するなど、駐車場の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 避難に要した経費及び避難所の運営経費は、富士吉田市が負担する。

2 富士吉田市が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、南アルプス市は一時繰替支弁するものとする。

(平常時の連携)

第8条 富士吉田市及び南アルプス市は、この覚書に基づいて広域避難が円滑に行われるよう、平素から火山防災に関する情報交換、協働による防災訓練等の相互の連携を平常時より行うように努める。

(その他)

第9条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、富士吉田市及び南アルプス市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この覚書は、締結した日から効力を発生するものとする。

この覚書を証するため、富士吉田市及び南アルプス市が記名・押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成28年4月6日

山梨県富士吉田市下吉田六丁目1番1号

富士吉田市長 堀内 茂

(受入市)

山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 金丸 一元

## 大規模災害時における被災者支援に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において、被災者支援のため必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目 的）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、大規模災害時に被災者の支援を効率的に行う為に、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、大規模災害時に災害対策本部を設置し、かつ、市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士の協力が必要と判断したときは、乙に対して協力を要請することができる。

### （行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定により、甲が乙に要請する行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の設置。
- (2) 罹災証明書の発行等、甲が災害対策として実施する業務につき乙に協力を要請し、乙が要請に応じて行う甲への会員の派遣。
- (3) その他甲が必要と認める業務。

### （協力要請）

第4条 甲は、第2条による協力要請を行うときは、業務の内容、業務を実施する場所及び期間その他必要事項等を明らかにした協力要請書（別紙様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、その要請を実施するための体制を速やかに確立し、その状況を甲に通知するものとする。

(災害時の体制整備等)

第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確立できるよう努めるものとする。

2 乙は、第4条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確立するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 第3条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

(相談者の負担)

第7条 前条の規定に基づき、乙の会員が行う行政書士業務に関わり、行政書士業務の経費以外に実費が必要となる場合については、その実費は相談者が負担する。

(業務中の災害補償)

第8条 第3条の規定により、甲の要請により乙の会員が業務中に受けた負傷及び死亡した場合の災害補償は、乙の負担とする。

(情報交換及び協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進できるよう平時から情報交換を行うとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通

を保有する。

平成 29 年 2 月 13 日

甲 山梨県南アルプス市小笠原 3 7 6

南アルプス市長

乙 山梨県甲府市丸の内 3 丁目 2 7—5

山梨県行政書士会長

(別紙様式)

〇〇発 第 号  
平成 年 月 日

## 大規模災害時協力要請書

山梨県行政書士会長 様

南アルプス市長

大規模災害時における被災者支援に関する協定書第2条の協定に基づき、次のとおり協力を要請します。

|                       |                                |
|-----------------------|--------------------------------|
| 担当部署名<br>担当者名等        | 担当部署名<br>職名<br>氏名<br>電話<br>FAX |
| 要請 日時                 | 平成 年 月 日 ( ) 時 分頃              |
| 業務の内容                 |                                |
| 実施 場所                 |                                |
| 必要とする<br>派遣者数<br>派遣期間 | 平成 年 月 日～平成 年 月 日<br>実施時間 時～ 時 |
| 備考                    |                                |

## 災害時の医療救護に関する協定書

南アルプス市（以下「甲という。」）と中巨摩医師会南アルプス市班（以下「乙」という。）とは、災害が発生した時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、南アルプス市防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく活動を行う必要が生じ、医療救護活動を実施する上で必要であると認めた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲の要請を受けたときは、速やかに、医療救護班を編成し救護所に派遣するものとする。

（医療救護班の任務）

第3条 乙が派遣する医療救護班は、南アルプス市が設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1） 傷病者のトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）
- （2） 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- （3） 後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- （4） 死亡の確認
- （5） 死体の検案
- （6） その他必要な措置

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第5条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該の医療救護班が携行するもののほか、甲が必要な措置をとるものとする。

（搬送先医療機関の確保）

第6条 甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するように努めるものとする。

（医療費）

第7条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

- （1） 医療救護班の編成及び派遣に要する経費



(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 前に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項の費用弁償の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した医療救護班員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、南アルプス市総合災害補償規程（平成17年南アルプス市告示第32号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

(実施細則)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年3月16日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 山梨県南アルプス市在家塚1189番地

中巨摩医師会南アルプス市班

代 表 齊 藤 和 磨

## 災害時の歯科医療救護に関する協定書

南アルプス市（以下「甲という。」）と南アルプス市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した時の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、南アルプス市防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく活動を行う必要が生じ、歯科医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲の要請を受けたときは、速やかに、歯科医療救護班を編成し救護所に派遣するものとする。

（歯科医療救護班の任務）

第3条 乙が派遣する歯科医療救護班は、南アルプス市が設置する救護所等において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （7） 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- （8） 後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- （9） 検死・検案等への協力
- （10） その他必要な措置

（歯科医療救護班の輸送）

第4条 歯科医療救護班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該の歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が必要な措置をとるものとする。

（搬送先医療機関の確保）

第6条 甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するように努めるものとする。

（医療費）

第7条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

- （4） 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
  - （5） 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
  - （6） 前に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 前項の費用弁償の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した歯科医療救護班員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、南アルプス市総合災害補償規程（平成17年南アルプス市告示第32号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

(実施細則)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年3月16日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 山梨県南アルプス市鮎沢1182番地

南アルプス市歯科医師会 会長

淡 路 敬 一 郎

## 災害時の医療救護（薬剤師会）に関する協定書

南アルプス市（以下「甲という。」）と南アルプス市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、南アルプス市防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく活動を行う必要が生じ、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲の要請を受けたときは、速やかに、薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

（薬剤師班の任務）

第3条 乙が派遣する薬剤師班は、南アルプス市が設置する救護所及び医薬品等の集積所において医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（1 1）傷病者等への調剤及び服薬指導

（1 2）救護所及び医薬品集積所等における医薬品の仕分け及び管理

（1 3）甲の要請に基づく医薬品の調達

（1 4）その他必要な措置

（薬剤師班の輸送）

第4条 薬剤師班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第5条 医療救護活動に必要な医薬品等は、薬剤師班が携行するもののほか、甲が必要な措置をとるものとする。

（調剤費）

第6条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

（7）薬剤師班の編成及び派遣に要する経費

（8）薬剤師班が携行したものを含め、乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

（9）前に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費

2 前項の費用弁償の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した薬剤師班員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、南アルプス市総合災害補償規程（平成17年南アルプス市告示第32号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

（実施細則）

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年3月16日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 山梨県南アルプス市下宮地467番地5

南アルプス市薬剤師会 会長  
清 水 正 純

## 災害発生時における南アルプス市と南アルプス市内郵便局の協力に関する協定

山梨県南アルプス市(以下「甲」という。)と南アルプス市内郵便局(以下「乙」という。)は、南アルプス市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

### (定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

### (協力要請)

第2条 甲及び乙は、南アルプス市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項<sup>(注)</sup>

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

### (協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

### (経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 南アルプス市 総務部 総務部長

乙 日本郵便株式会社 南アルプス郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2017年3月17日から2017年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2017年 3月 17日

甲 住所 南アルプス市小笠原376番地

代表 南アルプス市長 金 丸 一 元 印

乙 住所 南アルプス市内郵便局

代表 日本郵便株式会社 南アルプス郵便局長

西 山 義 彦 印

## 災害時における生活物資等の支援協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と株式会社アダストサービス（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における生活物資等の支援協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行なう生活物資等の支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、市民生活の安定を図ることを目的とする。

### （支援協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する生活物資等の供給を要請できるものとする。

### （支援協力の実施）

第3条 乙は、甲から前2条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について 速やかに対応する。

### （生活物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する生活物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他、甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる生活物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申し出を行ない、事後に出荷要請書を提出するものとする。

### （要請に基づく措置）

第6条 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書にて甲に報告するものとする。

### （物資の引渡し）

第7条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし乙の搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。

### （費用の負担）

第8条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、その内容を確認し、速やかに代金を支払うものとする。

### （物資の価格）

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

### （情報交換及び提供）



第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行ない、災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する甲及び乙の連絡責任者は、甲においては総務部防災危機管理室長、乙においては本社営業部長とする。

(協定の期間と効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 7月 5日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居1885番地3  
株式会社 アダストサービス  
代表取締役 小 田 切 兼 一

別表（第4条関係）

■ 災害時における緊急対応可能な生活物資

| 品 目   | 品 名                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 飲料水   | 自動販売機内飲料（災害ベンダー）<br>南アルプスの雫（１２ℓ）（手押しポンプ付）<br>南アルプスミネラル天然水（１２ℓ）（手押しポンプ付）<br>南アルプス天然水（１２ℓ）（要ボトル回収） |
| 衛生消耗品 | 紙おしぼり、タオル、おしぼりウェス                                                                                |

様式第 1 号（第5条関係）

年 月 日

株式会社 アダストサービス

代表取締役 様

南アルプス市長

## 災害時における物資出荷の要請について

災害時における支援協力に関する協定書の第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定書第6条により、本要請に対する実施状況を、物資供給実施状況報告書にて報告願います。

## 記

## 1 要請する物資

| 日時<br>月 日 | 要請物資名 | 要請数量 | 搬送先 | 備考 |
|-----------|-------|------|-----|----|
|           |       |      |     |    |

## 2 特記事項

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

南アルプス市長 様

株式会社 アダストサービス  
代表取締役

### 物資供給実施状況報告書

災害時における支援協力に関する協定書 第6条の規定に基づき、下記のとおり報告致します。  
記

1 物資等供給数量

| 供給物資名 | 要請数量 | 供給数量 | 搬送先 | 備考 |
|-------|------|------|-----|----|
|       |      |      |     |    |

2 特記事項

## 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、南アルプス市内において、地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲からの要請に基づき乙が行うレンタル機材の提供について必要な事項を定めることにより、市民の安全の確保に資することを目的とする。

## （内容）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し乙の保有するレンタル機材の提供を要請することができ、乙は、この要請に対し、乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

## （要請手続）

第3条 甲は乙に対し、前条の要請を行う場合、レンタル機材要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

## （連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

## （機材等の運搬、引渡し）

第5条 甲の要請により乙が提供するレンタル機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、レンタル機材を確認のうえ引き取るものとする。また、引渡し場所までのレンタル機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙の運搬ができない場合は、甲又は甲の指定するものが行うものとする。

## （経費の負担）

第6条 乙が提供したレンタル機材に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の賃貸借料は、災害発生時直前における適正な価格を標準とし、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲及び乙は賃貸借契約を交わすものとする。

## （代金の支払）

第7条 甲及び乙は、甲がレンタル機材の提供を受けた後、支払いの時期を甲乙協議のうえ決定する。

2 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は、乙からの請求書を受理した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

## （報告）

第8条 本協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

## （協議）

第9条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。

ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年12月21日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 東京都中央区日本橋3-12-2  
朝日ビルヂング7階  
株式会社アクティオ  
代表取締役社長 小 沼 直 人

様式第 1 号（第 3 条関係）

南 ア 防 第 一 号

平成 年 月 日

株式会社 アクティオ 様

南アルプス市長

## レンタル機材要請書

「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」に基づき、次のとおりレンタル機材の供給について、要請します。

| 引 渡 し<br>又は<br>納入品目<br>数 量 | レンタル機材                     | 品 目 名 | 数 量 |
|----------------------------|----------------------------|-------|-----|
|                            |                            |       |     |
|                            |                            |       |     |
|                            |                            |       |     |
|                            |                            |       |     |
|                            |                            |       |     |
|                            |                            |       |     |
|                            |                            |       |     |
|                            |                            |       |     |
| 引 渡 し<br>又は<br>納入日時        | 引渡し<br>・ 平成 年 月 日 時<br>納 入 |       |     |
| 引 渡 し<br>又は<br>納入場所        | 引渡し<br>・<br>納 入            |       |     |
| そ の 他                      |                            |       |     |

※連絡先 南アルプス市役所 総務部 防災危機管理室 防災担当

TEL 055-282-6494

FAX 055-282-1112

災害時連絡先確認票

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 名称         | 株式会社アクティオ 南アルプス営業所               |
| 所在地        | 山梨県南アルプス市東南湖 9 5 5 - 1           |
| 電話（代）      | 0 5 5 - 2 8 3 - 5 4 2 0          |
| FAX        | 0 5 5 - 2 8 2 - 8 0 4 1          |
| 時間内連絡先     |                                  |
| 担当営業所      | 南アルプス営業所                         |
| 担当者名       | 望月（もちづき）フロント                     |
| 電話         | 0 5 5 - 2 8 3 - 5 4 2 0          |
| 時間外・休日等連絡先 |                                  |
| 担当営業所      | 南アルプス営業所                         |
| 担当者名       | 第一連絡先 仲沢（なかざわ）営業主査 080-6082-5421 |
| 電話         | 第二連絡先 切金（きりがね）所長 090-4820-2127   |
| その他連絡事項    |                                  |



平成 年 月 日

株 式 会 社    ア ク テ ィ オ   様

南アルプス市長    金 丸   一   元

(公 印 省 略)

## 責 任 者 連 絡 票

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書の規定に基づき、次のとおり連絡責任者を報告いたします。

|           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 所属課（室）名   | 総務部防災危機管理室                          |
| 担 当 名     | 防災危機管理室長                            |
| 職 ・ 氏 名   | 石川    利夫                            |
| 電 話 番 号   | 0 5 5 - 2 8 2 - 6 4 9 4             |
| F A X 番 号 | 0 5 5 - 2 8 2 - 1 1 1 2             |
| メールアドレス   | ishikawa1040@city.minami-alps.lg.jp |
| 備 考       |                                     |

## 大規模災害時における法律相談業務に関する協定書

南アルプス市(以下「甲」という。)と山梨県弁護士会(以下「乙」という。)とは、南アルプス市内で地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合(以下「大規模災害時」という。)において、市民(市内に避難してきた被災者を含む。以下、同じ)に対して行う法律相談業務の体制確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

### (協議)

- 第1条 甲は、大規模災害時において、緊急に法律相談を行う必要が生じたときは、乙と協議の上、法律相談会を開催するものとする。
- 2 諸般の事情から乙において緊急に法律相談を行う必要が生じたと認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときも、前項の例による。

### (相談担当者の連絡)

- 第2条 乙は、前条記載の協議の結果、法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲へ法律相談担当者名簿を提出する。ただし、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、省略することができる。
- 2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。ただし、乙は、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合には、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。
- 3 大規模災害時に他の市町村においても被害が発生している場合には、乙は、その被害の状況、山梨県または他の市町村からの法律相談実施の要請の状況、乙の会員の被災状況等から法律相談担当者の体制を決定するものとし、甲は、乙の判断を尊重するものとする。

### (相談場所の確保及び広報)

- 第3条 甲は、法律相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。

### (報告)

- 第4条 乙は、実施した法律相談の件数、対象者、相談内容について、随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

### (経費)

- 第5条 甲と乙は、この協定に基づく法律相談業務は、市民に対して無償で提供することを相互に確認する。
- 2 甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(平時における準備)

第6条 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報交換や体制整備等に努めるものとする。

(協議解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方またはいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各1通を保有する。

平成30年4月16日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 山梨県甲府市中央一丁目8番7号  
山梨県弁護士会会長 甲 光 俊 一

○災害時における葬祭資機材の供給等総合的支援に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と株式会社ジットセレモニーと南アルプス市農業協同組合との相互（共働）連携チーム（以下「乙」という。）とは、南アルプス市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第2号に規定する災害（以下「災害」という。）の発生に伴う、火葬資機材等の供給及び遺体の安置等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 南アルプス市における災害発生に際し、甲が乙の協力を得て災害時の市民生活の早期安定を図るために、火葬資機材等の供給等及び遺体の安置等に関する事項について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、協定内容に従って可能な範囲で、南アルプス市内に乙の所有する施設のうち、㈱ジットセレモニーの白根ホール・若草ホール・三郡ホール（以下「白根セレモニーホール」「若草セレモニーホール」「三郡セレモニーホール」という。）と南アルプス市農業協同組合のすずらんホール甲西・すずらんホール桃園（以下「甲西セレモニーホール」「桃園セレモニーホール」という。）において、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

- （1）葬祭に係る火葬資機材及び物資（棺・葬祭用品・ドライアイス・防腐剤・骨壺・骨箱・その他必要な用品）の対応。
- （2）乙の所有する上記5セレモニーホール内施設の開放及び備品や備蓄品の提供（ラジオ・電池・ティッシュ・ミネラルウォーター・プラスチック製バケツなど）。
- （3）遺体安置施設の提供、遺体搬送など。
- （4）その他前号に係る役務の提供。

なお、標記第2項セレモニーホール内施設の開放及び第3項遺体安置施設の提供、遺体搬送などについては、その都度協議するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、第3条の規定による要請を行うときは、原則として文書によるものとし、甲から乙への要請は様式第1号により、行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第5条 乙は、甲から前条の規定により協議した内容などの要請を受けたときは、要請された業務を実施するものとする。

2 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲に様式第2号によ

り通知するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、甲から第4条の規定による要請により第3条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲に様式第3号により報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が第3条に規定する業務の実施に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発直前にお
- 2 前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発直前における適正価格を基準に甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第8条 乙が、第3条に規定する業務に要した費用については、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は前条の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責任者の設置)

第10条 甲、乙は、この協定を締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。甲より要請を受ける乙の連絡責任者の主責任者を株式会社ジットセレモニー、副責任者を南アルプス市農業協同組合とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協議締結の日から起算して5年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協議解除の申し入れがない限り、有効期間満了日の翌日から起算して1年間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各自保有する。

平成30年11月26日

甲 山梨県南アルプス市小笠原 376番地

南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 山梨県甲府市高畑二丁目19番2号

株式会社 ジットセレモニー

代表取締役 石 坂 正 人

山梨県南アルプス市小笠原 455番地

南アルプス市農業協同組合

代表理事組合長 小 池 通 義

様式第 1 号（第 4 条関係：南アルプス市から（株）ジットセレモニー／南アルプス市農業協同組合  
相互（共働）連携チームへの要請）

南ア防第 一 号  
平成 年 月 日

（株）ジットセレモニー／南アルプス市農業協同組合  
相互（共働）連携チーム 殿

南アルプス市長

災害時における葬祭資機材の供給等総合的支援協力要請書

このことについて、葬祭資機材の供給等総合的支援に関する協定第 4 条の規定により、次のとおり  
業務の実施を要請します。

南アルプス市 担当者

所 属： 部 課 係

職・氏名：

連 絡 先： TEL FAX  
： E-mail

口頭による要請日時

平成 年 月 日

要請理由

要請内容（品名 規格 数量 役務等）

履行方法及び履行場所

履行期日又は期間

様式第2号（第5条第2項関係：（株）ジットセレモニー／南アルプス市農業協同組合  
相互（共働）連携チームから南アルプス市への通知）

平成 年 月 日

南アルプス市長 殿

（株）ジットセレモニー／南アルプス市農業協同組合  
相互（共働）連携チーム

災害時における葬祭資機材の供給等総合的支援協力の応諾の可否

平成 年 月 日付、南ア防第 号において要請のあったこのことについては、  
次のとおり実施 可能 ・ 不可能 です。

（株）ジットセレモニー担当者

所 属： 部 課 係  
職・氏名：  
連 絡 先： TEL FAX  
： E-mail

南アルプス市農業協同組合担当者

所 属： 部 課 係  
職・氏名：  
連 絡 先： TEL FAX  
： E-mail

実施条件又は実施不可能の理由

要請理由

要請内容（品名 規格 数量 役務等）

履行方法及び履行場所

履行期日又は期間



様式第3号（第6条項関係：（株）ジットセレモニー／南アルプス市農業協同組合 相互（共働）連携チームから南アルプス市への報告）

平成 年 月 日

南アルプス市長 殿

（株）ジットセレモニー／南アルプス市農業協同組合  
相互（共働）連携チーム

災害時における葬祭資機材の供給等総合的支援協力に対する実施状況について

平成 年 月 日付、南ア防第 号において要請のあったこのことについては、次のとおり実施しましたので報告します。

（株）ジットセレモニー担当者

所 属： 部 課 係  
職・氏名：  
連 絡 先： TEL FAX  
： E-mail

南アルプス市農業協同組合担当者

所 属： 部 課 係  
職・氏名：  
連 絡 先： TEL FAX  
： E-mail

実施条件

要請理由

要請内容（品名 規格 数量 役務等）

履行方法及び履行場所

履行期日又は期間

実施確認者（要請側記入欄）

所 属： 部 課 係  
職・氏名：  
連 絡 先： TEL FAX  
： E-mail

様式 4（第 10 条関係）

連 絡 担 当 者 一 覧 表

|     | 甲                                  | 乙                                                                  |                                                          |
|-----|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 名 称 | 南アルプス市                             | 株式会社<br>ジットセレモニー                                                   | 南アルプス市<br>農業協同組合                                         |
| 住 所 | 南アルプス市小笠原<br>3 7 6 番地              | 甲府市高畑<br>二丁目 1 9 番 2 号                                             | 南アルプス市小笠原<br>4 5 5 番地                                    |
| 担当者 | 防災危機管理<br>防災担当課長                   | 専務取締役 木本正彦                                                         | 企画管理部<br>企画管理部長                                          |
| 連絡先 | 055-282-1111（代）<br>055-282-6494（直） | フリーダイヤル：<br>0120-20-5222<br>055-221-8100（代）<br>080-3311-6964（専務携帯） | 本所企画管理課<br>055-283-7111（代）<br>すずらんホール<br>055-283-7146（代） |

## ○災害時における無人航空機による情報収集活動（撮影等）に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と株式会社サンポー及び株式会社ハヤテ・コンサルタントとの共働連携チーム（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機（以下「機体」という。）に関する必要な操縦技術等を有する民間業者との連携により、災害現場の映像や画像などを撮影し、南アルプス市に速やかに伝送することによって、災害状況を迅速に把握することを目的とする。

## （協力内容）

第2条 乙が甲に協力する内容は、以下のとおりとする。

- （1）災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。
- （2）その他、必要と認められる事項。

## （協力要請）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請するものとし、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

- 2 前項の甲の協力要請は、機体の空撮調査要請書（様式1）によりおこなうものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

## （協力の実施）

第4条 乙は、前条に基づく協力要請を受けた場合には、気象条件その他明らかに飛行不能が認められる場合を除き、直ちに協力するものとする。

なお、乙の機体による協力は、原則として日出から日没までとする。

## （協力体制）

第5条 災害等により、甲から協力要請を受けた場合には、乙は甲に連絡体制、人員の確保の状況、機体の状況、天候等を含め、実施の可否を速やかに報告するものとする。

## （報告）

第6条 乙は、本協定に基づく協力活動（以下「活動」という。）が完了した時は、直ちにその旨を電話、又はメール等にて甲に報告するものとする。

- 2 乙は、活動の完了後、開始時刻・終了時刻及び人員体制・使用した資機材等の内訳について、協力活動完了報告書（様式2）により速やかに甲に報告するものとする。

## （費用の負担）

第7条 乙が行なった活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 乙は、活動完了後、当該活動に要した費用の見積書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定による見積書の提出を受けた時は、内容を精査し、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 活動の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

2 活動の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした時、又は機体等に損害が生じた時は、乙はその事実を直ちに甲へ電話、又はメール等にて報告するとともに、遅滞なくその状況を書面により報告し、その措置について甲乙協議して対応するものとする。

(保有機体に関する情報の共有)

第9条 乙は、機体の数量等を把握し、甲へ書面にて毎年度初めに報告するものとする。

(飛行管理)

第10条 乙は、機体の飛行に必要な手続き及び飛行管理について、一切の責任を負うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲、乙は、この協定を締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡責任者をそれぞれ設置し、互いに連絡責任者一覧表(様式3)にて報告するものとする。

なお、甲より要請を受ける乙の連絡責任者のうち、主責任者を株式会社サンポー、副責任者を株式会社ハヤテ・コンサルタントとする。

(安全の確保)

第12条 乙は、活動に当たっては、労働基準法など関係法令を遵守し、技術者の安全確保に努めなければならないものとする。

(緊急通行車両等事前届出)

第13条 本協定締結後、乙は本協定に基づき、甲に対して乙が保有している緊急通行車両として登録可能な車両を事前に甲に届け出をするものとする。

(身分証明書の発行)

第14条 活動を行なう場合は、乙は、甲が発行する「身分証明書」を携行するものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲、乙のいずれからも、書面による解約の申出がない限り、本協定は同一条件でさらに1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年 3月 27日

甲 南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 甲斐市竜王新町2277番地15  
株式会社 サンポー

代表取締役社長 中 沢 賢

甲斐市篠原1436番地1  
株式会社 ハヤテ・コンサルタント

代表取締役社長 石 井 敬 康

様式 1（第 3 条関係：機体の空撮調査要請書）

南ア防第      一      号  
年      月      日

(株) サンポー／

(株) ハヤテ・コンサルタント共働連携チーム 殿

南アルプス市長

災害時等における機体の空撮調査要請書

このことについて、災害時の応急対策活動（撮影等）の協力に関する協定書第 3 条の規定により、次のとおり協力を要請します。

|                 |                                      |  |   |     |  |
|-----------------|--------------------------------------|--|---|-----|--|
| 活動場所            | 南アルプス市                               |  |   |     |  |
| 活動開始日時          | 年      月      日      時      分      ～ |  |   |     |  |
| 南アルプス市<br>連絡担当者 | 部                                    |  | 課 | 氏名  |  |
|                 | TEL                                  |  |   | FAX |  |
|                 | E メール                                |  | @ |     |  |
| 口頭による<br>要請日時   | 年      月      日      時      分        |  |   |     |  |
| 要請内容            |                                      |  |   |     |  |

## 様式2（第6条項関係：活動完了報告）

年 月 日

南アルプス市長 殿

(株) サンポー／

(株) ハヤテ・コンサルタント共働連携チーム

## 協力活動完了報告書

南ア防第 号（ 年 月 日）において要請のあった協力活動については、次のとおり完了しましたので報告します。

|                  |                                                                             |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 活動場所             | 南アルプス市                                                                      |
| 活動開始日時<br>活動終了日時 | <div> <div>年 月 日 時 分 ~</div> <div>年 月 日 時 分</div> </div> <div>合計 時間 分</div> |
| 活動に従事<br>した人数    | (株) サンポー                                                                    |
|                  |                                                                             |
|                  | (株) ハヤテ・コンサルタント                                                             |
|                  |                                                                             |
| 使用した<br>資機材の内訳   | (株) サンポー                                                                    |
|                  |                                                                             |
|                  | (株) ハヤテ・コンサルタント                                                             |
|                  |                                                                             |

様式 3 (第 11 条関係 : 連絡責任者)

連 絡 責 任 者 一 覧 表

|     |           | 甲                                             | 乙                         |                         |
|-----|-----------|-----------------------------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 名 称 |           | 南アルプス市                                        | 株式会社<br>サンポー              | 株式会社<br>ハヤテ・<br>コンサルタント |
| 住 所 |           | 南アルプス市 小笠原<br>3 7 6 番地                        | 甲斐市竜王新町<br>2 2 7 7 番地 1 5 | 甲斐市篠原<br>1 4 3 6 番地 1   |
| 担当者 |           | 防災危機管理課<br>課 長                                | 取締役技術総括<br>横内 昌久          | 設計部部長<br>梶原 誠           |
| 連絡先 | 平日<br>昼   | (代表)<br>055-282-1111<br>(直通)<br>055-282-6494  | 055-230-6300              | 055-279-7750            |
|     | 夜間・<br>休日 | (代表)<br>055-282-1111<br>(携帯)<br>090-8777-2415 |                           |                         |



## ○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり協定を締結する。

## （目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

## （定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、南アルプス市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、南アルプス市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

## （地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
  - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
  - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

## （地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年5月15日

甲) 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長  
金 丸 一 元

乙) 東京都千代田区西神田1-1-1  
株式会社ゼンリン 東京第一支社  
東 学

## ○災害時における応急対策業務に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市建設安全協議会（以下「乙」という。）とは、南アルプス市地域防災計画に基づき、地震、風水害、雪害等の災害（以下「災害」という。）が発生、またはその恐れがある場合において、応急対策業務の実施に関し次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲の管理する道路、河川等の施設（以下（公共土木施設）という。）に、被害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の協力を得て公共土木施設等の機能を確保及び回復を図ることを目的とする応急対策業務の実施に関し、必要な事項を定める。

### （協力要請手続）

第2条 甲は、前条の目的のため、乙に対し協力を要請する場合は、業務内容、日時及び場所を指定するとともに、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の事項を明らかにし、応急対策業務要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は電話等の通信手段又は口頭により応急対策業務を要請することができる。この場合において甲は、事後遅滞なく応急対策業務要請書を送付するものとする。

### （応急対策業務協力者）

第3条 乙は、本協議会内の連絡体系図及び乙の構成する会員のうち、本協定に賛同できる応急対策業務協力者（以下（「協力者」という。）を取りまとめた名簿を協定締結後、速やかに様式第2号により、甲に提出するものとする。その際、応急対策業務を円滑に実施するため、各地区の担当区域をあらかじめ定めておくものとする。

2 乙は、前項の名簿等を毎年5月1日までに甲に提出するものとする。

### （実施報告）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、ただちに応急対策業務の協力体制を確立し、甲に対し速やかに業務に従事する旨を報告する。

2 乙は、応急対策業務が終了したときは、当該業務に従事した協力者及び資機材等の状況を把握し、速やかに応急対策業務実施報告書（様式第3号）を甲に提出するものとする。その際、極力、実施内容が判断できる記録写真等を添付するものとする。

### （経費の負担）

第5条 この協定に基づく応急対策業務に要した費用については、甲が負担する。

2 前項の積算単価は、甲が定める基準により積算した額に基づき内容を精査し、甲乙そ

の都度協議して決定するものとする。

(災害補償)

第6条 第2条の規定により応急対策業務に従事した協力者が、その者の責に帰することができる理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害対策基本法第84条第1項の規定による南アルプス市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成15年条例第226号）の例により、甲が災害補償を行うものとする。

(協定の効力)

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。  
ただし、有効期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 元 年 6 月 6 日

甲 南アルプス市小笠原376  
南アルプス市長 金丸 一元

乙 南アルプス市戸田284  
南アルプス市建設安全協議会長 岩間 力

## ○災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と小林建設株式会社、湯澤工業株式会社及び株式会社岩間建設との共働連携チーム（以下「乙」という。）とは、災害時における無人航空機を活用した支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

## （協定の趣旨）

**第1条** この協定は、甲の区域内における災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

## （支援活動）

**第2条** 乙が甲に支援する活動は、次のとおりとする。

- （1） 無人航空機（ドローン）による被災状況の調査
- （2） 無人航空機（ドローン）により撮影した情報の甲への提供
- （3） 取得した情報を基にした被災状況反映地図の作成
- （4） 前各号に定めるもののほか、必要と認められる事項

## （支援要請）

**第3条** 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請するものとし、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

- 2 前項の甲の協力要請は、無人航空機の空撮調査要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

## （支援の実施）

**第4条** 乙は、前条に基づく支援要請を受けた場合には、気象条件その他明らかに飛行不能が認められる場合を除き、直ちに支援するものとする。

なお、乙の無人航空機による支援は、原則として、日出から日没までとする。

## （支援体制）

**第5条** 災害時等により、甲から支援要請を受けた場合には、乙は甲に連絡体制、人員の確保の状況、機体の状況、天候等を含め、実施の可否を速やかに報告するものとする。

## （報告）

**第6条** 乙は、本協定に基づく支援活動（以下「活動」という。）が完了したときは、直ちにその旨を電話、又はメールにて甲に報告するものとする。

- 2 乙は、活動の完了後、開始時刻・修了時刻及び人員体制・使用した資機材等の内訳について、支援活動完了報告書（様式2）により速やかに甲に報告するものとする。

## （連絡責任者）

**第7条** 甲及び乙は、この協定締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡責任者をそれぞれ設置し、互いに連絡責任者一覧表（様式3）にて報告するものとする。

なお、甲より要請を受ける乙の連絡責任者のうち、主責任者を小林建設株式会社、副責任者を湯澤工業株式会社及び株式会社岩間建設とする。

(経費の負担)

**第8条** 第2条に規定する乙の活動に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則として乙の負担とする。

(災害補償等)

**第9条** 本協定に基づき実施した活動により、乙の活動に関与した者及び第三者に生じた災害補償については、乙の責任においてその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(有効期間)

**第10条** この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲、乙のいずれからも解約の意思表示がない場合は、更に1年間更新されたものとし、それ以降においても同様とする。

(協議)

**第11条** この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年10月3日

甲 南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長

金 丸 一 元

乙 南アルプス市有野2724番地  
小林建設(株)代表取締役

小 林 正 紀

南アルプス市六科1186番地  
湯澤工業(株)代表取締役

湯 沢 基

南アルプス市戸田284番地  
(株)岩間建設代表取締役

岩 間 力

## 様式1（第3条関係：無人航空機の空撮調査要請書）

南ア防第 一 号  
年 月 日

小林建設株式会社／湯澤工業株式会社／  
株式会社岩間建設との共同連携チーム 殿

南アルプス市長

## 災害時等における無人航空機の空撮調査要請書

このことについて、災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書の協力に関する協定書第3条の規定により、次のとおり支援を要請します。

|                      |                 |  |   |     |  |
|----------------------|-----------------|--|---|-----|--|
| 活 動 場 所              | 南アルプス市          |  |   |     |  |
| 活動開始日時               | 年 月 日 ( ) 時 分 ~ |  |   |     |  |
| 南アルプス市<br>連 絡 担 当 者  | 部               |  | 課 | 氏名  |  |
|                      | TEL             |  |   | FAX |  |
|                      | Eメール            |  | @ |     |  |
| 口 頭 に よ る<br>要 請 日 時 | 年 月 日 ( ) 時 分   |  |   |     |  |
| 要 請 内 容              |                 |  |   |     |  |

様式2（第6条項関係：活動完了報告）

年 月 日

南アルプス市長 殿

小林建設株式会社／湯澤工業株式会社／  
株式会社岩間建設との共働連携チーム

支援活動完了報告書

南ア防第 号（ 年 月 日）において要請のあった支援活動については、次の  
とおり完了しましたので報告します。

|                      |                                                      |
|----------------------|------------------------------------------------------|
| 活 動 場 所              | 南アルプス市                                               |
| 活動開始日時<br>活動終了日時     | <div> 年 月 日 時 分 ~<br/> 年 月 日 時 分<br/> 合計 時間 分 </div> |
| 活 動 に 従 事<br>し た 人 数 | 小林建設株式会社                                             |
|                      |                                                      |
|                      | 湯澤工業株式会社                                             |
|                      |                                                      |
|                      | 株式会社岩間建設                                             |
| 使 用 し た<br>資機材の内訳    | 小林建設株式会社                                             |
|                      |                                                      |
|                      | 湯澤工業株式会社                                             |
|                      |                                                      |
|                      | 株式会社岩間建設                                             |
|                      |                                                      |



## 様式 3 (第 7 条関係 : 連絡責任者)

## 連 絡 責 任 者 一 覧 表

|     |           | 甲                                             | 乙                       |                         |                           |
|-----|-----------|-----------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 名 称 |           | 南アルプス市                                        | 小林建設<br>株式会社            | 湯澤工業<br>株式会社            | 株式会社<br>岩間建設              |
| 住 所 |           | 南アルプス市小笠原<br>3 7 6 番地                         | 南アルプス市有<br>野 2 7 2 4 番地 | 南アルプス市六<br>科 1 1 8 6 番地 | 南アルプス市<br>戸 田 2 8 4<br>番地 |
| 担当者 |           | 道路整備課<br>課 長                                  | 小林正紀                    | 湯沢 信                    | 岩間 力                      |
| 連絡先 | 平日<br>昼   | (代表)<br>055-282-1111<br>(直通)<br>055-282-6368  | 055-285-0051            | 055-285-0041            | 055-282-1418              |
|     | 夜間・<br>休日 | (代表)<br>055-282-1111<br>(携帯)<br>090-7264-8710 | 090-7827-1356           | 090-7406-8626           | 090-3244-6865             |

## 防犯及び防災における協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市を愛する友の会（以下「乙」という。）とは、南アルプス市内の防犯及び防災のため、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、平時・災害時を問わず、南アルプス市民の安全と生活の安定確保のための協力活動、及び南アルプス市内で大規模な災害が発生又は発生する恐れがある場合における協力活動に関し、必要な事項を定める。

### （協力の要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる事項について、必要に応じ、乙に協力を要請することができる。

#### （1）防犯・防災活動

##### ア 防犯

- （ア）積極的な声掛けにより安否の確認及び特殊詐欺、押し売り等の防止
- （イ）不審者情報等の発信
- （ウ）スクールゾーン等の見守り及び危険個所等の通報
- （エ）街灯の故障及び暗く危険な場所等の通報
- （オ）不法投棄発見時の通報
- （カ）道路やガードレールの破損等発見時の通報

##### イ 防災

- （ア）乙の保有車両を使用し、物資の運搬及び高齢者等の避難支援
- （イ）停電時、乙の自宅及び事業所等のソーラー発電を使用した充電支援
- （ウ）炊き出し等の援助活動
- （エ）必要に応じて道路の被害状況等に関する情報提供及び乙の各社が管理する施設において、休憩所、トイレ、飲料水その他の提供
- （オ）人命救助支援

#### （2）その他前各号に定めのない事項で、協力できる事項

2 甲が乙に前イ項 防災に関する要請を行う場合は、協力要請書（別記様式）により、日時、場所、内容等を明らかにして、要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日協力要請書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による協力要請を受けたときは、その重要性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

### （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、乙が負担するものとする。

2 前項の規定により難しい場合は、別途、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （訓練への参加）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練等に積極的に参加し、常に意思の疎通を図るものとする。

(情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、円滑な情報の連絡体制を図るため、その方策について協議するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 南アルプス市 総務部 防災危機管理課長

乙 株式会社サンミルク諏訪 代表取締役

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、同一の条件を以って更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

令和元年10月15日

甲 南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 南アルプス市小笠原1172番地  
南アルプス市を愛する友の会  
代表 諏 訪 修 啓

## 災害時における支援協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と南アルプス市農業協同組合と南アルプス市商工会との相互（共働）連携チーム（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、南アルプス市内において、地震、風水害、その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に支援協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請）

**第2条** 甲は、災害時等における応急処置のため、緊急に支援協力の必要があると認めるときは、乙に対し支援を要請できるものとする。

（協力の実施）

**第3条** 乙は、甲から第2条の支援要請を受けたときは、速やかに対応するものとする。

（協力の内容）

**第4条** 甲が乙に要請する支援協力の内容は、次の各号に掲げるもの及び別表に示すもののうち、乙が協力可能な事項とする。

- （1）現に保有又は製造可能な範囲内の救援物資の提供
- （2）救援物資及び防災資機材等の集積・配送に関わる施設、資機材及び人員の支援
- （3）帰宅困難者に対する避難場所としての施設支援
- （4）道路・家屋等の被害を発見した場合の情報提供
- （5）その他、前各号に掲げるもののほか、甲が支援協力を必要とする事項

（要請の方法）

**第5条** 甲は、第2条に規定する要請を行うときは、支援協力要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で申し出を行い、事後に支援協力要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

**第6条** 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置を取るとともに、第4条（1）の場合の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとする。ただし、乙の搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で対策を講ずるものとする。

（報告）

**第7条** 乙は、本協定に基づく支援協力が完了した時は、支援協力完了報告書（様式第2号）により速やかに甲に報告するものとする

（費用の負担）

**第8条** 支援協力のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）乙が提供した救援物資の対価・物資の運搬に要した費用は、甲の負担とし、救援物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。
- （2）人員の支援業務に要した経費は、乙が負担する。

（災害補償等）

**第9条** 支援業務に従事する人員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害補償は、甲が負うものとする。

2 支援業務に従事する人員が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、甲がその

賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

**第 10 条** この協定に関する甲、乙の連絡責任者は、甲においては総務部防災危機管理課長、乙においては、主責任者を南アルプス市農業協同組合企画管理部長、副責任者を、南アルプス市商工会事務局長とする。

(情報交換)

**第 11 条** 甲、乙は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる事項について、毎年 4 月 1 日現在の状況に関して情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

(1) 乙は甲に別表（第 4 条関係）の記載内容について報告

(2) 甲、乙それぞれの連絡責任者を連絡責任者一覧表により相互に報告

(協定の有効期間)

**第 12 条** この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 5 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協定解除の申し入れがない限り、有効期間満了日の翌日から起算して 1 年間は延長され、その後も同様とする。

(県協定との調整)

**第 13 条** 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

**第 14 条** この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 24 日

甲 山梨県南アルプス市小笠原 3 7 6 番地

南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 山梨県南アルプス市小笠原 4 5 5 番地

南アルプス市農業協同組合

代表理事組合長 中 澤 豊 一

山梨県南アルプス市寺部 9 7 1 番地

南アルプス市商工会

会長 新 津 正 彦

(第4条関係：協力の内容)

支援協力が可能な事項

|                                                                                          | J A南アルプス市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 南アルプス市商工会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現 に 保 有 又<br>は 製 造 可 能<br>な 範 围 内 の<br>救 援 物 資                                           | <p>○各支所（16拠点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯野支所、在家塚支所、源支所、百田支所、西野支所、八田支所、三恵支所、鏡中条支所、豊支所、小笠原支所、野之瀬支所、楡形支所、五明支所、落合支所、大井支所、南湖支所</li> </ul> <p>発電機(各1台)<br/>LED投光器(各1台)<br/>AED(各1台)</p> <p>○各ガソリンスタンド（8拠点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・源スタンド、アグリガーデン北部店スタンド、田之岡SS、西野スタンド、藤田スタンド、曲輪田スタンド、野之瀬スタンド、落合スタンド</li> </ul> <p>ガソリン、軽油、灯油等<br/>※停電時は対応不可</p> <p>○購買店舗（4拠点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アグリガーデン北部店、アグリガーデン南部店、曲輪田購買、落合購買</li> </ul> <p>プロパンガス、ガスコンロ<br/>※在庫状況に応じて対応</p> <p>○Aコープ白根店・甲西店</p> <p>米 100kg<br/>※他は在庫状況に応じて対応</p> | <p>○南アルプス市工業団地連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)内藤電誠町田製作所<br/>水、カンパン等 少量</li> <li>・山梨信用金庫小笠原支店<br/>希望に応じて対応できる物資</li> <li>・日世(株)南アルプス工場<br/>カンファ水の提供(約1トン)</li> <li>・富士電機(株)山梨工場<br/>1Dayキット20名分<br/>1Dayキット内容(保存水3本、バランスクッキー、ウェットタオル、アルミブランケット、簡易トイレ1回分、巾着)</li> </ul> <p>○山梨県板金工業組合西部支部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河西板金工業<br/>発電機</li> </ul> <p>○山梨県瓦工業連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・峡西支部(代表：小野賢吾)<br/>ブルーシート(3600×5400) 720枚<br/>土のう袋 1200枚</li> </ul> |
| 救 援 物 資 及<br>び 防 災 資 機<br>材 等 の 集<br>積・配 送 に<br>関 し、支 援<br>可 能 な 施<br>設、資 機 材<br>及 び 人 員 | <p>○共選所施設(10拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯野共選所、源共選所、百田共選所、西野共選所、八田共選所、三恵共選所、豊共選所、大井共選所、落合共選所、南湖共選所</li> </ul> <p>(フォークリフト各1台)<br/>※時期・施設使用状況等により支援可能な施設が変動</p> <p>○車両</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Aコープ白根店<br/>軽冷蔵庫 1台</li> <li>・Aコープ甲西店<br/>2t箱車 1台</li> <li>・育苗センター<br/>ユニック付セルフローダー車<br/>(最大積載2.7t) 1台</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                        | <p>○南アルプス市工業団地連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)内藤電誠町田製作所<br/>駐車場等</li> <li>・田代電化工業<br/>駐車場及びテニスコート(屋根なし)<br/>フォークリフト1台</li> <li>・三栄精工(株)<br/>掘削工業員30人程度</li> </ul> <p>○山梨県板金工業組合西部支部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)松田<br/>敷地及び倉庫、フォークリフト、倉庫内クレーン</li> </ul> <p>○山梨県瓦工業連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・峡西支部(代表：小野賢吾)<br/>高所作業車1台、フォークリフト、2トン及び3トン車10台</li> </ul>                                                                                            |

|                                |                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>帰宅困難者<br/>に対する避難場所の施設支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在家塚支所<br/>2階ホール（70名収容）</li> <li>・ 百田ふれあいセンター<br/>会議室（30名収容）</li> </ul> | <p>○南アルプス市工業団地連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山下電気（株）山梨工場<br/>食堂20～30名収容</li> <li>・ （株）内藤電誠町田製作所<br/>別棟の食堂等</li> <li>・ 山梨信用金庫小笠原支店<br/>2階会議室20～30名弱</li> <li>・ トヨタホーム（株）<br/>山梨事業所研修センター約30名収容</li> <li>・ 富士電機（株）山梨工場<br/>工場内建屋管理棟50名収容</li> </ul> |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

様式第1号（第2条関係：支援協力の要請）

南ア防第 ー 号  
令和 年 月 日

南アルプス市農業協同組合／南アルプス市商工会  
相互（共働）連携チーム 殿

南アルプス市長

災害時における支援協力要請書

このことについて、災害時における支援協力に関する協定書第2条の規定により、次のとおり支援協力を要請します。

|                 |                |   |     |  |
|-----------------|----------------|---|-----|--|
| 支援協力の内容         |                |   |     |  |
| 活動開始日時          | 令和 年 月 日 時 分 ～ |   |     |  |
| 南アルプス市<br>連絡担当者 | 部              | 課 | 氏名  |  |
|                 | TEL            |   | FAX |  |
|                 | Eメール           | @ |     |  |
| 口頭による要請日時       | 令和 年 月 日 時 分 ～ |   |     |  |
| 内容の内訳           |                |   |     |  |



様式第2号（第7条関係：支援協力完了報告）

令和 年 月 日

南アルプス市長 殿

南アルプス市農業協同組合／南アルプス市商工会  
相互（共働）連携チーム

支援協力完了報告

南ア防第 号（令和 年 月 日）において要請のあった支援協力については、次のとおり完了しましたので報告します。

|          |              |
|----------|--------------|
| 支援協力開始日時 | 令和 年 月 日 時 分 |
| 支援協力完了日時 | 令和 年 月 日 時 分 |
| 合 計 時 数  | 日 時間 分       |
| 支援協力の内容  | 南アルプス市農業協同組合 |
|          |              |
|          | 南アルプス市商工会    |
|          |              |
| 内容の内訳    | 南アルプス市農業協同組合 |
|          |              |
|          | 南アルプス市商工会    |
|          |              |

(第 1 1 条関係：連絡責任者)

連 絡 責 任 者 一 覧 表

|     |           | 甲                                             | 乙                         |                      |
|-----|-----------|-----------------------------------------------|---------------------------|----------------------|
| 名 称 |           | 南アルプス市                                        | 南アルプス市<br>農業協同組合          | 南アルプス市<br>商工会        |
| 住 所 |           | 南アルプス市小笠原 3<br>7 6 番地                         | 南アルプス市小笠原 4 5<br>5 番地     | 南アルプス市寺部<br>9 7 1 番地 |
| 担当者 |           | 防災危機管理課<br>課 長                                | 企画管理部長                    | 商工会事務局長              |
| 連絡先 | 平日<br>昼   | (代表)<br>055-282-1111<br>(直通)<br>055-282-6494  | 055-283-7114              | 055-280-3730         |
|     | 夜間・<br>休日 | (代表)<br>055-282-1111<br>(携帯)<br>090-8852-4127 | 090-1530-6997<br>(企画管理部長) | 055-280-3730         |

## ○災害時の避難所の利用に関する覚書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県立わかば支援学校（以下「乙」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、南アルプス市内に地震、風水害、その他の災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、南アルプス市地域防災計画に基づく、指定避難所（以下「避難所」という。）とすることについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 本施設の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 山梨県南アルプス市有野3346番地3

施設名 山梨県立わかば支援学校

指定避難所 1次避難施設：交流会館

2次避難施設：体育館（児童、生徒が在校していない時のみ）

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を避難所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（協力体制）

第4条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議するとともに、「わかば支援学校避難所運営マニュアル」に則り協力するものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第5条 乙は、災害時等において速やかに、避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理は甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に業務を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第9条 甲は、避難所としてその使用を終了する際は、原状に復し乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項、その他、疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙両者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年9月8日

甲 住 所 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
氏 名 南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 住 所 山梨県南アルプス市有野3346番地3  
氏 名 山梨県立わかば支援学校  
校 長 柳 澤 縁

## ○災害時の避難場所等の利用に関する覚書

南アルプス市（以下「甲」という。）と学校法人武蔵野東学園（以下「乙」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、南アルプス市内に地震、風水害、その他の災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、南アルプス市地域防災計画に基づく、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）とすることについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 避難場所等の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 山梨県南アルプス市芦安芦倉1008番地

施設名 南アルプスチロル学園

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を避難場所等として利用する必要があるときは、避難場所等使用要請書（別記様式）により、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日避難場所等使用要請書をもって処理するものとする。

（使用の期間）

第4条 避難場所等としての使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により延長する場合、甲は乙と協議の上延長ができるものとする。

（避難場所等の管理）

第5条 避難場所等として使用中の管理は甲の責任において行うものとする。

2 避難場所等管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難場所等の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（避難場所等解消への努力）

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（避難場所等の終了）

第8条 甲は、避難場所等としてその使用を終了する際は、原状に復し乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（敷地の借用）

第9条 甲は前第2条に規定する土地の一部を南アルプス市防災行政無線パンザマスト敷地として無償で使用できるものとする。

(覚書の期間と効力)

第10条 この覚書の有効期間は、締結の日から5年後の年度末の令和8年3月31日までとする。

2 有効期間満了の日の前1か月までに甲または乙から何らかの意思表示がないときはこの覚書は当該有効期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項、その他、疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙両者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年10月1日

甲 住 所 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
氏 名 南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 住 所 東京都武蔵野市緑町2丁目1番10号  
氏 名 学校法人武蔵野東学園  
理事長 寺 田 欣 司

別記様式（第3条関係）

南ア防第 一 号  
令和 年 月 日学校法人武蔵野東学園  
理事長 寺 田 欣 司 様南アルプス市  
市長 金 丸 一 元

## 災害時避難場所等使用要請書

災害時における避難場所等として「南アルプスチロル学園」の使用に関する南アルプス市と学校法人武蔵野東学園との覚書に基づき、避難所の使用について、下記のとおり要請します。

## 記

|          |                                                                  |
|----------|------------------------------------------------------------------|
| 避難場所等の種類 | <input type="checkbox"/> 指定避難所 <input type="checkbox"/> 指定緊急避難場所 |
| 使用開始日時   | 令和 年 月 日 時から                                                     |
| 使用終了日時   | 令和 年 月 日                                                         |
| 使 用 施 設  | 「南アルプスチロル学園」施設のうち、指定された場所                                        |
| そ の 他    |                                                                  |

※連絡先      部      課      担当      電話

## 災害時等における相互協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨トヨタグループ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、南アルプス市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）が発生、または発生する恐れがあり、かつ災害救助法第2条が適用になる可能性がある場合（以下「災害時等」という。）に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、車両等、市民の安全確保に必要な機材物資等の貸与及び一時避難場所等としての施設の提供について必要な事項を定める。加えて、平常時においても車両等の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙が共に理解醸成に努めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に要請する協力の内容は、次の各号に掲げるもののうち、乙が協力可能な事項とする。

（1）次に掲げる車両・機材物資等の貸与

- ・プラグインハイブリッド車
- ・ハイブリット車
- ・貨物自動車（普通貨物車、小型貨物車）
- ・その他自動車からの外部給電に必要な機器
- ・フォークリフト
- ・冷暖房機器（インスパック、遠赤外線ヒーター等）
- ・安全確保に向けた資材（カラーコーン等）
- ・災害用資材（ブランケットレスキューシート、毛布、非常用トイレ、軍手等）
- ・災害用備蓄品（保存水、保存食、コンロ、カセットボンベ等）
- ・上記以外に災害時に有効活用が見込まれる物資や敷地

（2）乙が所有し、又は管理する次の施設を一時避難場所及び支援物資の集積場所として提供

- ・山梨トヨタ八田センター（住所：南アルプス市野牛島456-1）

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害時等における応急対策のため、前条の規定により乙の協力を必要とする場合、乙に対し口頭および書面により要請内容を連絡し、連絡を受けた乙が貸与可能な車両・物資等を確認し、甲に結果を連絡する。

2 甲は、乙に対し書面（様式1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。



- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、優先的に協力するよう努めるものとする。

(車両・物資等の引渡し)

第4条 乙は、第2条の規定による甲からの要請のうち、車両・物資等の貸与の場合は、乙が甲の指定する場所に車両・物資等を運搬し、確認の上、引渡しを行うものとする。

(貸与・提供期間)

第5条 車両・物資等の貸与期間は、引渡し後から10日間程度及び施設の提供期間は、提供開始から7日間とする。それぞれの期間変更の必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請に伴い、車両・物資等を引渡し、或いは施設を提供した場合は、甲に対し口頭により報告するものとし、事後速やかに書面(様式2号)を提出するものとする。

(車両・物資等の返却、施設の返還)

第7条 乙が甲に貸与した車両・物資等の返却及び提供施設の返還要領については、次の要領による。

- (1) 車両・物資等の返却時期及び場所については、甲乙協議の上、決定する。  
貸与した物資の中で未使用の保存水、保存食、非常物資等の取扱いについては、甲による買取または乙への返却を含めて、甲乙協議の上、決定する。
- (2) 一時避難場所或いは、支援物資の集積場所として提供した施設を返還する場合、甲は、施設を原状に復した後、乙の確認の上返還するものとする。

(諸経費の負担)

第8条 本協定に基づく協力のために要した諸経費(電気料金、燃料費、保存水・保存食・カセットボンベなど)については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、甲が負担するものとする。

- 2 前項の諸経費は、発災直前における適正価格を基礎として、甲乙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第9条 車両・物資等の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害

の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙で協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第10条の規定による。

(保険の扱い)

第10条 乙は車両等の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び自動車保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる手続きについては、全て乙にて対応を行う。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。尚、乙が加入する保険を使用する事により、将来的にわたっての負担が乙に発生する場合には甲乙が協議し対応方法を決定するものとする。

(費用の支払い)

第11条 当事者は、この協定に基づく正当な費用の支払い請求があった場合は、速やかに相手方に対して支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた車両・物資等を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 車両・物資等の使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、山梨県内で使用する。
- (3) 車両・物資等の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面（様式3号）により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(車両等の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

3 甲は貸与期間中、車両等に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議

する。

(訓練)

第15条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年1月26日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十九号

山梨トヨタグループ代表  
山梨トヨタ自動車株式会社  
代表取締役社長

佐々木 宏 明

【山梨トヨタグループ一覧】

◇山梨トヨタ自動車株式会社

〒400-0034 甲府市宝1丁目21-29

◇ネットトヨタ山梨株式会社

〒400-0043 甲府市国母5丁目6-17

◇株式会社トヨタレンタリース山梨

〒409-3854 中巨摩郡昭和町築地新田98

◇トヨタL&F山梨株式会社

〒409-3853 中巨摩郡昭和町築地新居709-1

◇株式会社湯村自動車学校

〒400-0026 甲府市塩部2丁目2-15

(様式 1 号)

南ア防第 一 号  
年 月 日

## 災害時における車両・物資等の供給要請書

山梨トヨタグループ 様

南アルプス市長

災害時における相互協力支援に関し南アルプス市と山梨トヨタグループとの協定第 3 条  
第 2 項の規定に基づき、次の通り要請します。

|                 |                                 |                   |
|-----------------|---------------------------------|-------------------|
| 担当者             |                                 | 所 属<br>氏 名<br>連絡先 |
| 口頭、電話等による要請の日時  |                                 | 年 月 日 時 分         |
| 貸与等協力を要請する理由    |                                 |                   |
| 車両・機材物<br>資等の貸与 | 貸与を必要とする電動車両<br>等の種類、<br>規格及び数量 | 種 類<br>規 格<br>数 量 |
|                 | 貸与を必要とする場所                      | 住 所               |
|                 | 貸与を必要とする期間                      | 年 月 日 ～ 年 月 日     |
| 施設の提供           | 提供を必要とする期間                      | 年 月 日 ～ 年 月 日     |
| その他必要な事項        |                                 |                   |

(写し送付先)

(様式 2 号)

第 年 月 日 号

災害時における車両・物資等の供給報告書

南アルプス市長 様

山梨トヨタグループ

災害時における相互協力支援に関し南アルプス市と山梨トヨタグループとの協定第 6 条の規定に基づき、次の通り報告します。

|                 |                                 |                   |
|-----------------|---------------------------------|-------------------|
| 担当者             |                                 | 所 属<br>氏 名<br>連絡先 |
| 車両・機材物<br>資等の貸与 | 貸与を必要とする電動車両<br>等の種類、<br>規格及び数量 | 種 類<br>規 格<br>数 量 |
|                 | 貸与を必要とする場所                      | 住 所               |
|                 | 貸与を必要とする期間                      | 年 月 日 ～ 年 月 日     |
| 施設の提供           | 提供を必要とする期間                      | 年 月 日 ～ 年 月 日     |
| その他必要な事項        |                                 |                   |

(写し送付先)

(様式 3 号)

第 号  
年 月 日

## 連絡責任者報告書

南アルプス市長 様  
(山梨トヨタ自動車株式会社 様)

山梨トヨタ自動車株式会社  
(南アルプス市長)

災害時における車両・物資等の支援に関し南アルプス市と山梨トヨタグループとの協定  
第13条の規定に基づき、次の通り報告します。

|      | 甲                                                                            | 乙                                                                                                                 |
|------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一順位 | 所 属 南アルプス市防災危機管理課氏 名<br>課長 小林 康志<br>連絡先 055-282-6494<br>090-8852-4127        | 所 属 山梨トヨタ自動車株式会社管理本部<br>氏 名 管理本部長 高原 健<br>連絡先 TEL 055-227-1252<br>FAX 055-227-1271<br>携 帯 090-3575-3918           |
| 第二順位 | 所 属 南アルプス市防災危機管理課<br>氏 名 防災担当リーダー 小林 弘典<br>連絡先 055-282-6494<br>090-1609-6150 | 所 属 山梨トヨタ自動車株式会社総務部<br>氏 名 部長 小宮山 稔<br>連絡先 TEL 055-227-1262<br>FAX 055-227-1271<br>携 帯 070-2911-4981              |
| 第三順位 | 所 属 南アルプス市防災危機管理課<br>氏 名 防災担当 塩沢 誠<br>連絡先 055-282-6494<br>090-8645-6526      | 所 属 山梨トヨタ自動車株式会社バリュー<br>チェーン推進室<br>氏 名 室長 青木 佐保利<br>連絡先 TEL 055-227-1268<br>FAX 055-227-1271<br>携 帯 080-5537-6302 |

## 災害時等における電力復旧のための連携等に関する基本協定

南アルプス市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の協力関係の構築等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、南アルプス市地域防災計画及び乙の防災業務計画に基づき、甲は住民の生命、身体及び財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時等における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

### （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、平時から災害時等における連携を図るため、連絡体制を構築する。

- 2 災害時において、停電が長期化することが明らかになり、かつ面的に広がっている場合、乙は甲との協議のうえ、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣し、相互に情報共有する。
- 3 派遣された乙の職員は、甲乙間の情報連携と要請窓口としての役割を担う。

### （情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時等における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報連携を行う。

- （1）乙は、甲に対して、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供する。
- （2）甲は乙に対し、住民が避難している地域及び避難所の情報を提供する。
- （3）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報を共有する。
- （4）甲は、乙に対して、甲の管理する道路の復旧見込（仮復旧含む）の情報を提供する。

### （相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時等における電力の早期回復を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- （1）停電復旧に係る応急措置の実施及び電力復旧の支障となる障害物等の除去
  - （2）甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
  - （3）住民への停電情報等の周知のため、甲及び乙が有する広報手段の利用
- 2 甲及び乙は、前項の協力事項について、相手方に協力を要請するときは、文書



により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 第1項の作業に伴い発生した事故への対応は、作業を実施した者が責任を持って行うものとする。

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割、具体的な実施事項等について、別に覚書等で定めることができるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年8月25日

甲 南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 甲府市丸の内一丁目10番7号  
東京電力パワーグリッド株式会社  
山梨総支社長 大 嶋 敬 史

## 災害時の避難場所等の利用に関する覚書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県立巨摩高等学校（以下「乙」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、南アルプス市内に地震、風水害、その他の災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、南アルプス市地域防災計画に基づく、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）とすることについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 本施設の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 山梨県南アルプス市小笠原1500番地2

施設名 山梨県立巨摩高等学校

（1）指定緊急避難場所

グラウンド、体育館、進修文化創造館及び校舎の一部

（2）指定避難所

体育館、進修文化創造館、芸術棟、食堂及び校舎の一部

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を避難場所等として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（協力体制）

第4条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第5条 乙は、災害時等において速やかに、避難場所等としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所等の管理）

第6条 避難場所等の管理は甲の責任において行うものとする。

2 避難場所等管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難場所等の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（避難場所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に業務を再開できるよう配慮するとともに、避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（避難場所等の終了）

第9条 甲は、避難場所等としてその使用を終了する際は、原状に復し乙の確認を受けた

後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項、その他、疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月10日

甲 住 所 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
氏 名 南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 住 所 山梨県南アルプス市小笠原1500番地2  
氏 名 山梨県立巨摩高等学校  
校 長 横 森 伸 司

## 災害時の避難場所等の利用に関する覚書

南アルプス市（以下「甲」という。）と山梨県立白根高等学校（以下「乙」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、南アルプス市内に地震、風水害、その他の災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、南アルプス市地域防災計画に基づく、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）とすることについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 本施設の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 山梨県南アルプス市上今諏訪1180番地

施設名 山梨県立白根高等学校

（1）指定緊急避難場所

グラウンド、体育館、格技場、文化創造館及び校舎

（2）指定避難所

体育館、格技場、文化創造館及び校舎

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を避難場所等として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（協力体制）

第4条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第5条 乙は、災害時等において速やかに、避難場所等としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所等の管理）

第6条 避難場所等の管理は甲の責任において行うものとする。

2 避難場所等管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難場所等の管理運営に係る費用及び原状に回復する費用を負担するものとする。

（避難場所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に業務を再開できるよう配慮するとともに、避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（避難場所等の終了）

第9条 甲は、避難場所等としてその使用を終了する際は、原状に復し乙の確認を受けた

後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項、その他、疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月10日

甲 住 所 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
氏 名 南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 住 所 山梨県南アルプス市下今諏訪1180番地  
氏 名 山梨県立白根高等学校  
校 長 中 村 千 尋

## 災害時における物資（ユニットハウス等）の支援に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、南アルプス市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

### （支援物資）

第2条 甲が乙に支援を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

### （要請の方法）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、前条の規定により乙の支援を必要とする場合、乙に対し書面（様式第1号）により、要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

### （供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り速やかに業務を実施するものとする。

### （引き渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

### （報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面（様式第2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

### （費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

### （費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の

承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

- 2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする、

(情報交換)

第9条 甲と乙とは、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、連絡責任者（様式第3号）を選任し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは、1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本所2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする

令和3年10月15日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 千葉県柏市新十余二5番地  
三協フロンテア株式会社  
代表取締役社長 長 妻 貴 嗣

## 山梨県における広域避難等に関する協定書

山梨県と山梨県内の各市町村（以下「県内各市町村」という。）は、広域避難（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第61条の4第3項に規定する広域避難をいう。以下同じ。）等の円滑な実施を確保するため必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

### （基本理念）

第1条 広域避難その他の市町村の区域を越える避難に当たっては、山梨県と県内各市町村は、災対法に定める手続を尊重しつつ、想定される被害の状況又は被害の発生状況に応じ、適切な指定緊急避難場所その他の避難場所（以下単に「避難場所」という。）を提供するために必要な体制を構築するものとする。

2 この協定は、災対法により県内各市町村が他の市町村と個別に広域避難等に係る協議を行うことを妨げるものではない。

### （広域避難に係る調整）

第2条 県内各市町村の長は、広域避難の必要があると認める場合であって、自ら災対法第61条の4第1項の協議を行わないときは、知事に対し、要避難者（同条第3項に規定する要避難者をいう。）に提供する避難場所に係る調整を求めることができる。

2 知事は、前項の規定による調整の要求があった場合には、保有する避難場所に関する情報（第4条第1項において「保有避難場所情報」という。）のうちから、当該要求内容に応じた避難場所を選定し、当該避難場所が所在する市町村の長にその利用の可否を確認の上、当該要求をした市町村長に回答するものとする。

### （避難場所の情報収集等）

第3条 県内各市町村の長は、知事に対し、あらかじめ、前条の規定による広域避難に係る調整に必要となる避難場所に関する情報を提供するものとする。

2 県内各市町村の長は、前項の規定により提供した情報を修正する必要があるときは、知事に対し、速やかに当該修正の内容を報告するものとする。

### （都道府県外広域避難に係る調整）

第4条 保有避難場所情報は、知事が他の都道府県の知事から都道府県外広域避難（災対法第61条の5第5項に規定する都道府県外広域避難をいう。）に係る協議があった場合にも利用することができるものとする。

2 知事は、県内各市町村の都道府県外広域避難の円滑な実施を確保するため、他の都道府県に係る避難場所に関する情報の相互提供が可能となるよう努めるものとする。

### （広域一時滞在等への準用）

第5条 この協定の規定は、災対法第86条の8第1項の規定による広域一時滞在及び災対法第86条の9第1項の規定による都道府県外広域一時滞在を行おうとする場合に準用する。



(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、広域避難及び都道府県外広域避難並びに広域一時滞在及び都道府県外広域一時滞在の実施に関し必要な事項は、知事と県内各市町村の長とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書28通を作成し、山梨県と県内各市町村が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年5月19日

山梨県知事      長崎 幸太郎

甲府市長      樋口 雄一

富士吉田市長      堀内 茂

都留市長      堀内 富久

山梨市長      高木 晴雄

大月市長      小林 信保

韮崎市長      内藤 久夫

南アルプス市長      金丸 一元

北杜市長      上村 英司

甲斐市長      保坂 武

笛吹市長      山下 政樹

上野原市長      村上 信行

甲州市長      鈴木 幹夫

中央市長      望月 智

|         |        |
|---------|--------|
| 市川三郷町長  | 遠藤 浩   |
| 早川町長    | 辻 一幸   |
| 身延町長    | 望月 幹也  |
| 南部町長    | 佐野 和広  |
| 富士川町長   | 望月 利樹  |
| 昭和町長    | 塩澤 浩   |
| 道志村長    | 長田 富也  |
| 西桂町長    | 山崎 泰洋  |
| 忍野村長    | 天野 多喜雄 |
| 山中湖村長   | 高村 正一郎 |
| 鳴沢村長    | 小林 優   |
| 富士河口湖町長 | 渡辺 喜久男 |
| 小菅村長    | 船木 直美  |
| 丹波山村長   | 岡部 岳志  |

## 災害時における仮設建物等の提供に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と株式会社内藤ハウス（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、南アルプス市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して市民生活の早期安定を図ることを目的として、仮設建物等の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

## （協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

## （要請資機材の品目）

第3条 甲が乙に要請する品目は、仮設建物と乙が保有又は調達できる資機材（以下「仮設建物等」という。）とする。ただし、山梨県がプレハブ建築協会へ斡旋の要請をする応急仮設住宅を除く。

## （協力の要請）

第4条 甲は、災害時において仮設建物等を必要とするときは、乙に対して、仮設建物等の提供についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、仮設建物等提供に関する請求書（別記様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の手段をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

## （供給の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、仮設建物等の優先提供をやむを得ない事由のある場合を除き、積極的に努めるものとする。

## （引渡し等）

第6条 仮設建物等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬・設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

2 納品確認の必要があれば、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

## （報告及び承認）

第7条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、仮設建物等提供完了報告書（別記様式2）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第8条 乙が提供した仮設建物等に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする

（管理義務等）

第9条 第6条の規定により仮設建物等が引き渡されてから、返還するまでの期間（以下「賃貸借の期間」という。）、仮設建物等の所有権は乙に帰属するものとし、甲は、善良な管理者の注意をもって仮設建物等を使用・管理しなければならない。

2 賃貸借の期間中の仮設建物等の破損及び毀損・滅失についての責は甲に帰属するものとし、修理及び補償並びに損失の補てんに関する費用はすべて甲の負担とする。

（管理義務追加条項）

第10条 前条の管理義務は、天災（地震・噴火・津波等）及び戦争・暴動を起因とする場合も同様とし、乙は甲の責に帰することができない破損及び毀損・滅失に関しても、修理及び補償並びに損失の補てんに関する費用を甲へ請求できることとし、甲はその支払い義務を負うこととする。

（連絡責任者）

第11条 甲及び乙は相手方への回答を円滑に行うため、双方の連絡責任者を定め、連絡責任者票（別記様式3）により通知するものとする。また、連絡責任者の変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、1年間更新されたものと見なし、以後も効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両名記名押印のう

え、各自その１通を保有する。

令和４年８月１２日

甲 山梨県南アルプス市小笠原３７６番地  
南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 山梨県韮崎市円野町上円井３１３９番地  
株式会社内藤ハウス  
代表取締役社長 内 藤 篤

別記様式 1（第 4 条関係）

年 月 日

株式会社内藤ハウス 様

山梨県南アルプス市長

仮設建物等提供に関する要請書

災害時における仮設建物等の提供に関する協定書第 4 条の規定により、以下の品目の提供を要請します。

1 引渡場所 \_\_\_\_\_

2 要請の仮設建物等

| 品 目 | 様 式 等 | 数 量 | 備 考 |
|-----|-------|-----|-----|
|     |       |     |     |

南アルプス市 連絡責任者

所 属 \_\_\_\_\_

職名・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 別記様式2（第7条関係）

年 月 日

南アルプス市長 様

株式会社内藤ハウス

## 仮設建物等提供完了報告書

災害時における仮設建物等の提供に関する協定書第7条の規定により、次のとおり仮設建物等の提供完了を報告します。

1 引渡場所 \_\_\_\_\_

2 提供の仮設建物等

| 品 目 | 様 式 等 | 数 量 | 備 考 |
|-----|-------|-----|-----|
|     |       |     |     |

株式会社内藤ハウス 連絡責任者

所 属 \_\_\_\_\_

職名・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 別記様式3（第11条関係）

年 月 日

## 連絡責任者確認票

災害時における仮設建物等の提供に関する協定書第11条の規定により、双方の連絡責任者を定めるものとします。

## 南アルプス市

| 所属・氏名            | 連絡先（電話・FAX・e-mail）                                                        | 緊急連絡先         |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 防災危機管理課<br>小 松 治 | 電話：055-282-6494<br>FAX：055-282-1112<br>e-mail：kiki@city.minami-alps.lg.jp | 090-2662-1697 |

## 株式会社内藤ハウス

| 所属・氏名                | 連絡先（電話・FAX・e-mail）                                                      | 緊急連絡先         |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 営業部<br>課長補佐<br>横森 成夫 | 電話：0551-27-2131<br>FAX：0551-27-2212<br>e-mail：yokomori@naitohouse.co.jp | 070-6632-3533 |

双方連絡責任者を変更した場合は、速やかに確認票を更新するものとする。



## 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）とサン建機リース株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、南アルプス市内において、地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲からの要請に基づき乙が行うレンタル機材の供給について必要な事項を定めることにより、市民の安全の確保に資することを目的とする。

## （内容）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し乙の保有するレンタル機材の供給を要請することができ、  
乙は、この要請に対し、乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

## （要請手続）

第3条 甲は乙に対し、前条の要請を行う場合、レンタル機材要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

## （レンタル機材の種類）

第4条 レンタル機材の種類は、建設用重機、仮設ハウス、仮設トイレ、事務所備品等、乙が保有又は扱う機材とし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

## （機材等の運搬、引渡し）

第5条 甲の要請により乙が供給するレンタル機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、レンタル機材を確認のうえ引き取るものとする。また、引渡し場所までのレンタル機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙の運搬ができない場合は、甲又は甲の指定するものが行うものとする。

## （報告）

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請に伴い、レンタル機材を供給した場合は、甲に対し口頭により報告するものとし、事後速やかにレンタル機材供給報告書（様式第2号）を提出するものとする。

## （経費の負担）

第7条 乙が供給したレンタル機材に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の賃貸借料は、災害発生時直前における適正な価格を標準とし、甲乙協議のうえ決定する。

3 レンタル機材を使用する際に係る燃料費及び破損等した場合の修理等の経費も甲の負担とする。

## （代金の支払）

第8条 甲及び乙は、甲がレンタル機材の供給を受けた後、支払いの時期を甲乙協議のうえ決定する。

2 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は、乙からの請求書を受理した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(報告)

第9条 本協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め連絡責任者報告書(様式第3号)により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年9月9日

甲 山梨県南アルプス市小笠原376番地  
南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 山梨県南巨摩郡身延町下山231番地104  
サン建機リース株式会社  
代表取締役 市 口 直 樹

様式第 1 号（第 3 条関係）

南 ア 防 第 一 号

令和 年 月 日

サン建機リース株式会社 様

南アルプス市長

## レンタル機材要請書

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書」第 3 条の規定に基づき、次のとおりレンタル機材の供給について、要請します。

| 引 渡 し<br>又は<br>納入品目<br>数 量 | レンタル機材                     | 品 目 名 | 数 量 |
|----------------------------|----------------------------|-------|-----|
|                            |                            |       |     |
|                            |                            |       |     |
|                            |                            |       |     |
|                            |                            |       |     |
|                            |                            |       |     |
|                            |                            |       |     |
|                            |                            |       |     |
|                            |                            |       |     |
| 引 渡 し<br>又は<br>納入日時        | 引渡し<br>・ 令和 年 月 日 時<br>納 入 |       |     |
| 引 渡 し<br>又は<br>納入場所        | 引渡し<br>・<br>納 入            |       |     |
| そ の 他                      |                            |       |     |

※連絡先 南アルプス市役所 総務部 防災危機管理室 防災担当

TEL 055-282-6494

FAX 055-282-1112

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

南アルプス市長 様

サン建機リース株式会社

レンタル機材供給報告書

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書」第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

| 引渡し<br>又は<br>納入品目<br>数 量 | レンタル機材                     | 品 目 名 | 数 量 |
|--------------------------|----------------------------|-------|-----|
|                          |                            |       |     |
|                          |                            |       |     |
|                          |                            |       |     |
|                          |                            |       |     |
|                          |                            |       |     |
|                          |                            |       |     |
|                          |                            |       |     |
|                          |                            |       |     |
| 引渡し<br>又は<br>納入日時        | 引渡し<br>・ 令和 年 月 日 時<br>納 入 |       |     |
| 引渡し<br>又は<br>納入場所        | 引渡し<br>・<br>納 入            |       |     |
| そ の 他                    |                            |       |     |

※連絡先 サン建機リース株式会社 担当

TEL

FAX

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

サン建機リース株式会社 様

（南アルプス市長）

南アルプス市長

（サン建機リース株式会社）

## 連絡責任者報告書

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書」第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

|              | 甲                                                                                             | 乙                 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 勤務時間内連絡先     |                                                                                               |                   |
| 連絡責任者        | 所 属 南アルプス市役所<br>防災危機管理課<br>氏 名 課長 志 村 太<br>連絡先 TEL 055-282-6494<br>FAX 055-282-1112           | 所 属<br>氏 名<br>連絡先 |
| 勤務時間外・休日等連絡先 |                                                                                               |                   |
| 連絡責任者        | 所 属 南アルプス市役所<br>防災危機管理課<br>氏 名 防災担当リーダー<br>小 松 治<br>連絡先 TEL 090-2662-1697<br>FAX 055-282-1112 | 所 属<br>氏 名<br>連絡先 |

## 災害時等における施設利用の協力に関する協定書

南アルプス市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、南アルプス市内において地震、風水害、その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する被災者（以下「車中泊者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「施設」という。）提供の協力に関して必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

## （協力内容）

第2条 乙の施設は、次のとおりとする。

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 店 舗 名  | 株式会社 ダイナム山梨 南アルプス店 |
| 所 在 地  | 山梨県南アルプス市桃園1070番地1 |
| 店舗責任者  | ストアマネジャー           |
| 構 造 等  | 木造構造               |
| 一時避難場所 | 施設駐車場              |
| 使用可能施設 | トイレ、水道施設他          |

2 甲は、次の各号において、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- （1）乙の施設の駐車場の一部を車中泊者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。
- （2）避難してきた車中泊者に対し、乙の施設が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3）災害対策関係車両の駐車や資機材の集積など、災害ボランティア関係等で使用すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一時利用制限など必要な措置を実施できるものとする。

## （要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

## (協力)

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容に従って可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力に当たっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

## (施設の利用等)

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えたうえで、甲に対して施設の利用開始可能時間を通知するものとする。

## (施設変更の報告)

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積や利用可能施設等に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

## (車中泊者の誘導)

第7条 乙は、乙の施設を利用する車中泊者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

## (費用負担)

第8条 災害時等における施設の利用は無料とする。

2 第2条第2項の協力要請に基づく車中泊者等が乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合には、甲が原状回復を行うものとする。

なお、原因者が不明なときは、甲乙協議のうえ対応するものとする。

## (利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、利用開始の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により利用期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙の承諾を得たうえで、期間を延長することができる。

## (利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

## (連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、相互に交換して連絡体制を確立するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第 1 2 条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定に基づき乙の施設を利用する車中泊者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第 1 3 条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第 1 4 条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第 1 5 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 1 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の 3 0 日前までに、甲、乙いずれからの特段の申出がないときは、更に 1 年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 7 月 2 8 日

甲 山梨県南アルプス市小笠原 3 7 6 番地  
南アルプス市長  
金 丸 一 元

乙 東京都荒川区西日暮里二丁目 2 7 番 5 号  
株式会社 ダイナム  
代表取締役 保 坂 明



様式第 1 号（第 3 条関係）

**緊急・重要**

年 月 日

株式会社ダイナム  
店舗責任者 様

南アルプス市長

## 施 設 利 用 等 要 請 書

「災害時等における施設利用の協力に関する協定書」第 3 条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

## 記

|     |                                           |
|-----|-------------------------------------------|
| 日 時 | 年 月 日 ( ) 時 分から<br>年 月 日 ( ) 時 分まで        |
| 場 所 | ダイナム山梨 南アルプス店<br>山梨県南アルプス市桃園 1 0 7 0 番地 1 |
| 内 容 | ・一時避難場所としての施設利用<br>・その他 ( )               |
| その他 |                                           |

※連絡先

担当：

電話：

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

株式会社ダイナム  
店舗責任者 様

南アルプス市長

施 設 利 用 等 終 了 連 絡 書

「災害時等における施設利用の協力に関する協定書」第10条の規定により、下記のとおり施設利用等の終了について連絡します。

記

| 利用終了日時 | 年 月 日 時 分                           |
|--------|-------------------------------------|
| 場 所    | ダイナム山梨 南アルプス店<br>山梨県南アルプス市桃園1070番地1 |
| 内 容    | ・一時避難場所の閉鎖<br>・その他（ ）               |
| そ の 他  |                                     |

※連絡先

担当：

電話：

## 様式第3号（11条関係）

## 連絡担当者名簿

## 【南アルプス市】

|                          |                   |        |                             |
|--------------------------|-------------------|--------|-----------------------------|
| 所在地                      | 山梨県南アルプス市小笠原376番地 |        |                             |
| 代表者氏名                    |                   |        |                             |
| 担当部署                     | 防災危機管理課           | 電話番号   | 055-282-6494                |
|                          |                   | FAX    | 055-282-1112                |
|                          |                   | E-mail | kiki@city.minami-alps.lg.jp |
| 担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）   |                   |        |                             |
| 第1順位者 防災危機管理課長 志村 太      |                   |        |                             |
| 自宅・ <b>携帯</b>            |                   |        |                             |
| TEL（勤務時間外） 090-2252-6560 |                   |        |                             |
| 第2順位者 防災担当リーダー 高畑 英司     |                   |        |                             |
| 自宅・ <b>携帯</b>            |                   |        |                             |
| TEL（勤務時間外） 090-1764-7519 |                   |        |                             |
| 第3順位者 防災担当 深澤 俊哉         |                   |        |                             |
| 自宅・ <b>携帯</b>            |                   |        |                             |
| TEL（勤務時間外） 090-9012-9757 |                   |        |                             |

## 【株式会社ダイナム】

|                          |                    |        |              |
|--------------------------|--------------------|--------|--------------|
| 所在地                      | 東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号 |        |              |
| 代表者氏名                    |                    |        |              |
| ダイナム<br>担当部署             | ダイナム山梨<br>南アルプス店   | 電話番号   | 055-280-8250 |
|                          |                    | FAX    | 055-280-8285 |
|                          |                    | E-mail | なし           |
| 担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）   |                    |        |              |
| 第1順位者 ストアマネジャー           |                    |        |              |
| 自宅・ <b>携帯</b>            |                    |        |              |
| TEL（勤務時間外） 080-5967-0413 |                    |        |              |
| 第2順位者 店舗会社携帯             |                    |        |              |
| 自宅・ <b>携帯</b>            |                    |        |              |
| TEL（勤務時間外） 080-9866-5022 |                    |        |              |
| 第3順位者 地域共生担当             |                    |        |              |
| 自宅・ <b>携帯</b>            |                    |        |              |
| TEL（勤務時間外） 080-5967-9946 |                    |        |              |

## 災害時における停電復旧及び道路啓開作業の連携に関する覚書

南アルプス市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社（以下「乙」という。）は、令和3年8月25日に締結した「災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定」に基づき、停電復旧に係る応急措置に支障となる電柱・電線に接触している樹木などの障害物の除去、道路啓開に必要な電線等の除去等（以下「停電復旧作業」という。）及び南アルプス市が所管する道路の通行に支障となる障害物の除去等（以下「道路啓開作業」という。）の連携に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、災害の発生に伴う大規模停電発生時に、住民生活の早期安定を図るため、甲及び乙それぞれがもつ資源を効果的に投入し、甲が行う道路啓開作業及び乙が行う停電復旧作業を連携して実施するための連絡体制を確立することにより、甲は迅速な道路啓開を行い、もって乙は早期の停電復旧を実現することを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 本覚書は、災害の発生に伴う大規模停電発生時に、甲が行う道路啓開作業及び乙が行う停電復旧作業の連携について適用する。

### （対象範囲）

第3条 対象とする区域は、甲が管理する道路区域及び道路法第44条に基づき指定された沿道区域とする。

### （連絡体制）

第4条 甲及び乙は、大規模停電発生時又は発生するおそれがある場合は、早期の道路啓開及び停電復旧に向けた連携等のための連絡体制を確立する。

2 連絡体制の詳細については、別添1「復旧作業および啓開作業における連携フロー」にて定めるものとし、変更が生じた場合、随時更新のうえ、甲及び乙で共有するものとする。

(要請の手続等)

第5条 乙が甲に対して停電復旧作業への協力を要請する場合又は甲が乙に対して道路啓開作業への協力を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載した書面またはメール等電子媒体を提出するものとする。

- (1) 要請の種別（電力設備の除去／ 障害物の除去作業／両者）
- (2) 場所（直近の電柱番号、住所、地図、世界測地系の緯度経度座標（度単位））
- (3) 作業内容
- (4) 作業希望日時
- (5) 要請者連絡先
- (6) その他必要な事項

2 緊急と判断された場合は、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業実施後、前項に基づく手続きを行う。

(道路区域における作業の実施)

第6条 甲及び乙は要請があった場合、自ら行う業務に支障の無い範囲において、可能な限り協力するものとする。

- 2 甲は、迅速な道路啓開のために必要と認められるときは、乙に対して道路啓開作業の協力を要請できるものとする。
- 3 乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、甲に対して停電復旧作業の協力を要請できるものとする。
- 4 甲は、乙の作業開始が遅れ、迅速な道路啓開に支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、電話等で乙に連絡したうえで、通行の支障となる電力設備の除去を実施することができる。
- 5 前項による除去作業を甲が実施する際、甲は乙に対し、停電復旧作業に精通し現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請し、同技術員の指示に基づき除去等を実施することとする。
- 6 乙は、前項により、甲から技術員の派遣の要請を受けたときは、可能な限り迅速に乙の技術員を派遣することとする。

(実施責任)

第7条 甲が行う道路啓開作業及び乙が行う停電復旧作業に係る関係機関への周知及び実施に伴う第三者からの問い合わせ等への対応は、甲及び乙が連携して行うものとする。

2 道路啓開作業及び停電復旧作業の協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(費用の負担)

第8条 基本的に道路啓開作業に係る費用は甲が負担し、停電復旧作業に係る費用は乙が負担することとするが、詳細については甲乙協議にて決定するものとする。

2 前項において甲乙協議する際の考え方については、別添2の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

3 第6条第2項により乙が実施した道路啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。

4 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。

5 第6条第3項により甲が実施した停電復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。

6 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本覚書に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第10条 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本覚書は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって自動更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 11 条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 7 月 28 日

甲 南アルプス市小笠原 3 7 6 番地

南アルプス市長 金 丸 一 元

乙 甲府市丸の内一丁目 10 番 7 号  
東京電力パワーグリッド株式会社

山梨総支社長 大 嶋 敬 史